

IT 5A 96

蜀山人全集
卷三

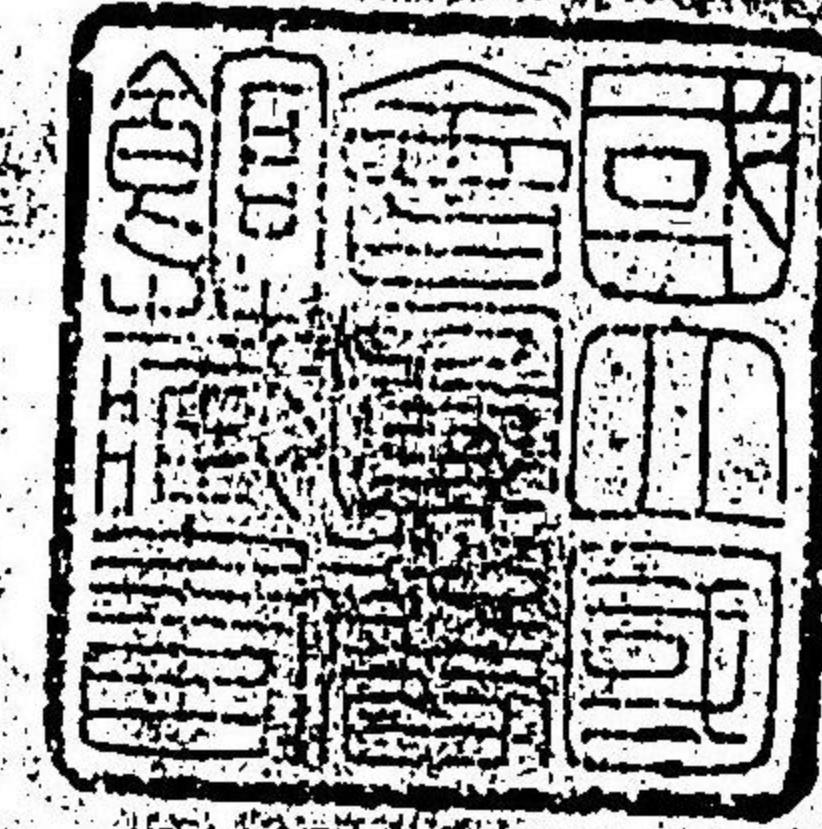
新百家説林

蜀山人全集 卷三

目次

半日閑話	一頁
瀬田問答	四六一頁
俗耳鼓吹	四七五頁
迦遊從之	五一〇頁
石楠堂隨筆	五二〇頁
百舌の草莖	五五〇頁
瓊浦雜綴	五七八頁
瓊浦又綴	六一九頁

新百家説林 目次



~~9185~~
~~Q846~~
54

918.5
Q846



261241

玉川砂利	六五五頁
向岡閑話	六八四頁
金層木	七二三頁
南畝莠言	七三九頁
奴胤	七九六頁
假名世説	八三三頁

解題

半日閑話 寫本 廿五卷
 市井の見聞雑事を記せる隨筆にして山人の筆に成りたる事は疑ふべくもあらねど其編輯命題等は恐らく後人の手に成りたるものなるべし本書卷十二明和五年以下卷十六文政六年に至る迄三百餘條の記事は別に街談録の名を以て流布せり是れ山人自ら編みて自ら命題したるものなるべし半日閑話異本數種を参照するに皆卷十二以下六卷乃至七卷に分ちて之れを收めたり山人の全集としては街談録の名を以て収録するを至當とするも街談録を増補せる半日閑話中よりは是れを除きて該書の体裁を損するに忍びず茲に事由を記して街談録の名を本集より除く事とせり覽者街談録を知らんとせば本書の卷十二乃至卷十六を以て同書と看做されんことを乞ふ

瀬田問答 寫本 一卷
 諸般の雑事に就き山人の問に應じ瀬名貞雄の答へたるものを編みたるなり

俗耳鼓吹	寫本 一卷
隨筆なり天明八年の自序あり	
遊遊從之	寫本 一卷
博物に關する雑事に就き山人の問に應じ木村孔恭の答へたるものを編みたるなり享保二年の序あり	
石楠堂隨筆	寫本 二卷
隨筆なり寛政十二年の序あり	
百舌の草莖	寫本 二卷
肥前長崎に滞在せる折からの日記體隨筆なり文化元年の序あり	
瓊浦雜綴	寫本 三卷
肥前長崎滞在中雜事の書留にして文化元年より同二年に至る	
瓊浦又綴	寫本 二卷
瓊浦雜綴中に書き洩らせる事を記したる同書の餘筆なり	
玉川砂利	寫本 一卷
公事を以て武州玉川邊を巡視せる時に記したる隨筆なり文化六年の序あり	
向岡閑話	寫本 二卷

同玉川巡視中の隨筆なり文化五年の序あり
 金厨木 寫本 一卷
 隨筆なり文化六年筆を起し翌七年初秋稿を終る
 南畝秀言 文化十四年板 二卷
 隨筆にして重に故實に關する記事多し門人文寶亭
 の編輯に係る
 奴風 寫本 一卷
 隨筆なり文化十五年の序あり
 假名世説 寫本 一卷
 古今知名の人物の逸事を記し或は評論したるもの
 なり門人文寶亭の補する處多し

増訂 半日閑話目録

○卷一

禁裡附勤方 一六
 御當家御佳例正月元日献立 一六
 御煤納御規式 一七
 竹千代様御誕生ニ付從禁裡御祝儀物 一七
 若君様御着袴御規式次第 一九
 將軍家御裝束之事 二一
 武臣裝束之事 二二
 大唐紙 二二
 延享三年吉原細見序 二三
 拳打の圖解 二三
 京風いろは短歌稿 二四
 釘隠し 二五
 信州水内郡百姓騒動 二五
 淺草觀世音開帳 二五

東照宮百五十回忌參向公卿

御賣の笛 二五
 蚊のまじなひ 二九
 有徳院殿御謚號出所 三〇
 柿本社神階 三〇
 國々御朱印 三一
 洛中洛外總町數人家數改日記 三一
 御扶持方渡之覺 三三
 火事場御書付 三五
 寛政七年落雷 三六
 安永三年落雷 三九

○卷二

清水殿逝去御書付 四〇
 寛政七年 御成 四一
 築地本願寺本堂再建入佛 四一
 清水殿御殿諸士被仰渡 四一
 僧侶御仕置 四三

總姫様御事 四八
 非人取締方之書付 四八
 金銀出入御觸書 四九
 改曆宣下 五〇
 西本願寺門跡參向 五〇
 林大學頭へ被仰渡候書 五一
 寛政九年顔見世 五一
 御連歌 五一
 大納言様 御成 五二
 豐三郎様御誕生 五二
 廣忠様二百五十回忌 五二
 綾姫様御誕生并に御逝去 五二
 愷千代殿御養子 五二
 青木郷助被召出候事 五三
 品川沖の鯨 五三
 京都大佛焼失 五三
 豐三郎様御逝去 五三
 格姫様御誕生 五三
 アダン及草筆 五三

勢州角屋七郎次御朱印願書寫	五四	天狗かくし	七二	大坂出火(寛政四)	八三
寂光寺鐘銘	五五	會津風俗	七二	偷言	八五
踊船古圖並考	五五	小野蘭山卒日	七二	釣船清次か事	八六
西九裏門番頭役名	五六	天明八年御用金被仰付候	七二	大石内藏介の書簡	八七
奥御祐筆初	五六	町人	七二	南潤曾(安原)之詩	八九
清人の假名書	五六	人排	七二	義士名譽	八九
貞享小身者書上	五七	角澤大學か事	七二	大石内藏介の人物	九〇
蝦夷制札	五七	嵯峨物語の事	七三	史館晴望	九〇
犬毛付書上帳	五七	蹴鞠上覽記	七四	契冲法師の歌	九〇
中野御大預	五九	隠居願濟候節御褒美の事	七六	和歌三神の發句	九〇
日比谷御門番家來及傷	五九	北條氏綱連歌	七六	〇卷四	
常盤橋御門番家來及傷	五九	祐成時宗の父始末書	七六	一柳勘之丞一件	九一
竹橋御門番家來及傷	五九	村上氏を送る歌	七六	京極備前守病氣退役願一件	九四
〇卷三		小林重高の歌	七六	戲場回録年歴録	九四
仙洞御所御移徙行例	六〇	觀世流諸番附	七七	寛永寺御歴代	一〇〇
仙洞御所御幸始行例	六六	渡錢	七八	和漢同案	一〇〇
淀川の水車	七〇	外山屋敷一見の記	七八	今上皇帝御製	一〇〇
大成殿の棟木	七〇	九鬼家陣羽織	八三		
		肥前國島原山海大變の一			

幸若音曲由緒	一〇〇	諸先生法號	一〇七	麻笥の字	一一
一柳盛物一件	一〇三	鼠喰田畑	一〇八	山の根	一一
一寸八步古法の物七つ	一〇三	奈萬須盛方の辭世	一〇八	上巳	一一
江戸町人へ御金被下	一〇三	町々入用減方狂歌	一〇八	獨消	一一
相州小田原最勝寺金印	一〇四	神田祭禮狂歌	一〇八	とろ汁	一一
七字の口傳	一〇四	尾州大風津浪	一〇八	足輕	一一
兼好法師の歌	一〇四	英一蝶	一〇九	あみ笠	一一
元政法師の歌	一〇四	慶長以來金銀錢	一〇九	様の字	一一
林道春の發句	一〇四	淨女の事	一〇九	千木かつほ木	一一
字典抄書	一〇四	〇卷五		コツテ鳥	一一
鶴の紋	一〇四	幸手宿の帶地	一一〇	十語五草	一一
鶴退	一〇四	大佛	一一〇	日本奇跡考抄	一一
乾隆帝賀	一〇四	山崎宗鑑	一一〇	世繼物語の辨	一一
源氏物語人名	一〇五	木村長門守最期雪操	一一〇	四家由緒	一一
求象牙	一〇五	江戸櫻田	一一〇	古錢	一一
房州小泉院境内陥りし事	一〇五	年不取川	一一〇	三代集人名	一一
耀姫君死去	一〇五	書物表紙どうさの製法	一一〇	淀河詩	一一
お通か事	一〇五	密陀油製法	一一一	延喜日本記竟宴歌	一一
廣惠濟急方	一〇六	朱墨製法	一一一	元日詩	一一
奥州仙臺敵討	一〇六			上槇町珍事	一一

伊奈一件

藤澤山宇賀神縁起

附 南朝門跡の事、御影相承の次第、御夢想の連歌、藤澤山寶物之引

○卷六

- 國々にて變りたる義の事 一二七
- 城のなき國々の歌 一二八
- 海のなき國々の歌 一二八
- 京都町數男女數 一二八
- 天女降て男に戯るゝ事 一二九
- 栗の木に文字顯はるゝ事 一二九
- 八左衛門河童と勝負を決したる事 一二九
- 花形名所 一三一
- 御三年合戦繪卷物の内 一三一
- 紀伊國異國船漂着書付 一三二
- 半井家傳系 一三二
- 上野執當より寺社奉行へ 一三三
- 差出候書付 一三三
- 越中守殿御作事奉行へ御 一三三

渡候書付

- 御用金被仰付候町人 一三四
- 御代官手代被仰付候書付 一三五
- 御徒支配へ御書付 一三五
- 禁裡炎上ニ付傳奏衆へ被遣候書付並御用掛役人姓名 一三六

○卷七

- 上意御書付 一三九
- 文武藝道御書付 一四〇
- 寄塲人足へ被仰渡候書付 一四〇
- 江戸惣町並男女數 一四一
- 義匠揚名傳 一四四
- 萬若君御法號 一四六
- 山岡瀨兵衛由緒書 一四七
- 曲淵勝左衛門由緒書 一四八
- 王寧字紫竹堂五雲子先生系圖 一四九
- 善長堂高桑雲元家系 一五一
- 高桑雲元奇談 一五二

○卷八

- 冢田虎奉白川候文 一五三
- 石川丈山墓碑銘 一五四
- 鳥羽戀塚の碑銘 一五五
- 泔杯 一五六
- 細川越中守殿中變死 一五六
- 祇園可音物語 一五九
- 藤枝外記變死 一六一
- 興清濱臣和歌狂歌 一六一
- 近衛左大臣の歌 一六二
- うんすんかるた打方 一六三
- 享保四年大小 一六四
- 宗門の訴 一六五
- 越後一本木温泉錄 一六五
- 武州揚尾宿敵討 一六五
- 大傳馬町煙管屋娘怪異 一六五
- 白氣雲出 一六六
- 文政庚辰年流言 一六六
- 大火手紙の文 一六六

長嶽會

- 田安御殿のくせもの 一六六
- 椽屋與左衛門傾滅 一六七
- 繪本太閤記絶板被仰付 一六八
- 御代官御下金 一六八
- 御勘定奉行より村觸 一六八
- 留守居御仕置 一六八
- 佐渡御廻米焼失 一六八
- 龍虎梅竹の杖 一六八
- 御神忌濟殿中次第 一六九
- 中山大納言一件 一六九

○卷九

- 狐狸要鍼醫 一七〇
- 移梅得鯉 一七〇
- 老媪入室 一七〇
- 畦雲堂の記 一七〇
- 千首和歌草 一七〇
- 甲州古鐘銘 一七五
- 橘千蔭文 一七五

宇都宮鐵卒都婆

- 大石主税刀 一七六
- 萬事吉兆の圖説 一七八
- 臺灣軍談 一八一
- 素觀道人傳 一八一
- 擁書城 一八二
- 大坂町中人別 一八二
- 書人汝圭書簡 一八三
- 武藏志料長歌並約歌 一八四
- 山岡明阿彌文 一八四

○卷十

- 朝鮮國王奉書 一八六
- 蒲生記 一八八
- 細井系圖 一八九
- 天野氏證文 一九一
- 上野村岡系圖 一九四
- 牛袋系圖 一九五
- 後藤系圖 一九八
- 本願寺系圖 二〇〇

高田專修寺系圖

- いつもし 二〇三
- 後藤三右衛門金座改役被仰付 二〇三
- 蜷川親元和歌 二〇五
- 増島金之丞儒者見習被仰付 二〇五
- 雲根志 二〇六
- 廣德寺前女殺 二〇六
- 秋野新七種 二〇六
- 文化七年の災害 二〇七
- 日蓮上人文 二〇七
- ヨイ病 二〇七
- 秋田、雄鹿大地震 二〇七
- 武藏野話 二〇七
- 婢髮切の怪 二〇七
- 神田藍染川の怪犬 二〇八
- 屋根に溺死人落つ 二〇八
- 上野山下兩士及傷 二〇八
- 中萬字屋の幽霊 二〇八

連歌式

二〇八

○卷十一

- 芻虎説 二〇九
- 寛政度兩國橋渡初 二一〇
- 東本願寺繪圖及平瓦圖 二一〇
- 將軍(大猷院)宣下記 二一一
- 將軍(殿有院)宣下記 二二六
- 將軍(文昭院)宣下記 二二八
- 仰高日録 二二〇
- 謝肇制 二二〇
- 象瀉神祠碑銘並序 二二〇
- 詩文 二二〇
- 義奴市兵衛の事 二二二
- 月餅 二二二
- 利根水溢 二二二
- 長命縷 二二二
- 不二山詩佐藤垣 二二三
- 武徳大成記 二二三

○卷十二

- 新吉原焼失並火龍骨 二三四
- 髪切 二三四
- 四文錢、五匁銀通用 二三四
- 尾州五段長屋 二三四
- 日光御社參被仰出 二三四
- 飴賣土平の歌 二三四
- 吉原心中 二三四
- 西丸御修復 二三五
- 湯島るびす開帳 二三五
- 佃島渡船轉覆 二三五
- 淺草寺開帳 二三五
- 淺草名物 二三五
- 蕎麥粉の毒 二三六
- 笠森お仙其外 二三六
- 再日光御社參被仰出 二二七
- 兩國油屋の妻夫の妾を殺す 二二七
- 娘評判記 二二七
- 彗星出る 二二七
- 神田祭禮喧嘩 二二七
- 明和伎鑑 二二七
- 稻葉風 二二七
- 阿波夢物語 二二七
- とんだ茶釜 二二八
- 林屋お筆 二二八
- 湯島天神開帳奉納物 二二八
- 星月を貫く 二二八
- 興津に外國船漂着 二二八
- 嵯峨清涼寺釋迦如來開帳 二二八
- 白氣及幸星現はる 二二八
- 鈴木春信死す 二二八
- 身延山七面開帳 二二九
- 赤氣現はる 二二九
- 諸國早魘 二二九
- 東福寺毘沙門開帳并靈寶 二二九
- 釋迦嶽雲右衛門 二三〇
- 疱瘡流行 二三〇
- 頓河法師追善和歌 二三〇

宗對馬守家來虎を討

二二二

不忍辨財天開帳

二二三

御儉約御觸

二二三

新吉原焼失

二二三

伊勢參宮流行

二二三

禁裡御即位

二二三

大旱

二三四

田安公逝去

二三四

三叉築出新地

二三四

鑫

二三四

心觀院御薨去并出棺行列

二三四

樂研堀新地

二三七

日光御社參被仰出

二三七

内藤新宿

二三七

江戸大火

二三七

雪中庵蓼太

二三九

心觀院御廟炎上

二三九

防火の面々へ御褒美

二三九

内藤新宿遊女町見世開

二三九

類焼ニ付拜借金及御救金

二三九

高

二二九

大曲馬見世物

二二九

有馬怪獸

二四一

市川團藏死す

二四一

中村仲藏

二四一

土用冷氣

二四一

御普請御用掛

二四一

名主彦四郎奇特

二四一

スベタゴマの事

二四二

日光御門主薨去

二四二

神奈川の鯨

二四二

長五郎坊主

二四二

大風

二四二

薩州奇獸山嵐

二四二

門に小松

二四二

宮様御到着

二四三

諸職人作料

二四三

紀州侯花火

二四三

歸り花

二四三

兩頭龜

二四三

南鐐二朱銀通用 二四三

大風雨 二四四

上野凌雲院一件 二四四

外櫻田、神田橋御門普請 二四五

幸四郎、高麗藏改名 二四五

上野炎上 二四五

松平讃岐守名代として上京 二四五

類焼の御老若本宅へ移る 二四五

年號改正 二四六

雲助風邪 二四六

童謡二條 二四六

女御入内 二四六

淨岸院逝去 二四六

女御入内御祝儀 二四六

本田齋に燈籠賣 二四六

觀世音義軌 二四七

猿若狂言 二四七

萬壽姫逝去 二四七

凌雲院回録 二四七

市中夜廻	二四七	地震	二五〇	大雷	二五四
御料理御儉約を解く	二四七	兩替屋錢屋への御觸	二五〇	山王祭禮	二五四
禁裡御疱瘡	二四八	童謠	二五一	日輪寺能狂言	二五四
瀬川路考	二四八	後藤家盜難	二五一	田安公逝去	二五四
狐天狗妖言	二四八	投扇興流行	二五一	御腹中御禮	二五五
清水釣鐘	二四八	落書	二五一	地震	二五五
疫病流行	二四八	○卷十三		大川橋出來	二五五
上州五官村變事	二四八	飛彈國百姓騷動取鎮	御	地震	二五五
一橋松平鎌三郎殿卒去	二四八	寝美	二五二	蓮光院	二五五
疫病流行ニ付人參被下	二四八	川口善光寺開帳	二五二	頭巾の觸書	二五五
尾張殿逝去	二四八	仙實十七八の歌	二五二	めぐりかゝるた制禁	二五五
松島卒去	二四九	雜司ヶ谷の額	二五二	寒氣甚し	二五五
湯島聖德太子開帳	二四九	有栖川宮御到着	二五三	上野御成	二五六
平井渡六部像	二四九	阿蘭陀人來	二五三	清水觀音井の頭辨天開帳	二五七
赤坂名主千太郎辭世	二四九	有栖川宮御對顏并御馳走	二五三	吉田仙吉一件	二五七
公家御對顏并御能	二四九	石地藏踊る	二五四	清水觀音開帳	二五七
半井、今大路兩家	二五〇	放屁見世物	二五四	日光御社參	二五七
鬼子母神	二五〇	淺草竹町橋普請	二五四	開帳場騷動	二五七
飛彈國百姓騷動	二五〇	觀世流新謠	二五四	霖雨	二五七
白鳥料理	二五〇			川井越前守卒	二五七

種姫御養女	二五八	日光新宮荒去	二六〇	童謠	二七二
暖氣	二五八	尾張中將逝去	二六〇	町火消敗訴	二七二
因果地藏	二五八	中堂御修復	二六〇	信濃國百姓騷動	二七二
松葉屋瀬川	二五八	童謠	二六〇	櫻川お仙	二七二
鱗形屋草双紙并お駒染	二五八	吉原俄	二六〇	童謠	二七二
竹橋御鐵砲盜	二五九	水海神	二六〇	流鏑馬	二七二
日光御社參供奉の者へ金	二五九	童謠	二六一	中野の訛言	二七三
銀被下	二五九	身延山七面堂燒失	二六一	道成寺狂言	二七三
堺町茶屋の切腹	二五九	上野本坊御成	二六一	湯島天神開帳	二七三
市村座助六狂言大當	二五九	花又村酉の市	二六一	淺草觀世音開帳	二七三
戀娘昔八丈	二五九	座頭官位	二六一	平鹽寺住職家來殺し	二七三
日光御供行列役人付	二五九	弓町路考	二六一	富突禁止	二七三
眞崎稻荷の御出狐	二五九	小普請御書付	二六一	黍團子	二七三
日光御社參	二五九	惣領御番入書付	二六一	とんだ靈寶	二七四
麻疹流行	二五九	數へうた	二六九	地藏の疱瘡	二七四
奥州敵討	二五九	テコスル	二七〇	本郷元町彌陀怪異	二七四
藍返し染	二六〇	弘慶子、福輪糖、霞糖、與		久遠寺日唱一件	二七五
地紙形錦繪	二六〇	勘平齋樂	二七〇	増上寺と本願寺公事答書	二七五
大橋三つ股繁昌	二六〇	江戸自漫	二七一	木挽町主殺人相書	二八一
女力持	二六〇	繪草紙	二七二	市川中車死す	二八一

兩國橋の狼	二八一	芳澤崎之助改名	二八四	卯年大小算考	二九五
童話	二八二	深草燒	二八四	おいらんはなし	二九五
淺草藏宿町人禁獄并落書	二八二	禁裡へ怪敷者忍入	二八四	米相場御趣意	二九六
○卷十四		麻布御鐵砲組異變	二八六	清水御米被進	二九七
御厩谷出火	二八二	新シ橋心中	二八七	惣領御番入	二九七
市川五粒死す	二八二	富本豊前掾受領の會	二八七	○卷十五	
深川角力	二八二	南部寄鯨	二八七	秀頼長壽并義經の事	二九九
蕎麥屋	二八二	長安寺變事	二八八	殿中爭論	二九九
千年土龍	二八二	二分判金通用	二八八	森直之進一件	二九九
無宿御書付	二八二	但馬國大雪	二八九	屋敷内の博奕	三〇〇
あんけらこんけら糖	二八三	松平越前守加増	二八九	小日向邊の怪異	三〇一
五月晦日の豆まき	二八三	諸藝集會御觸	二八九	紀州屋敷怪談	三〇二
六月朔日の雑煮	二八三	浦賀ヘイギリス船來着	二九〇	向島相對死	三〇二
善光寺如來開帳	二八三	町田和之助妹狐につかれ	二九〇	信州風俗	三〇二
野島地藏開帳	二八四	し事	二九二	兄殺	三〇二
菩提樹の實降る	二八四	吹上御庭植込の松	二九二	松平信濃守酒亂	三〇三
護國院にて善光寺如來内	二八四	栗西市之丞獄門	二九三	信州淺間嶽下奇談	三〇三
許	二八四	竹本安藝守自害	二九三	紅葉山下御門出火	三〇四
尾張殿御籬中逝去	二八四	狂言師三勝訴狀	二九四	代官町追はぎ	三〇四
		御役人役者評判	二九四		

麴町貝坂殺害	三〇四	侍の強弱	三二三	青山の男女お琴が後聞	三三〇
四谷千日谷追はぎ	三〇四	古井鐵之助密通の事	三二三	山田仙之助一件落着	三三一
宮様御門前あばれもの	三〇四	御座敷内紛れ者の事	三二三	平岡四郎兵衛及傷	三三一
和田庄五郎變死	三〇五	稻垣若狹守嫡子亂心	三二三	四ッ谷小兒殺	三三一
内方鐵五郎變死	三〇五	赤城油揚屋女房	三二四	麻布十番火付	三三一
盜賊の奇談	三〇五	鳴子密夫	三二四	東條源右衛門屋敷切腹	三三一
家來の正直	三〇六	山形吉兵衛母亂心	三二四	件	三三一
町人徒黨	三〇七	カヒタン船	三二五	水野貞五郎父伊右衛門	三三一
針醫元哲物語	三〇七	敵討	三二五	件	三三一
本門寺石棺の事	三〇八	青山宮様御門前盜賊	三二五	永井大之丞腰元自害	三三三
吉際八十八酒亂	三〇九	乞食仕置	三二六	日輪横に没す	三三四
松平伯耆守隱居放蕩	三〇九	○卷十六		美濃伊勢近江地震	三三四
小笠原官次郎一件	三〇九	青山原宿夫殺	三二六	依田金三郎仲間喧嘩	三三四
兩國橋巷説	三〇九	會津相馬兩侯家來道中喧嘩	三二六	隄尺奇夢	三三四
本所密夫一件	三〇〇	○卷十五		青木力藏一件	三三六
山田仙之助一件	三〇〇	近藤斧助町人を殺す事	三二七	寛太郎助中小性一件	三三六
能勢半左衛門一件	三〇一	青山の男女お琴	三二七	能勢市兵衛家來自害	三三七
曲淵甲斐守娘出奔	三〇一	小女變死	三二八	森主膳中間強情	三三七
青山長谷寺亂心者	三〇二	土岐山城守の大猫	三二八	犬塚幸次郎一件	三三七
辻強盜	三〇二		三二九	増井惣八郎一件	三三七

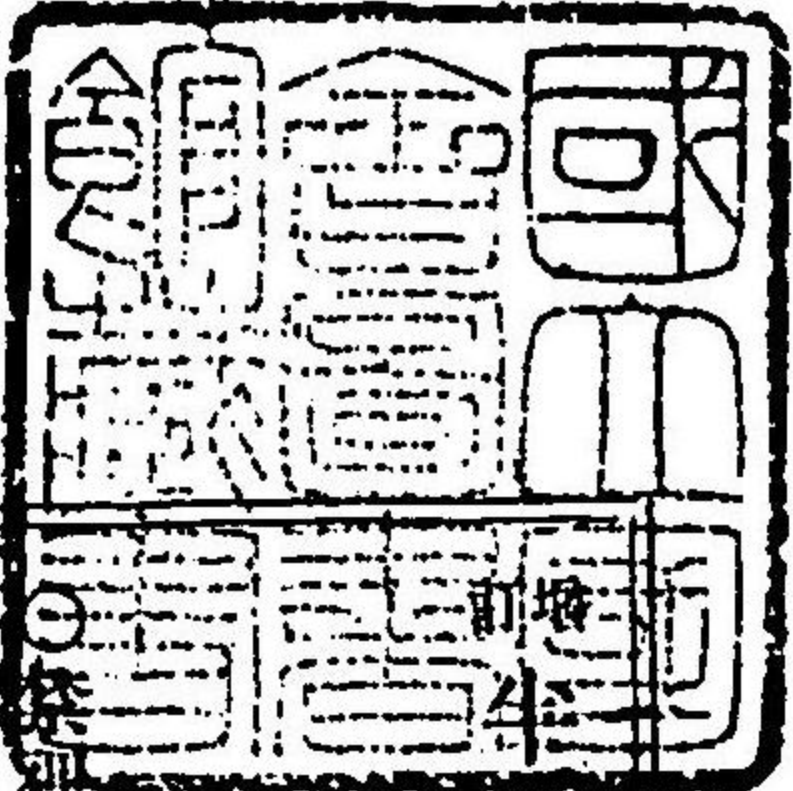
吹上大的上覽の節酒狂	三三八	馬玉	三三三	長崎の唐寺	三三八
松平外記亂心	三三八	文字意同	三三三	十六日櫻	三三八
田付四郎兵衛自害	三三九	佐渡大火	三三三	今物語	三三九
甲賀組屋敷にて小童打殺	三三九	僧百拙詩	三三三	蓬萊山	三三九
さる	三三〇	杏壇門の額	三三四	山晉草詩	三三九
青山新屋敷及傷	三三〇	人事記	三三六	佐々木一貫歌	三三九
赤坂藤掛氏焼失	三三〇	鳴翠歌	三三六	押山伯榮の話	三三九
瀧與一郎方の妖怪	三三〇	沈楷世詩	三三六	冬夜客至詩	三三九
下谷小兒喰殺	三三一	沼田城主考	三三六		
一ツ木の蛇	三三一	天恩山問答記	三三六	○卷十八	
鈴木越中守仲間喧嘩	三三一	哭壽人吉田蘭香	三三七	奉奏樂儀注	三四一
阿部駿河守舊臣の不埒	三三一	緒方光琳卷物	三三七	昌平余筆引并詩文	三四六
大石落つ	三三一	聖堂虫干	三三七	太十郎答書	三四七
大風	三三一	蘇沈良方	三三七	對州大森氏話	三四八
眞野鐵太郎一件	三三一	題翠峰院詩	三三七	寛政系圖御用姓名	三四八
伊藤主膳一件	三三一	今川了俊の書	三三八	○卷十九	
木下川淨光寺舊事	三三一	檜垣の歌	三三八	百姓類燒農具代拜借覺	三四九
		冷暖圖	三三八	古來物初記	三五〇
○卷十七		青葉笛竹	三三八	吹上	三五八
五行大義	三三三	藝州の蜚女歌	三三八		

五島異國船漂流	三六一	紙桐油の油の仕法	三八七	光園御教訓	三九六
一橋殿御屏風畫讃和歌	三六一	本多正信壁書	三八七	西行法師片破れ月の歌	三九七
○卷二十		白川樂翁公鍋尻訓歌	三八七	曾呂利新左か頓智	三九七
鴻巣宿類焼拜借金覺	三六八	吉川惟足盆の歌	三八八	大なる歌	三九七
志野流名香秘書	三七〇	木村長門守妻の文	三八八	秀吉の難題紹巴の即吟	三九七
葛野家譜	三七七	羽州米澤上杉城内の御堂	三八九	大関秀吉公三十二個條の	三九八
千野家譜	三七九	淺草長圓寺内の老尼	三八九	掟	
		寛政八年丙辰の頃江戸流	三九一	○卷二十一	
○卷二十一		行のもの	三九一	角力上覽	三九九
飯高兵部信玄へ目安を捧	三八二	木下川薬師	三九一	武道秘歌	四〇一
武藏野	三八二	徂徠先祖書及由緒書	三九二	葛飾八幡の銅鐘	四〇二
細川幽齋示家臣十一首の	三八四	御齒固餅の事	三九四	白川侯老中御免	四〇三
事	三八五	書籍の寸法	三九五	鶴の臺(國府台)	四〇三
佐々木家の紋	三八六	蘭生育法	三九五	棟木より箱詰の古書出つ	四〇三
玄猪	三八六	風鈴に付ける古歌	三九五	泉岳寺開帳并義士遺物	四〇四
イタメ革の通りに成る千	三八七	保科正之家中の法度を定	三九五	酒頭童子の事	四〇八
枚張仕様	三八七	楠正成金剛山城居間之壁	三九六	髭切友切太刀の事	四〇八
葛籠等を張る糊の法	三八七	書	三九六	悪七兵衛景清の事	四〇九
		水戸黄門光園卿壁書	三九六	大関秀吉一首の事	四一〇

加藤清正家法に歌讀事停止の事	四二〇	百萬遍開帳の事	四三六	寛政六年七十歳以上御役人	四四五
長曾我部盛親	四二〇	南都西大寺開帳の事	四三七	同 阿蘭陀人献上物	四四六
福島正則	四二三	菅原傳授淨瑠璃の事	四三七	同 評定所留役の件	四四六
或人の家訓	四二四	谷中法住寺の事	四三七	同 醫學館考試	四四七
新内裏造られし時の御歌	四二四	古河弘法水之事	四四〇	同 龍天に昇る	四四八
○卷二十三		蕎麥切稻荷の事	四四〇	寛政七年柳營御連歌	四四八
北條氏綱書置	四二七	珍敷見世物の事	四四〇	同 賭的一件	四四九
保科肥後守正之遺辭	四一九	深川靈雲院の事	四四一	同 隠し賣女一件	四五〇
備前少將法度書	四二〇	大坂竹本筑後芝居の事	四四一	同 夜商印札	四五〇
多賀城碑	四二一	秩父惣開帳の事	四四一	同 淺草市	四五一
上野國多胡碑全圖	四二二	御堀浚の事	四四二	寛政八年柳營御連歌	四五一
堺町木挽町芝居由緒	四二二	伊勢お蔭參の事	四四二	寛政九年落雷	四五一
新吉原根元之事	四二五	御釘始	四四二	同 淺草の蓮	四五一
諸國上米高	四三一	信州善光寺野島地藏開帳の事	四四三	同 柳營御連歌	四五二
○卷二十四		人の風俗變化の事	四四四	寛政十年女藝者吟味落着	四五二
朝鮮人射藝興行	四三四	二代目菊之丞の事	四四四	同 町觸	四五六
新吉原櫻の事	四三六	八百歳死去	四四五	同 五足の墓	四五六
				同 八丈島織物改印	四五七
				同 怪異三條	四五七

同 大佛殿焼失	四五七
同 大佛殿棟札寫	四五八
同 聖廟碑	四五九
同 尾州奇人	四五九

日閑話卷之一



息 偃 館 覃 著

禁裡附勤方

毎日参内也、内々の番所の近所に用部屋あり、此所に用帳あり、御機嫌の様子其外 禁裡諸用の分承り届帳面に付 禁裡相替儀有之時は諸司代え申上る、禁裡用多時は終日此處に勤む、唐門日の門清所此三ヶ所の御門に與力同心番を勤む、一ヶ所の門に與力貳人、同心四人ツ、晝夜勤む、若 禁中より上臈衆里之下る時は、禁裡附の衆より切手出る、左なくては御門番の與力頭え申送る、禁門の儀役人の外公家衆なりとも 禁裡附之衆え不被断しては出入不被成、御神事の時は其役人を目錄に仕與力え渡し置候て頭衆之印判也。

禁裡神事は、正月節會之時は諸司代より加番を勤む、諸司代左近櫻の元に勤む、土地に縁座に居す。

禁裡附の衆其次に居す、京洛火事之節は不依遠近禁裡附與力共御門え相詰、頭は常の用所え相詰

御機嫌伺、御築地之内惣御門番 禁裡附より下知之事、御築地内にて喧嘩口論并徒者有之時は、生捕奉行え相渡候事。

御上使之節は、諸司代同道、尤 禁裡附之衆案内に参内なり、大名衆官位昇進御禮使者之砌は 禁裡附申來る、内證にて不濟儀は江戸え申遣す。

禁裡院中門跡方宮方惣而一切之事皆如此

禁裡附承るなり 仙洞勤方大 概右に同じ

○御當家御佳例 正月元日 献立 未知眞偽 古記所見

御本膳

御餚 さいかし大根

味噌御煮物 こんじやく

さしみ 鯉小付

いり鳥 かき

引て

御煮物 鹽いなた

御焼鳥 きじ

御雑煮之上御佳例之兔の御吸物出る

御老中え御雑煮御酒御吸物被下之

御汁 いたう大根

是を三河煮といふ

御汁 しほ鱈

細かにさいのめに切りせうゆにて煮るこれをわりこさいにと云

御吸物 ひれ

○十二月十三日御煤納御規式

御 年 男 老 中

大奥御年男御留守居

子持すじののしめ、同長袴着之、十三日朝六時前御年男登城、從御奥御案内有之て通る、御煤竹毎年御代官所より上る 但煤竹雄竹節抽直成を二本水引にてゆひ合せ根松敷柑子長のしを付る 御寐間御座之間兩所拂之、夫より御次は不殘御下男麻上下着し勤之、右相濟

御目見御吸物御酒被下之退出仕候、押付右之御下男頭御使にて御年男え被下物

白米壹俵

鹽いなだ三尾

薄縁胡座三枚

赤椀三ツ組三具

山折敷三枚

右之通り宿所え被遣、此品を元日御年男夫婦家司壹人上下三人にて祝之と云

節分之夜、白大豆を黒く成ほと煎り、弦掛弁に入、夫を箕に入れて持參し蒔く、福は内二聲、鬼は外と二聲三度ツ、まく

公方様御年の數に一粒増し、大豆を三方に載せ差上る、則御祝被遊相濟て右之大豆を三方に載、詰合之

面々え被下之

○竹千代様御誕生に付從禁裡御祝儀物

御細長とは大概狩衣之くひかみの様に致、三幅のものにて御座候、寸法は凡身の丈け四尺四五寸、袖長さ一尺六七寸にて御座候、地は練絹にて致し、模様は定る事無御座候、龜甲とは小さき龜甲の模様を織付たる事にて御座候、幼童は皇太子及殿上童女等被着候、兵範記に保元三年正月廿九日若君御裝束細長の袍差貫を召候事御座候、又女房裝束抄に、建暦元年四月十日姫君之眞菜姫君白重之織物細長、同き織物之小袖二重、細長を用る時はあこめ袴を不用、是先例也と御座候、猶外に圖も寫掛御目に候

御單小菱とは單の地は通例綾にて、色は定る事無御座候、乍去大概は赤地の綾にて御座候、小菱の事、綾の地紋小さき菱を織付申候、是を物之色目と覺候は誤りに御座候、御襦袢是は御書之通りに御座候、地合之事龜甲と御座候方は綾にて、地紋に龜甲の模様織付候ゆへと存候、平絹とは羽二重なとにて致したる無紋の絹を惣て平絹と申候、御七夜に限りたる事にて無之、御幼兒之間は被用候事にて、色は定り

たる事も無御座候、御吟味御座候事も有之候、是は口傳より外は相傳がたく候

御入帷御書付之通り、風呂敷の様なる物にて、御細長又は御襪襦の類を包み候て、御衣篋へ入候也、小葵とは是も紋の名にて御座候、右之品々銀むくの箱に入、銀むくとは心得難く候、大抵箱に銀泥を塗り、其上に銀の淵演同しく鶴龜小松等を付申候、此度も定て録泥を塗申たるにて可有御座候、又辛櫃とは長櫃の小さきやう成るものにて、御衣箱の外かと存候按是は御衣箱を載申候机にて御座候、足は鷺足と申ものにて御座候、雲足とは少々違たるものにて、是にも銀泥を塗り、其上に白銅の金物御座候、古寶右之通りにて、此度も大方此通にて可有御座と存候

覆穀織
帶同斷右二色は御書付之通に御座候、穀織とは紗の類にて細成浮織物也、順和名抄に、穀和名其形緘々として如粟右織物の評
細長、元は細長の袍と申候、關腋の袍の類にて、細長き物に御座候故申候、畧して細長と斗り申候、仕立は狩衣の如くにて、三はた張の物に御座候、頭か

みなとも服衣の如くに御座候、裝束類要抄後附に、圖之寸尺も付候て有之候、色は烏子重など申候、假名裝束抄に見へ申候、櫻細長など申御座候、源氏玉かつらの巻に見へ申候、先は白織を用申候、太子御幼時又は殿上童女致着用候、女官飾抄に見へ申候、龜甲細長襪襦等の文からにて御座候
單 大人の着申候單と同事に御座候、但大人は紅を用申候、幼童も濃單と申候て黒染を用ひ申候、但今度などは御色直は以前にて御座候へは、白單にて可有御座候
襪襦は和訓むつきと申候、但唯今むつきと申候は全くまめしの事に候得共、本儀は右様にては無御座候、和名抄にも、小兒被なりと見へ申候、廣八寸長八尺とも相見へ、長壹丈貳尺とも相見申候、但當時の丈尺違ひ申候歟
平絹は平絹の書誤にて可有と存候、平絹は文からのなき常の絹、半練などを用申候
入帷 是は箱の内へ入申候幅廣の絹にて、畢竟中の包にて御座候、強て定候製は無御座候
華足 唯今佛具などに用申候華足同事に御座候、三

寶の小さやうなるものに御座候

異、是はつゝみにて申さは風呂敷の類、是にはさして定る製は無御座候

辛櫃 元來は韓櫃と書申候、定て韓國の櫃此通と存候、是は半櫃の様にて四角に足も有之物にて御座候一合 合ははこと訓し、箱櫃の類何にても蓋のある入物を何合くと申候

按 今の机にて御座候、但几と申候はおなし類にて少く違ひ申候、今の脇息にて御座候
案は加と御座候て、足には横さん御座候
覆 案の覆也、覆の絹にて足も定候製無御座候

帶 細長の帶と申候て、格別の製有之候事を不存候、先は狩衣之帶同事にて、細長の其切にて致候と存候銀箱 眞菜始などの細長の箱の上に、鶴龜松竹を置物に致し候、此度は竹無御座候、御名を憚り候て歟四色を避候歟

○若君様御着袴御規式次第
殿中御清之儀前々 御官御參詣之通り
若君様え
公方様より御上下 長二具半三具但蓋に包のしそへるなり

右之通被遺之御使右近將監宅より直に御廣敷え相越御目録老女え渡之イニ巻物二十三種三荷添

若君様より
公方様え御太刀目録卷物十、三種三荷御座候間
御上段 公方様御長襦 若君様御半襦御着座御對面
此席老中共但馬守縁頼え罷出御祝儀申上退座

公方様御名代 直垂 松平周防守
若君様御名代 同 秋元但馬守
山王 御名代 大久保對馬守

右紅葉山 御宮え參詣
二月二日紅葉山 御宮え 若君様御行列にて御參詣御先え酒井飛彈守相越、右近將監但馬守鳥居伊賀守御祝儀臺より御供、靜惠院拜迎御進獻之御太刀目録於階下渡之、則御神前え納之、御拜殿御膝突にて御拜禮、御幣御頂戴、靜惠院勤之、御右之方御着座、御膝突御側乘下之干時御土器御酌御加御酒御頂戴、老女勤之相濟

還御此處迄は二日御日の事歟
御廣間 御上段 御着座
若君様より

公方様え作太刀御馬代黄金貳枚卷物十、三種三荷
 右御太刀目録但馬守持參披露
 若君様御禮被遊候而同人引之
 公方様より 若君様え卷物二十、三種三荷右御目録
 右京大夫持出披露相濟而年寄共但馬守一同出座
 公方様御盃熨斗盛鯉盛御盛形御抱土器
 若君様熨斗盛——御酌御加
 公方様被 召上御銚子御加有之御銚付 若君様え
 被進御頂戴被 召上御銚附御加有之時被遊候御太刀
 吉岡一文字御脇差信國代金 右京大夫持出之 若君様御前
 置之被爲進候旨 上意右御大小引之畢る
 德川左衛門督殿
 德川宮内卿殿
 德川民部卿殿
 德川大藏卿殿
 右出座御祝儀被申上之過て年寄共但馬守一同出座御
 祝儀申上之次板倉佐渡守 御目見畢る若年寄共伊賀
 守飛彈守御目見何も御祝儀申上之七五三之御膳
 若君様え差上之 御座之間御上段
 公方様 若君様御着座御長

公方様より 若君様え御太刀米國後代卷物十、白銀三
 十枚、御馬一匹鞍三種三荷
 右御太刀目録右近將監披露之御禮被遊畢而同人引之
 初獻
 公方様御盃御引渡若君御引渡公方御捨土器
 若君様御酌御加 公方様被 召上御銚附之御盃
 若君様え被遊御頂戴被召上御銚附御加有之時被遊候
 御太刀久國代金 御小サ刀宗瑞正宗代金 右近將監持出之
 御前之置之被爲進候旨 上意有之畢而引之右御盃御銚
 附御加有之御銚附 御銚子入
 二獻
 公方様御盃御引渡若君御引渡公方御捨土器
 若君様御雜煮御酌御加 公方様被召上御銚附御加
 有之御銚附其御盃 若君様被遊御頂戴被召上御銚附
 御加有之御返盃無之御銚子入御盃引之
 三獻
 公方様 御吸物若君御吸物御酌御加 公方被召上御
 銚附御加有之御銚附其御盃 若君様え被遊御頂戴被
 召上御銚附御加有之御銚附御返盃被召上御銚附御加

有之御銚附御納畢而引之

二月三日御能組

翁 三番叟 老松 東北 祝言

金札 萩大名 福神 那須

時服三ツ充

酒井雅樂頭

松平下總守

酒井備前守

右之通於御白書院被下之

時服六ツ

秋元但馬守

同 四ツ

西九若年寄

同 三ツ

同 御側衆

同 二ツ

御小姓御小納戸

○將軍家裝束之事

御束帶

御冠 御紙捻 御袍御紋丁子

御下製 表白浮線蝶 裏唐草丸 御袖 表四菱 裏紅板引

御單 表四菱 裏紅板引 裏紅梅板引

赤大口 御石帶

御襪 御劔

御笏

御帖紙

右將軍宣下御法事に御着

御衣冠

御冠御組 御袍 御單

御奴袴 表鳥ダスキ 裏平絹 御淺沓

右御衣冠御着用遊進 將軍家御裝束往年御上洛之節

御衣紋高倉家奉仕候間流例となる高倉家調進被爲非

將軍家夏冬御裝束爲調進

寶永七年琉球國來聘十一月廿一日音樂 上覽

出御御小直衣 着御

御直垂 御烏帽子左上り 御直垂好夏冬

東照宮淺黄 台徳公同斷 大猷公萌黄

殿有公好 是ゆへ關東禁此色目

御袴紗紅 御小刀出御之時御打刀

御編蝠 御銀御小性持之

右正月朔日、二日、六日、十七日、廿日、廿四日、

二月朔日等御着

公家衆 御對顔 勅答有之御直垂二領每年山

正月三日御諸初御長上下 同七日七種御同



延享三寅年毎月大改 板元

鱗形屋

○京風いろは短歌稿
 いまぞしる花の都の人心
 ろくなるものは更になし
 ははくは茶粥に豆のかて
 にても似つかぬうら表
 ほしがるものは錢と金

へつらひいふて世をわたり
 ととなり近所も疎しく
 ちかしき中を隔つ、
 りりつはを憐るわる見へに
 ぬつたりはけたりしらぐし
 るるいに集るはかもの、
 ををしいほしいの外はなし
 わわろも小めろもよくばりて
 かかわゆけのなきそ、ろぶし
 よよい物はた、おやまにて
 たんとさすのが常にして
 れれんほれ、つとかきのめし
 そそらさぬ事が上手なり
 つつかひはたせばはくじやうに
 ねねつきりはつきり病ひきり
 ななさけ知らずに突放し
 ららちもないめにあはせても
 むむたひなこと、思はねば
 ううらむる客かあほう也
 ゐゐなかにまさるきたなさは

ののきをならぶる町中で
 おおいへさんでもいとさんでも
 くくるりとまくつて立小便
 ややまの中なるかなしさは
 ままれにさかなの顔も見す
 けけさのこんほはよへのばり
 ふふくため鹽はおころより
 ここんぶがよいとて節料理
 ええらいしまつじやないかいな
 ててんに芝居見る時は
 ああさからわりこかつぎ出し
 ささしきの上のにぎりめし
 ききらを憐れる其妻の
 ゆゆもじは半分さらしなり
 めめに見る物はなに事も
 みみに聞たと大ちがい
 ししらぬ京もの語りをば
 ゑゑどにくらべてうつくしく
 ひひとに語るとおもへども
 ももつての外にけちくさし

せせちくるしさをかけたいなり
 すすめば都と申せども

○釘隠し
 今世大家にて釘隠しとて、色々の金ものを彫し釘の頭をかくす、佛光寺通り烏丸西に釘隠し町といふあり、洛下に三富家あり、角倉、十四矢倉、醍醐倉と云、此内十四屋倉此町也、其家美麗を盡して、長押の鐵釘の見ゆるを嫌ひて、鳥獸草木の形を作り、其上に装らしむ、名付て釘隠しといふ、此頃迄民家はをすへて用る家稀なりしかば、世人來り見るもの多し、依て自ら町の名となる。

○信州水内郡百性騒動
 安永六年丁酉二月信濃國水内郡百性騒立候に付御勘定甲斐庄武助鈴木門三郎右被遣之

○浅草觀世音開帳
 同廿日より浅草觀世音千百五十年忌開帳日延合て六

○東照宮百五十回忌參向公卿

月朔日迄

明和二年丁酉四月於日光山
東照宮百五十年

御忌勅會之御法事參向公卿

應司右大臣輔平 二十六
廣幡大納言輔忠 二十三
姉小路大納言公文 五十五

博法輪大納言季春 三十七廿二

萬里小路大納言韶房 三十六

平松中納言時行 五十一

四辻大納言公亨 三十七

滋井中納言公廉 三十二

風早參議公雄 四十四

樋口前宰相基康 五十九

園池前宰相房季 五十二

殿上人

正親町中將公功 二十一

清水谷中將公美 三十二

正親町三條中將實同 十七

堤勘由次官榮長

鷲尾中將隆建 二十六十七

藤井右京大夫兼矩 四十四

三室戶中務大輔光村 二十七

千種中將有政 二十二

園中將基村 二十一

梅園中將成季 二十一

柳原左少辨光房 十九

池尻兵部少輔定治

櫻井右馬頭兼文 二十三

錦小路差次藏人賴尙 二十一

押小路新藏人俊興

着座門跡

青蓮院宮尊真法親王 二十二

梶井宮常仁法親王 十四

臨時奉幣使

同次臣

梅園中將

正親町中將

清水谷中將

正親町三條中將

鷲尾中將

千種中將

堂童子

左 園中將 藤井右京大夫

池尻兵部少輔

右 梅園中將

櫻井右馬頭

堤勘由次官

三室戶中務

錦小路差次藏人

押小路大外記中原師資

壬生左大夫小槻知音

山口小外記中原秀昌

村田式部大丞高橋春敷

平田小外記中原永清

出納代 高屋遠江守中原康昆

出納代 高屋式部少丞中原康博

山口治部大丞中原康俊

榊原治部丞和氣正茂

山中文蕃權介大江秀品

青木玄蕃大允宗岡行親

岩崎雅樂頭紀氏方

德岡雅樂少允小野久弘

立入彈正少忠藤原直和

山口市部少丞安部盛明

小野主殿助伴茂成

小野主殿助佐伯職秀

真繼若狹守齋部親弘

三科刑部大丞紀登氏

粟津右兵衛大尉中原清胤

山科和泉守紀正伸

行事官淡路守紀春昌

小野大炊大允紀氏富

庄田内匠少允紀氏章

三宅中務大掾宗岡偕行

青木縫殿少允宗岡行春

青木右衛門少尉宗岡行哀

堀川近江守大石弘充

堀川右衛門少尉大石弘澄

大嶋左京大允源友慶

大島右馬大允源興氏
橋本主殿佐原井信益
清水掃部權介藤原判尹
岡村圖書大允藤原廣教
岡村圖書少允藤原祐泰
仕人
徳岡左門小野葛隆
佐々木内匠源富茂
小篠主税源福綱
衛士
重數馬藤井重直
重頼母藤井重之
若狹掾藤井直綱
使部
小田左近藤原正乘
大崎源之進藤井義文
中島彈正藤井頼定
高野八治郎加茂方森
川口主税藤井矩貞
忽與了

小畑數馬秦定資
大石奎秦滿康
近松余所次秦正常
岩井求馬秦宗行
神田民部秦宗宣
威儀師
土橋大藏卿法眼澄珉
法儀師
鳴瀧兵部卿法眼幸秀
寺家
寺家宰相法眼養氣
承仕 貳人
總掌 永后坊實盈
鎔取 磯部久作
加納 長治
所守 岡田平兵衛
新村庄右衛門
大佛師 壹人 繪師 壹人
樂人 四十五人 菩薩 十貳人
總奉行 松平右近將監

御用掛 松平攝津守
土岐美濃守
酒井飛彈守
筒井大和守
小野日向守
夏目藤四郎
松平庄九郎
新庄織部
松平縫殿頭
御使 小出信濃守
前田伊豆守
嶋津淡路守
堀大和守
佐竹壹岐守
松平兵部少輔
御名代井伊掃部頭
酒井備前守
大久保佐渡守
小笠原飛彈守
由良播磨守
田沼主殿頭
秋月山城守
六郷兵庫頭
岩城左京亮
九鬼長門守
酒井修理大夫
松平對馬守
本多豐後守
島山飛彈守

松平若狹守 土屋丹後守
太田駿河守 水谷出羽守
阿部遠江守 伊東山城守
松平右衛門尉 酒井對馬守
大嶋雲四郎 野々山彈右衛門
荒井十太夫

○怡賣の笛
今怡を賣る者の笛を吹くは古くよりの事也、詩周頌有箝篇曰、箝管備舉鄭箋玉編小竹管如今賣錫者所吹也管如篳併而吹之と見へたり、又曰、汝成か西湖志餘に、瞿宗吉の看燈詞を載せて曰、銷金小傘掲高標紅藕青梅滿檐桃依舊承平風景在街頭上吹徹賣錫簫とあり、是にて見れば、都下の物詣する日の道のほとりに、傘を立て水菓子怡など商ふもの、けしきに似たり。

○蚊のまじない
世俗正月のうち寶引かるた杯の戯れをなして、蚊のまじないといへるこそ承られぬ、此事一條禪問答の世諺問答に見へし、こきの子の事を聞違へた

る成へし、世諺問答に問ていふ、おさなきわらわのこきの子といひてつき侍るは、いかなる事ぞや、答、是はおさなきもの、蚊にくわれぬましなひ事也、秋の初に蜻蛉といふ蟲出きては蚊を取くふもの也、こきの子といふは、木蓮子なとをとんほうの頭にしてはねを付たり、是を板にく突あければおつる時、とんほうかへりのやうなり、扱蚊をおそれしめん爲にこきの子とてつき侍るなり。

○有徳院殿御詮説出所

詩經大雅卷阿○有馮有翼有孝有徳以引以翼豈弟君子四方爲則益人主常與善實之人處其所利與起善極極善性其歸而消其邪

天皇我詔其方故右大臣正二位源朝臣吉宗爾詔倍勅命乎開召止宣布智仁兼全久勇義俱仁彰留教化被四表利恩澤涵八統順可謂千古英雄允推國家模範多頃聞久疾疹相侵之萬方須禮無效久違爾止志遂薨止仍贈崇號殊感洪德多萬故是以太政大臣正一位爾上給比治給布天皇我勅命平聞食止宣布

○柿本社神階

享保八年二月一日正一位柿本大明神 神階 宣下

上卿中院大納言 奉行 葉室宰相

大内記清岡 少納言西洞院 中勢太輔岡崎使 吉田侍從

於陣罷行之位記を吉田侍從兼惟朝臣罷下兼惟外記に罷下伴位記從石見國船司社僧令上京申預歸國と云々宣命同申預之女房の奉書は播磨國明石社納之云々

宣命之寫

天皇我詔旨止柿本神乃廣前仁由賜止申久時波千載平歷波道波百世仁崇止之公私爾敬禮座須靈德彌高久神位猶卑爾依利殊天爾有所念行而正一位乃御冠爾上奉崇奉留因是以四位下行侍從下部朝臣兼雄爾差使而御位記乎令捧持天奉出須此狀乎聞食天天下平安爾詞林繁榮仁天皇朝廷乎常盤爾護賜比助賜止申賜波久申

享保八年二月一日 播磨柿本社別當月照寺二月上旬京都え被爲 召奉書 天奏中被渡之女房奉書之寫

今度柿本社神號神位之事一事のさわりもなく御さたとけられていよ／＼天下太平寶祚延長ならびに歌道はん昌の御きとうせい／＼をぬさんすべきよ

しはりまの國つかさに傳へられ候へかしかしく

中院大納言とのへ

中山大納言とのへ

右檀紙一重堅紙切封宛所の上紙の方筋違に打下の紙に

仰享保八年

二月十八日

石見國高角社別當人丸寺と號

享保八年二月十八日石見國柿本社御法樂

立春

院 御製

○國々御朱印

下總國

印幡郡

葛飾郡

三毛郡

大和國

城上郡

相模國

餘綾郡

近江國

栗本郡

備中國

上方郡

信濃國

更科郡

上野國

伊奈郡

増訂半日閑話卷之一

越後國

刈羽郡

下總國

鹽屋郡

河内國

安宿郡

澁川郡

豐後國

國崎郡

駿河國

有渡郡

安倍郡

上總國

夷隅郡

美濃國

葉栗郡

和泉國

和泉郡

播磨國

賀東郡

駿河國

有渡郡

安倍郡

此通り致吟味候様にと與より書付御渡被成候先達

御朱印此通相究候間新繪圖に不搦向後此書付之通り

相究可申由飯高市郎兵衛より來る

正徳二年辰四月廿八日

此書付市郎兵衛より來る由平岩若狹守殿御渡候

駿河國

益頭郡

右之通書付飯高市郎兵衛より來る

正徳二年辰九月三日

享保二年酉四月二日國々郡付致吟味となへ假名付可

申由にて郡付帳面御右筆衆より來る新繪圖並六年已前郡文字直り來り候書付を以遂吟味右帳面文字直し假名付申候八日に正木藤右衛門方より御祐筆小池與右衛門之被遣候

○洛中洛外惣町數人家數改日記

- 町代 一家五千貳百九十六軒
- 新四郎分
- 同 一家貳千貳百十六軒
- 勘左衛門分
- 同 一家八百六十軒
- 五左衛門分
- 同 一家八百二十八軒
- 八左衛門分
- 同 一家三千七百九十三軒
- 四郎兵衛分
- 同 一家千五百五十三軒
- 長右衛門分
- 同 一家貳千七百五十七軒
- 清兵衛分
- 同 一家千貳百一軒
- 又兵衛分
- 同 一家五百四軒
- 久兵衛分

- 三十丁 一家五百九十軒
- 次郎兵衛分
- 同 上京右惣町數七百六十二町
- 同 同家數壹萬九千九百九十八軒
- 同 同寺社百貳拾九軒
- 町代 百七十六丁
- 下京 一家五千五十六軒
- 茂兵衛分
- 同 一家貳千九百九十六軒
- 佐兵衛分
- 同 九十八丁
- 仁兵衛分
- 同 一家貳千八百七十七軒
- 市右衛門分
- 同 百二十一丁
- 同 一家三千七百八十八軒
- 勘右衛門分
- 同 六十八丁
- 同 一家千八百九十三軒
- 又左衛門分
- 同 四十六丁
- 同 一家千七十軒
- 長右衛門分
- 同 十四丁
- 同 一家三百七十六軒
- 同 下京右惣町數六百貳十四丁
- 同 同家數壹萬八千五十六軒
- 同 同寺社九拾九所

- 六十丁 一家八百七十七軒
- 東寺之分
- 六十丁 一家千三百三十七軒
- 西寺之分
- 三ヶ所合町數千五百六丁家數三萬九千貳百三十軒
- 合計相違
- 但兩寺内共
- 六町 傾城町
- 家數百五十軒
- 是は町代茂兵衛持分故に茂兵衛家數之内に書入在り
- 洛中酒屋筋
- 同 兩社内共五百九十五軒
- 同 六拾九軒
- 洛外町數之覺
- 町代 五十一丁
- 松村與左衛門分
- 同 一家千五十五軒
- 同 三十八丁
- 同 一家千五十六軒
- 同 七十五丁
- 同 一家千七百七十九軒
- 同 三十丁
- 同 松尾宇兵衛分

一家七百九十壹軒 萩野左兵衛分

右町數合百九拾四町 家數合四千六百八拾壹軒

一 壬生領 神泉苑 瓦師村 西京 壬生村中堂寺村西八條村東寺院内門前四塚町西九條町不動堂村大宮通り八條坊門町之内大宮通り垣ヶ内町東側同町西側大宮通り鹽屋町大宮通り八條上ル大黒町大宮通り石橋町大宮通り塔の角町大宮通り石橋下ル中町大宮通度開町

合男女六千八百貳十二人 内男三千五百六十三人 女三千二百五十九人 松尾宇兵衛分

一 祇園村南側高臺寺門前祇園南町八坂法觀寺門前町清水門前町若宮八幡門前町大師慈尊院門前町建仁寺通樂師町同町藥師團子坂弓矢町建仁寺北門前町同南町同所前出町同西門前町同門前南町同北門前町同門前山城町同門前河原町同河原南町大佛寺馬

町大佛寺馬町下ノ町建仁寺北門前六軒町同坂西町
大佛東瓦町同所南瓦町同所梅屋町同所梅屋下町
同所梅町同所北棟梁町同所七軒町北側同所七軒町
同所鏡鑄町南側同所北側同所東側同所堀上ノ側同
所堀詰下町同所小松谷茶屋町同所新町同上町同所
遊行前町同所上棟梁町同所南組町同所本瓦町中組同
所本瓦町北組同三十間築地前三十間町同所新六丁
目七丁目同所ぬしや町同ぬしや町中組下ぬしや町
同新正面町同所ぬしや町東福寺門前一橋町同所門
前八軒本家町同所前三聖寺前町中村町同所前下井
町同門前田中町門前安保町同所門前大下町

町數合七十壹町

人數合壹壹千拾七人

男五千七百六十五人

雜色四方內人數合三萬貳千六百三拾九人

內 男壹萬六千八百七十二人

女壹萬五千七百六十七人

東寺內分

一鹽屋町新町榮町櫻町銅金屋町七條新堀川材木町八
軒町玉水町花屋町堀詰町諫院町室町通上ル貳丁目
餘屋町下諏訪町東洞院押小路え入町住吉町屋根屋
町龜町高倉七條上ル町上諏訪町新屋鋪築地南側中
居町八西町西組眞萃屋町御影堂筋壹丁目北町佛具

屋町高槻屋町鹽小路町紺屋町大津町ぬし町八百屋
町中組打越町鶴屋町納屋町橋町萬屋町魚棚西組八
百屋町東組高倉通り堺町橋詰町大工町榎町上數珠
町屋下數珠屋町東組最勝寺屋鋪伊勢屋町廿八搦町
唐物屋町富田町間町通天神町高倉通紺屋町ぬし
町高倉通富屋町若宮町若松町七條堺町鍛冶屋町魚
棚東町袋町烏丸上より二丁目東玉水町粉澤町

町數合六十五町

南寺之內

一御影堂筋植柘町數珠屋町ぬし町水町七條通土橋
町ぬし町大黒町東八百屋町西八百屋町花畑町大
工町橋詰町大宮通より二丁目上半町下半町御箸屋
町大宮通より三丁目竹屋町若宮四本松町油小路玉
水町油小路上三丁目米屋町佛具屋町西洞院上より
壹丁目西側上組北の魚屋町北小路町井富町高尾町
西松屋町西洞院上より壹丁目東側福本町鍛冶屋町
同二丁目西側同上より二丁目東側同上より壹丁目
下組花屋町通山川町花屋町末松屋町新町上より三
丁目巽町新町上より三丁目長町文學町東中筋上よ
り柳町紅葉町西中筋上より壹丁目醒井通元日町堺

町西中筋丸屋町西側丸屋町東側菱屋町下魚棚東よ
り一丁目下魚棚東より二丁目同東より三丁目同東
より四丁目丹波海道町同突抜町壹丁目貳丁目
町數合六拾丁

京都町並間數

一四千三百貳拾三間貳尺

北南長サ土居より東側也

一四千七拾貳間

北南長サ土居より西側也

一千八百貳拾二間

東西長サ東白川土居より西京土居迄也

一千三百拾七町

洛中町數

一百九拾六軒

御公家衆

一百三拾六軒

諸大名衆

一五拾壹軒

醫師後藤本阿彌檢校家共

一四百五拾壹軒

諸寺之數

右は寛永十四年江戸え差上候扣也

右は洛中洛外惣間數東西南北相改並町數家數寺社
方公家衆諸大名衆御扶持人諸屋敷男女之數悉く伊
賀守周防守兩代諸司役之節吟味を遂如此相記者也
尤諸口老之義紛地境之內不知所代無之所老不足之
處諸役免許之所不相務族懸穿鑿決定之上拾人組當
支配中甲乙無之様に相究本文之通申付もの也
寛永十四年

右板倉政要第四卷之內抄

寅年 御上洛之時萬御作法前方亥年同前也略之

○同時御扶持方渡之覺

一百石	七人扶持	一百五拾石	拾人扶持
一貳百石	十人扶持	一三百石	十二人扶持
一三百五拾石	十二人扶持	一四百石	十二人扶持
一四百五拾石	十五人扶持	一五百石	十六人扶持
一五百五拾石	十七人扶持	一六百石	十八人扶持
一六百五拾石	十九人扶持	一七百石	二十人扶持
一七百五拾石	二十二人扶持	一八百石	二十二人扶持
一八百五拾石	二十三人扶持	一九百石	二十三人扶持

一九百五拾石二十四人扶持 一千石 二十四人扶持
 一千百石 二十五人扶持 一千貳百石 二十六人扶持
 一千三百石 二十七人扶持 一千四百石 二十八人扶持
 一千五百石 二十九人扶持 一千六百石 三十人扶持
 一千七百石 三十一人扶持 一千八百石 三十二人扶持
 一千九百石 三十三人扶持 二千石 三十四人扶持
 貳千百石 三十五人扶持 二千二百石 三十六人扶持
 貳千三百石 三十七人扶持 二千四百石 三十八人扶持
 貳千五百石 三十九人扶持 二千六百石 四十人扶持
 貳千七百石 四十一人扶持 二千八百石 四十二人扶持
 貳千九百石 四十三人扶持 三千石 四十五人扶持
 三千五百石 五十二人扶持 四千石 六十人扶持
 四千五百石 六十七人扶持 五千石 七十人扶持
 壹萬石 百平人扶持 貳萬石 三百人扶持
 參萬石 四百平人扶持
 以上

右之通被仰付候也此積を以支配中可有沙汰者也

年號月日

○火事場御書付

覺

一火事場に出合事親子兄弟舅甥小舅并家來之者之外
 出合候事一切御停止也若出合候者有之候者急度曲
 事たるへし

附役者并御免之外之者火事場へ出るに於ては見
 知たる人ならば可相改若見知らざる者ならば宿
 迄人を相添可斷置事

一火事出來候節火鎮など云とも其日其夜之内火事場
 へ見廻申義は不及申使にても遣儀堅御停止之事

一町中火事之時被 仰出小者奉公人以下とも一切
 不可出入事

右之條々依 仰執達如件

寛永十一年十二月十六日 奉行

右之通被 仰出候條京都并在々所々此旨諸事可申
 付者也

年號月日

周防守

板倉政要五卷之内より書拔

○寛政七年落雷

寛政七年乙卯六月十五日之夜雷所々え落る事左之通
 り、○印之分斗町方より奉行所へ届候也

北紺屋町より南紺屋町へ渡る中ノ橋際番屋根雷
 落同所火の見梯子損
 ○芝濱松町三丁目雷落木戸際に有之火之見損
 ○柴井町湯屋二階雷落家根の上其外々損太助と
 申下人即死
 ○本八丁堀五丁目雷落居宅損
 ○本港町當月十日入津鐵炮洲中へ懸居候船中へ雷
 落帆柱さけ有之
 ○山王町雷落建置候杉丸太之内三本爪跡付有之
 ○深川富川町雷落候て家根損
 ○芝南新門前雷落長屋之瓦四五枚損
 増上寺山内松原の内並木之後松之木の上
 同所表門前自身番脇
 濱尾張殿長屋前
 京橋中ノ橋際梯子火之見但半損失
 下谷池之端辨天
 本所二ツ目材木河岸伊勢屋善次郎
 八丁堀いなり橋前
 愛宕下仙臺中屋敷前
 伊勢町堀留非人小屋

牛込御門外山伏町 柳澤伊賀守屋敷いなり
 高田馬場 落松の木さけ申候
 鐵炮洲松平遠江守やしき
 下谷御徒町 阿部藤十郎地借本
 赤坂三浦長門守屋敷 多常次郎土藏に落
 小日向荒木坂
 芝新門前松平豊後守やしき
 新材木町河岸
 芝三田春日社地内
 本所六軒堀
 山下御門内阿部豊後守やしき
 京橋竹河岸
 青山仙壽院 庭立
 同百人町組屋敷 伊賀組同
 下谷加藤作内屋敷 心地内
 大橋酒井修理大夫やしき
 三十四ヶ所
 右坊主乘何某書附外に追而承候分書加
 本所三ツ目神保右京やしき
 洲崎辨才天社内のそば 同所瓦干場

深川高橋
 三園より木母寺迄土手三ヶ所
 上野鐘樓堂際
 四谷仲殿町尾州側用人熊倉次郎左衛門やしき
 大久保御簞笥町竹内氏やしき高田殿 防の分
 同所
 濱仙臺之厩
 坂本一丁目新門際町家長屋
 中野寶仙寺
 麻布鳥居坂京極壹岐守屋敷内
 同阿部 屋敷怪我人三人
 上野慈眼堂ニ妙鏡院脇
 四ッ谷鮫ヶ橋百姓地
 池上衾村百姓家雷火
 柏木村
 同所
 地藏窪に落雷獸を獲萩くぼの手前の百姓家へ落しと云
 下總國名戸ヶ谷
 四ッ谷金勝寺の山
 青山御鹽焔藏脇

鳴子
 淺草御藏脇大川之内
 柵橋近所上り場
 卯月十六日町奉行所へ訴出之外小田切土佐守組與力加藤泰次郎より借寫
 柴井町家主小兵衛訴五人組湯屋市左衛門居宅二階昨夜雷落召仕太介即死致し候由
 北紺屋町月行事忠兵衛訴同所より南紺屋町え渡す中の橋際雷落火の見梯子損候旨訴
 芝濱松町壹丁目月行事傳兵衛訴右同斷
 本八丁堀五丁目家主平兵衛訴同人店龜之助宅へ雷落柱壹本并窓口之壁撥むしり候旨
 本湊町平右衛門店廻船問屋與右衛門訴同人廻船鐵炮洲掛り罷在候所右之船へ雷落帆柱さけ候旨
 山王町家主長右衛門訴同人店材木屋助七宅前川岸へ雷落杉丸太三本さけ候旨
 深川富川町家主源七訴同人店爲次郎宅二階へ雷落垂木木舞貫折柱七本裂候旨
 芝南新門前壹丁目家主長右衛門同清五郎訴兩人地境に雷落清五郎借家瓦損し長右衛門店文周宅柱裂候旨

右之外江戸中町家之分雷落候場所無之候
 右町方より翌日訴出候は八ヶ所
 同年六月廿八日夜雷所々々落候處附
 傳通院裏門 服部坂龍興寺
 上野山内 巢鴨神明原
 目白臺稻垣堀津守屋敷 猫又橋水戸大學殿屋敷
 飯田町堀留 駿河臺平井專阿彌隣家
 八丁堀 淺草雷神門前
 築地海手廻船帆柱損 靈巖寺
 新大橋淺野壹岐守屋敷茶坊主病氣の處雷落燒燬翌日死
 同年
 七月二日雨雷同六日陰同九日陰同十一日雨少々雷鳴是ヨリ涼氣
 十九日地震後雨廿日雨廿一日廿二日雨廿三日晴夜雨廿四日雨
 ○安永三年落雷
 安永三申年六月六日暮時より大雷落候所々々
 牛込御門いなりの森 筋違御門外材木屋
 飯田町新橋俗ニマナイ番所
 下谷長者町二丁目 桃町壹丁目
 大手御鹽藏際

桃町六丁目玉井香太郎裏東條立見
 六番町市橋大膳屋敷門 京橋塗師町
 中橋桶町御用塗木具屋、龜屋某宅、同所桶屋長右衛門宅及十九歳の弟子即死
 四ッ谷鹽町道具屋嘉兵衛
 三番町大嶋雲九郎やしき
 赤坂松平筑前守中屋敷内貳ヶ所
 西久保竹中彦八郎牧野伊豫守屋敷境え落
 清水御門前久留嶋數馬屋しき
 飯田町火消仙石彌兵衛御役屋敷
 小石川御門内松平讃岐守屋敷
 榎町組屋敷
 本所高橋
 同所扇橋町家
 同所四ッ目町家
 柳原
 永田町松平安藝守屋敷
 同所徳永平八郎やしき
 同所岡部内膳正やしき
 音羽町護國寺山内
 本郷六丁目三念寺横丁町醫者宅

四番町土手

品川宿

目黒

澁谷金玉社地之内

日本橋東中通り音羽町

虎御門内井上河内守屋敷内

裏四番町松平與十郎やしき庭

常盤橋御門内松平越前守廐

三拾七ヶ所壹ヶ所不足

右書付西山翁より借入瀬名氏書入有之書付也

當寛政七年乙卯迄二十二年に成る。

増訂半日閑話卷之二

○清水殿逝去に付御書付

寛政七年乙卯七月九日

清水殿逝去に付御世繼の御子達も無之候に付領知被

召上候事

七月九日松平伊豆守殿被仰渡

柘植長門守

有田播摩守

清水殿逝去に付御世繼の御子達も不被為在候間御簾

中えは公儀より御手當並御附人等の儀も不被成遣候

都て御附人の儀は被 召返抱入候者も不殘

御本丸え被 召抱何れも取來本高の通御宛行可被下

候

右の通被 仰出候此段御簾中えも可被申上候

清水殿逝去に付領知は被 召返其外別紙の通相

達候得共五十日過候迄は家人一同諸事是迄の通

相心得別て入念可相勤候作法諸向並火の元等の

儀彌無油斷萬事心を附可被申付候且只今迄屋形

増訂半日閑話卷之一終

内住居の分は其儘御差置候間一同得其意可申旨
先相達可被成候委細の儀は猶追て御沙汰可有之
候

卯七月九日

乙卯七月八日清水中納言逝去幻名萬次郎殿
信院様御次男

上野葬後雲院號俊徳院殿 壽五十一

御簾中は貞章院殿と申候由

○寛政七年乙卯八月十三日 御成

八月十三日 御成田安より六番町通、市ヶ谷御門御通

行、夫より佐内坂八幡裏門より表門へ御通抜、尾州

表門前坂町より四谷御堀端、紀州表門前赤坂通り御

濱御殿え被為 入、夫より築地門跡御通抜但本堂未入
暫く御覽のし牛の糞橋より京橋通り町、神田明神御通

り抜、水道橋通り 還御 外曲輪御成初ての由申候

○築地本願寺本堂再建入佛

天明四甲辰十二月廿六日曉焼失、十二年目寛政七

乙卯本堂再建荒方出来、乙卯八月廿一日遷佛當八
月十日迄雨天

右之堂柱立の節紀州より人足來足代なしに建申候諸

人見物群集なし候。

○清水殿御殿諸士被 仰渡之覺

寛政七乙卯八月廿九日

御座之間

清水家老

清水勤番支配

日光奉行山口丹後守跡え

二丸御留守居え

右於 御前被 仰付之

右被 仰付旨於菊之間椽頼老中列座備中守申渡之

若年寄衆侍座

新御番え

清水旗奉行

大久保平吉

清水勘定奉行

金田八郎右衛門

右被 仰付旨於中の間同斷

清水勤番組頭え

用 人

近藤小八郎

水上左門

右同斷

同見習小性頭被兼
松井庄左衛門
用人兼帶
根來茂左衛門
用人
小笠原主水
同助
安藤甚十郎

寄合
荒木楠六
小普請
內藤造酒之丞
名代人見甚十郎
人見甚十郎
岡山主計
堀彌十郎

被召返小普請入

右同斷

小十人組
物頭
北條源五右衛門
渡邊伊兵衛

右被 仰付旨於躑躅之間右同斷

郡奉行
桑原平兵衛
小姓
齋藤惣右衛門

郡奉行兼勘定奉行
泉本正助
勘定奉行
近藤金十郎
同助
岡本忠次郎

清水奥向勤番
物頭格近習番頭取
杉浦大膳
目附
一尾又右衛門
戸田三右衛門
小姓
上原五右衛門
井戸十郎右衛門
本多主税
坂部外記
前田織部

清水勤番

近習番
朝比奈内藏介
目賀田榮一郎
本條彌一郎
同見習
眞田金十郎
大番
嶋崎義三郎
同助
弓削多權之助
寄合
陰山安之丞
小普請
栗本利右衛門
池田水之介
石場松次郎
大久保八十郎
柘植長門守

御目見以下被仰付柘植長門守支配小普請入被仰付

是迄取來二千俵
御足高被下之

右同斷
右於土圭之間同斷
御使井伊兵部少輔 貞章院殿
右年々五百俵に御金三千兩宛御合力被遣候旨被

仰遣之
右之外御家人御抱入之分も取來候扶持方御切米公議より被下候
寛政七乙卯年八月八日
○僧侶御仕置
寛政八年辰八月不如法之僧御吟味の上被仰渡寫
差上申一札之事
下谷眞源寺外八ヶ寺住持共新吉原燈籠見物に罷越及不如法候一件御吟味の上左之通被仰渡候
下谷眞源寺 日蓮宗

日光 四十
專應 五十四
鳳山 三十七
轉山 三十六
天台山 三十九

武州葛西郡下鎌田村泉福寺 天台宗
常州河内郡岩崎村平徳寺 曹洞宗
淺草壽松院塔頭空嚴院 淨土宗
武州多摩郡下小山田村泉藏寺 天台宗
同淺草寺中泉藏坊 天台宗

武州足立郡木曾呂村藥王寺 同 觀海 三十
 同 淺草誓願寺塔頭德壽院 淨土宗 泰山 二十五
 武州埼玉郡柏壁村妙藏院 天台宗 善教 四十八
 下谷盛雲寺 淨土宗 空明 五十
 其方共儀常々園女等致置候不如法之義は無之候得
 とも一寺住職之身分にて新吉原町に燈籠見物に罷
 越し遊女買上及女犯候段不届に付一統遠島申付候
 辰八月十一日
 右は板倉周防守殿宅にて御同人被仰渡候
 右被仰渡之趣拙僧共義も罷出一同奉承知候仍御
 請證文差上申候處如件
 辰八月十一日
 丸山觸頭 本妙寺
 三田 大中寺
 増上寺役僧 寛靈

寺社御奉行所 上野當代 等覺院
 豊後國杵築淨土宗正覺寺弟子(一に傳通院所化トモ) 寮 玄 二十八
 武州葛飾郡越谷村同宗天嶽寺所化 戒光 三十八
 目黒同宗祐天寺所化 眞同 十八
 淺草同宗九品寺所化(一に祐天寺所化) 智眼 二十三
 淺草同宗念佛院所化(一に念仙院) 瀧海 二十一
 同所同宗宗安寺所化 満岡 三十二
 駒込同宗蓮善寺所化 鑑立 二十七
 淺草日蓮宗慶印寺所化 唯信 二十八
 同 智眼 十七

淺草同宗玉泉寺所化 惠顯 二十
 上總國山邊郡東金町同宗本漸守弟子 壽貞 二十二
 本郷丸山同宗淨心寺所化(一に谷中) 悅靜 二十六
 谷中同宗妙清寺所化(一に本郷丸山妙法寺所化) 海勵 二十三
 駿河駿東郡沼津同宗本光院弟子 眞山 三十八
 麻布同宗光隆寺弟子 眞蘭 三十二
 本郷丸山曾洞宗長泉寺所化 徹底 三十
 常州多河郡宮田村同宗大雄院所化 金峯 二十五
 淺草同宗宗福寺所化 大隅 二十五
 京都濟家宗本福寺地中即宗院弟子 玄粹 三十三

龜戸曹洞宗慈光院看主 仙 眞 三十
 上總國夷隅郡万木村天台宗三光寺弟子 乘 玄 二十七
 右之者共義新吉原に燈籠見物に罷越候上遊女買上
 及女犯候段出家之身分に不似合不届に付晒之上觸
 頭え相渡寺法之通可取斗旨申渡者也
 辰八月
 右は辰七月晦日夜より寺社役人新吉原茶屋々々
 を改め引け四つ時頃までに歸候は其儘見遁し夜
 明まで居候分大門口にて不殘召捕候由殊數つな
 ぎにて淺草御藏前を通りしとぞ夫より四五日の
 間は日々捕之
 一傳通院の所化之分は其沙汰有之候て早速傳通院主
 寺社奉行へ欠附貫候て寺法に行ひ候由故に旺され
 し事無之
 一西本願寺輪番も同く貫候て歸候由申傳候
 寛政丙辰八月廿一日より
 芝山内増上寺所化(一に鑑蓮社) 超 往 二十六

山内寮	隆	選	三十一
梅林寮	檀	禮	三十五
源澄寮	眞	學	十九
寬雅寮	沾	戒	十八
芝淨土宗西應寺地中淨林院所化	堅	瑞	二十六
牛込原町日蓮宗久成寺所化	桂	準	二十七
武州荏原郡等々力村同宗滿願寺所化	寶	林	二十
同所大井村新義眞言宗來福寺所化	英	順	三十八
三田同宗寶生院	國	海	二十五
駒込曹洞宗吉祥寺所化	眞	然	二十八
小石川淨土宗源覺寺所化	隨	法	二十
小石川戸崎町同宗無量院所化	慈	門	二十二
小石川日蓮宗蓮華寺所化	天	順	十九
麻布新町淨土宗遍照寺所化	清	雅	十九
麻布龍土町曹洞宗長昌所化	有	慶	三十
理	政	政	二十六
流	慈	慈	二十八
龍	音	音	十九
頓	了	了	二十六
泰	鳳	鳳	二十
忍	澄	澄	十八
增上寺山内岳蓮社隱居舜阿方に居候所化	騰	雲	十八
深川淨土宗靈嚴寺所化			

澤	全	二十四	
同七軒寺町同宗正覺寺所化(一に靈嚴寺)	惠	順	二十
同所同宗心行寺所化	銚	惠	二十
甲州山梨郡初鹿野禪宗五山派栖雲寺所化	宗	省	二十
此者共儀清僧之身分に罷在ながら品川千住宿旅籠屋にて飯盛賣女を酒之相手に致し又は音羽町にて賣女買揚其外三田新地根津の門前町同所宮永町麻布宮下町深川佃町にても遊興之上賣女買上ケ女犯に及び候段一同不屈に付晒之上觸頭等に相渡寺法之通り可取計旨申渡引渡遣す者也			
一僧道犯 _レ 姦者依 _レ 律問 _レ 罪各於 _二 本寺觀菴院門首 _一 枷號 _一 箇月 _一 發落 _レ 有 _レ 犯挾 _レ 妓飲酒者俱 _二 問 _一 發 _二 原 _一 籍 _一 爲 _レ 民 _一			
右清康熙六諭			
曹洞宗千住藥師寺隱居	大	順	三十一
日蓮宗武州荏原郡觀乘寺所化			
日宗下總國小金宿妙善寺留守居	是	隆	二十八
同宗同國同宿新立寺留守居	敬	順	四十三
曹洞宗駒込吉祥寺龍門寮	仙	龍	四十五
天台宗信州伊奈郡臨法寺弟子	大	教	二十三
眞言宗武州足立郡阿陀院	台	善坊	二十七
同宗同國同郡南善寺留守居	快	容	二十四
同宗同所光圓寺留守居	知	靜	二十
日蓮宗下谷宗延寺地中正壽院	西	道	六十
同宗深川淨心寺地中玉泉坊	純	長	三十一
同宗豆州賀良村妙國寺	美	湛	二十四

日 體 三十二
淨土宗小石川源光寺所化 隆 信 二十

同宗深川正源寺弟子同心 美 心 二十五

同宗同所靈巖寺地中慈正院弟子同心 欣 于 二十五

拾五人

右杏花園武通人數四十八人寺持九人梅澤氏所持之書付には寺持十人僧六十人杏花園書付之内三人梅澤氏書付になし何れが是ならんか

大野氏曰、これを五車亭に聞けり、杏花園の號は一日淺草の市人といふ狂歌師にゆづりし故に此處に杏花園といふは市人の事なり、後市人没して又再取てみづからの號とせし故此處に載る所如此といふ。

○總姫様御事

寛政八辰十月十五日 姫君様御誕生同廿三日 御出生様御事 御臺様御養被 仰出 總姫様と奉稱候事 同九巳年四月廿四日未中刻 御逝去御法號 棲真院

殿葬上野

○非人取締方之書付

一非人头善七松右衛門善三郎久兵衛手下小屋頭百廿九人は役筋相勤候者に付是迄之形にて其外六百四十五人之小屋頭共は黒元結にて髪を結候事
一抱非人共義は髪を束候儀一向不相成斬髪にて手拭之義暑氣寒氣風雨之節凌之爲被り候とも天窓え結付斬髪を不隠様丈八寸を限手拭持候事
一女非人之義黒元結并丈長紙黒染相用髪を束ね木櫛をさし候事

一非人衣類之義男女ともに不限布木綿之外絹類一切着不致たとひ木綿に候とも目立不申品着し抱非人は古木綿着致し候事

一非人女之内身賣致し平人に立交り候事決して不相成着類之義前書同様にて髪はたぶさを出し不申草束に致し木櫛を指し社境内又は明地等之茶屋の内にて淨瑠璃等語り并町方門々に立候共或は袖乞致し候者私用に出る時目立不申候様致し平人に紛敷致成し候儀會て不致候事
一武士方寺院百姓町人え對し不致不禮物貰ひ罷出候

共惡ねたり又は惡口等致し候義は嚴敷申付置候事
一紙屑拾ひ非人共袋は決して持不申籠斗持廻り又鍵を仕付候管所持不致橋にて賣買いたし候はき物之義捨るを拾ひ取候にも無之捨度品所持不致候事

一囚人往來之節非人共權柄かさつ成義會て不致馬駕籠にても往來之者を片寄せ候義は不及申往來妨に不成様致候事

但し道狭之場所又は込合候場所にて囚人大切之義に付小荷駄馬車等にて怪我等可有之時節は助合請候事

一囚人有之節時に寄横目非人番所へ來候節勝手へ上り候義は不及申權柄又はかさつ成義は會て不致候事

一堂宮地等へ出候て物眞似致候非人の内牢内并縛方等之眞似は不及申流行唄にても世間之噂さに抱候儀會て不致候事

右は近頃非人共不法に相成候に付以來取締方取扱御伺可奉申上候旨 御奉行様にて穢多頭彈左衛門え被 仰付候に付書面之通り申候間町中にて承知仕罷在候様樽與左衛門へ被 仰聞候間御組合御同役中

面々え御承知可有之様に各様にても御取斗可被下候

寛政八丙辰九月廿七日

月番肝煎

右之通明田惣次郎殿より被申聞候段右様御心得可被成候以上

○金銀出入御觸書

九月十二日出雲守殿御渡御書付寫

覺

延享元子年已來之金銀出入奉行所にて取上の義同三寅年相達候以來既に五十年餘追々金銀出入數多に成行候元來人々相對の上の借貸に候得は取上裁許にも不及事に候間是迄の分も裁許は不申付自分出訴の分吟味の上取上夫々可申付候は尤買懸り諸職人作料手間賃等に至まで同斷の事

但し唯今取上裁許日限等申付置候分も濟方向後には奉行所にて取扱致間敷候

金銀借貸の儀は年古き義にても相互に實意を以應對も候得共容易に出訴裁許請にも不及事に候處返濟方も貸方も不實意より多くは猥りに及出訴風俗不宜候此度裁許の限相改候ても唯今迄の借金銀及出訴金銀

に限り辨捐に可致など心得候者尤不埒の次第に候又
欲心を以て事を企出入に及或は全く利徳のみに抱り
不埒成出訴之類は吟味の上夫々急度答可申候事
已來濟方可申付分は申渡之金高不足致し毎度不束の
儀に候間糺の上急度可及沙汰事
以上

寛政九年丁巳九月

右之通可被相觸候

○改曆宣下

同年十一月十八日兵部少輔殿御渡

寶曆甲戌曆差錯有之付て今度於京都改曆

宣下有之來午年新曆領行之事

右之通可被相觸候

伊勢御師例年稜配に間に合不申既に及月迫漸々出
來配り出す。

○西本願寺門跡參向

寛政九巳年十月六日西本願寺御門跡參向江戸着當日

高家 上使大澤下野守同十一日登城今已上刻御白書

出御

御太刀 文如上人
白銀百枚 西本願寺
時服二十 御太刀 本如上人
御馬代 同 新門
時服十 同 新門
右 御對面畢て御向板縁西本願寺同新門家來並居一
同 御目見
同十五日

銀三百枚
綿貳百把

同 同
同 同

右御暇に付被遣之

時服四

同 同
同 同

同 同
同 同

時服四

同 同
同 同

上使太田備中守
西本願寺
同 同人
同 新門
西本願寺家來
下間宮内卿
平井帶刀
下橋主馬
横田監物
清水左馬
新門家來
七里内膳
鈴木沖見

蒲生圖書

右同斷に付被遣之

十月廿二日江戸發駕

十二月朔日

二種一荷

壹種一荷

同七日

時服二

同

右御暇に付被下候旨於柳の間備中守申渡之
○林大學頭へ被仰渡候書

林大學頭

聖堂御主法の義申立候趣入 御聽重々尤之次第に
思召候其趣を以猶追々取斗候義可申上候依之内願の
通聖堂料千石並百三拾人扶持是迄其方家祿之内え込
候分は差上聖堂の御入用に可相用候其方義は是迄之
通三千石の高に被成下候依之千五百俵は御藏米にて
被下候格式の儀は御小姓組番頭の次に可罷在候

寛政九年巳十二月朔日

同年暮聖堂抱置候學頭始書生不殘暇出出候由承候

○寛政九年顔見世

當顔見世より堺町都傳内名代中村勘三郎に改同木挽
町河原崎權之介座森田勘彌に改中村座の顔見世狂言
始森田座は翌年午正月十日入替り役者付賣出す。
寛政九巳年十一月

○御連歌

寛政十年戊午御連歌

松高く恵みのかげを御代の春 昌 法眼
掟長閑にすめる國民 御 逸
家くに来る豊年を祝言て 昌
門田も今朝は雪間こそ見る 昌
山水の末や霞を合むらん 昌
柴人いつこ船よはふ聲 昌
暮る夜の月またほそき川頭に 昌
露置あへぬ竹のむらぐ 昌
風や今秋より先に立ぬらん 昌
行雲すしあかつきの空 昌
昌 清 通 信 昌 其 昌
玄 昌 清 通 信 昌 其 昌
川 成 明 經 遊 永 阿 寅

結ふ間も夏草枕しき捨て 壽 輔

右御一巡

銀二十枚
時服十枚
銀十枚
時服二枚

里村昌逸
里村玄川
里村昌寅
坂昌成

右御暇に付被下候旨於躑躅の間伊賀守申渡之

淺草 輪 寺
龜井戸 菅原信遵
芝神明 西東若狹
坂昌永
島越(イ島越)
山田織部
下谷五條天神社人
土井頼母

銀拾枚つゝ

右御連歌に相加候に付爲御祝義被下候旨於同席同人申渡之

午二月十六日

○大納言様御成

今已上刻 大納言様飯田町邊初 御成夫より一つ橋御屋形へ御立寄被遊候 二月十八日 如先例人形御買上げ

銀壹枚つゝ拜領たるま

飯田町人形屋
上總屋九郎兵衛
常盤屋又兵衛

○豊三郎様御誕生

昨日 御男子様御誕生御名 豊三郎様

午三月朔日

○廣忠様二百五十回忌

三月六日廣忠様二百五十回御忌於三州大樹寺御法事 御名代松平伊豆守

○綾姫様御誕生

寛政八年辰七月十一日 姫君様御誕生阿萬御方稱綾姫様

同九年巳七月松平政千代之御縁組

同十年三月廿八日巳下刻御逝去葬上増寺 御法號

麗玉院殿

○愷千代殿御養子

寛政十年午四月十四日一つ橋殿御孫愷千代殿尾州へ御養子被 仰出

○青木郷助被召出候事
同年五月三日

西丸御書院番松平信濃守組
出井十四席厄介
青木郷介

右先達父楠五郎え付添介抱等行届候趣を以中追放被成御免候處其上母えも仕方宜彼是奇特之義に付被

召出御切米百俵被下小普請入被 仰付候旨於躑躅之間老中列座對馬守申渡之若年寄中侍座

○品川沖の鯨

寛政十年午五月朔日品川沖へ鯨寄る、同三日於吹上上覽、又元の處へ捨る、船にて見物群をなす、日數九日之間品川宿へ落る金銀錢員數高御代官え書上別紙有。

○京都大佛焼失

同年七月朔日京都大佛雷火にて焼失。

○豊三郎様御逝去

同年七月廿四日 豊三郎様御逝去鳴物廿七日迄御停

止葬上野凌雲院奉號 良光院殿。

○格姫様御誕生

同年八月五日 姫君様御誕生御出生候事

御臺様御養被 仰出候 格姫君様と奉稱候事。

○アダン及筆草



筆なるべし、澁江長伯云、琉球産也、漢名を木生毫といふ、按琉球國志略

阿阻呢 葉長旁有刺久成林速蔓堅利可爲藩牆葉可造蓆根可絞索開花者爲男木花白若連瓣合尖左右迸疊十餘朵直上五椗葉露如枝長數寸芳烈如橘女木無花結實大如瓜腐紋起釘皆六稜可食即波羅密別種一名鳳梨

按、アダンの女木の實歟未詳岸慎參所示也 又筆草と云草あり、筆となすへし、毫は草の根也、近年堅田侯の求にて房州より採て上しといふ、岸慎參は越前より得たと示されしを見れば



漢名ハ蘭草ナリ

字典節音師玉篇蘭草博物志海上有焉名蘭其實食之如大麥七月稔俗名自然殺或云禹餘糧、釋敬順諸國風土

記信濃國安曇郡千曲村の山中に種々の名石あり(略) 此山に筆草といふ有て、夏の日刈取て日にほしたるを見るに、今の筆の如く、軸すなをにして手に持に甚よし、併和様の風は書難く、唐様の草書に奇妙也、縁ある人は求めて試むへし、異國にてむかしは専ら用ひしと云、後世毛にて製する事巧みてより、此筆草は不用といふ。

此草ハハミギ 一名弘法麥 此根可以爲筆出



上總國、縣令竹垣氏所管。

○勢列角屋七郎次御朱印願書之寫

御奉行所

御朱印頂戴仕次第謹て言上

去る天正三乙亥年小田原北條殿より

權現様へ御使者私祖父船にて遠州への御通路其砌駿州は敵國に御座候得は海陸とも御通路不被成候に付私祖父 權現様 御前え被 召出し御意有之由爲申聞候事

一天正十年六月二日信長様於京都御他界之刻

權現様は伊賀街道を伊勢神戸と申處へ被爲成御着座其折節私祖父 御目見申上急き御船用意仕候へと被 仰付候に付同國若松と申浦より御船御用意仕尾州常増と申地へ御供仕今度之義は重々の御忠節御感に被爲 思召候處何にても望候へと被 仰付其地駿州に入津仕同船大分之御役義御座候ゆへ四百名船國中諸役 御免許之 御朱印頂戴仕候事

一尾張國樂田御陣之砌右之 御朱印船可成海船と被仰付御用相立其砌勢州は太閤様御領分にて御座候妻子をも捨置駿州え相詰御用承候則り向井兵庫殿御存知故御狀候事

一關ヶ原御陣之刻も祖父親兩人御供仕小笠原越中守殿御承にて諸浦山中岡役所迄赦免之旨運書被爲成下候事

一元和三年於伏見 台徳院様え板倉伊賀守殿を以言上仕候へば不相替御繼目之 御朱印致頂戴

御目見仕來 權現様御代には折節 御目見仕候へば他國より數度海道御用罷在候旨被

爲仰出難有御誼共承り候山祖父申傳候彌不相替御朱印頂戴 御目見仕候様御披露奉仰候仍而如件

正保二年二月二日

角屋 七 郎 治

御奉行所

右之 御朱印願に付三年之間手代何某奉行所の式目に出て願候よし、奉行衆も手代の忠節を感し故なく 御朱印を賜りけるとなん、此願書は手代奉行所に於て筆硯を借即座に其趣意を書ける由、加藤重昌與左工門の物語也と、嗣子安昌與十郎の話也、其後又々願書を出、其文言に云

謹而御訴認

御慈悲の御代に候間彌此度 御朱印致頂戴

御目見仕於勢州可然社地拜領仕權現様奉致勸請

度乍恐 御宮守をも仕候様御披露奉仰候如件

慶安元年卯月廿三日

是亦 御免有之となん。

○寂光寺鐘銘

高耀山寂光寺鐘銘 竹洞野節銘

坂氏日記 元祿十一年戊寅十一月

碑文谷法華寺 谷中感應寺同隱居日饒 麻布大乘寺 四谷寂光寺 三田中道寺 房州小湊境明院 同玉成 川妙耀院 右之面々頃日流罪被 仰付候と有、此時より天台宗と成と見ゆ。

○踊船古圖并考

踊船といへる事は、延寶の頃より始りて元祿中盛也、紫一本云、延寶五巳年いせ踊はやり、涼の頃は老若男女船にて踊る、又踊見物出出る船もあり○享保五年の印本松月堂不角編有儀海一册卷の五に云、江戸踊はん昌の頃は、我も踊に出たり、其頃九間一九八間一九と云船あり、九間一九は幅三間に長サ十一間、八間一九は十間に幅是も三間也、八間一を樂屋にして九間一を踊船となす、八間一より九間一え厚板を渡し、左右を幕にてかこふ、九間一は揚まくをして踊り出るに、凡踊の數十五番、一番に裝束を替る、踊一番過て獨狂言藝を盡して入る踊有之、囃子三番子は踊をも囃子をも勤し也、夫より淺草藤屋といふ大茶屋へ上り、踊獨狂言はやし此三品の興濟て、二膳迄の料理を出す、

おとりには三味線三挺、小きう小鼓二挺拍子とる、昏方より又船に乗て兩國にて踊る、小田原町踊出る日といへば、船の借ちん常に倍せりとなん、享保の頃斯いへは享保の頃に至て絶てなき事と見へたり○元祿十六年印本木目漬全部六册卷の四に、江戸三またの月見の事をいへる條に、目にかゝる雲さへ消て今宵一輪みり二千里の外いつくもかはらぬ中に三侯の踊船おしあふてあつくるしき詠めもあれと云々とあり。

醒々齋誌

山東庵

踊船の岡竹恒氏柳塘の所藏也。

○西丸裏門番頭役名

西丸御裏門番之頭役名慶安四年初而被 仰付候節は西丸御裏門番之頭明曆二年二度目被 仰付候節より元祿五年榊原八左衛門天野勘左衛門被 仰付候節は西丸御留守居衆元祿七年正月別に當時之西丸御留守居出來候以後御裏門番之頭と改申候

但天和二年能勢半左衛門被仰付候節西丸御留守居番貞享元年牧七左衛門同三年川田吉兵衛本多

金右衛門同四年永井彦兵衛元祿元年大澤傳左衛門被仰付候時は御裏門番之頭と有之候得共其頃之嘉定家猪御次第書にはやはり西丸御留守居と相見へ候間右之間に役名相改候事とは不相聞一役にて兩名有之歟と被存候當時も書替奉行を御切米手形改と唱御船上乗役を御船役人とも唱候類なり。

○奥御祐筆初

天和元年八月廿二日始而奥御祐筆兩人被 仰付候向後御奥にて書役之御用等可相達と被 仰付候其已前は表御祐筆之稱呼可有之様無御座候當時にても御右筆と斗認候義も有之御右筆と斗申候へは表御右筆之事也。

○清人の假名書

清人孟涵九崎陽にて假名を書くうへ見ればおよはぬ事の多かりき

笠着てくらせおのか心に

右板倉京兆尹誠子歌古撲可誦是和歌也取以和字書之と書て、下に笠着たる男を書けり。

戊午新秋巧口寫於崎陽旅館懷竹山房藤田孟涵九筆

○貞享小身者書上

御臺所

柏木四郎兵衛

神君様薨御前御影御繪拜領と斗長左衛門存生之内申聞候右御影手前奉置候者家内不淨之義御座候ては必御罪之義御座候ニ付無勿体奉存候父長左衛門且那寺淺草東漸寺先住代より預け置今以奉所持候以上

子二月

柏木四郎兵衛

天野五郎右衛門殿

鈴木喜左衛門殿

○蝦夷制札

一 邪宗門にまたかふもの外國人にまたしむもの其罪重かるへし
 一人を殺すものは皆死罪たるへし
 一人に疵付又は盜するものは其程に應し咎あるへし
 右今年蝦夷に建るゝ處の制札となん、文は林家より出しといふ。

○犬毛付書上帳
 元祿八亥年

東叡山下谷坂下堂丁目犬毛付書上帳

- | | | |
|-----------|---|---------|
| 一 貳疋 | 内 一疋 <small>黒</small> 一疋 <small>赤</small> 一疋 <small>白</small> 一疋 <small>黒</small> 一疋 <small>赤</small> 一疋 <small>白</small> 一疋 <small>黒</small> 一疋 <small>赤</small> 一疋 <small>白</small> | 主 孫右衛門印 |
| 一 壹疋 | 白男犬 | 主 新右衛門印 |
| 一 壹疋 | 白ぶち男犬 | 主 五郎兵衛印 |
| 一 壹疋 | 赤ぶち男犬 | 主 重兵衛印 |
| 一 壹疋 | 虎ぶち男犬 | 旅犬 |
| 一 壹疋 | 赤男犬 | 同斷 |
| 一 壹疋 | 同斷 | 同斷 |
| 一 壹疋 | 同斷 | 同斷 |
| 一 壹疋 | 同斷 | 同斷 |
| 一 壹疋 | 白男犬 | 同斷 |
| 一 壹疋 | 赤女犬 | 同斷 |
| 一 赤黒絞女犬壹疋 | 此内欠文 | 主付犬主 |
| 一 黒毛男犬壹疋 | | 權右衛門印 |
| 一 白赤絞男犬壹疋 | | 同 |
| 男犬 十七疋 | | 權之丞印 |
| 女犬 六疋 | | 同 |
| | | 彦兵衛印 |

男子犬 壹 疋
女子犬 二 疋

三丁目

犬數貳十六疋 内前々より飼來候犬十六疋
町内養犬 十六疋

惣犬數合九十九疋

覺

一町内に若主無き犬參り候節は犬番所相改近所之家持共え早速主付養育仕食物之義は一日食椀にて朝夕一盃つゝ二度たべさせ米に積り二合外にも残り物等集爲給可申病犬等御座候節は犬醫師五郎兵衛に見せ養生仕候唯今は病犬疲犬疵犬無御座候惣而犬憐之義月行事之外家持共並犬番人節々見廻り籠末に無之様養育仕候
一家之内にて子を産候節は其處を圍ひ養育仕候家の外に産候節は其所を圍ひ又は風雨に當り不申候様に犬部屋へ入養育仕候母犬不斷より節々食物たべさせ可申候子犬ころ立候迄は随分入念名主年寄月行事犬番共に節々見廻り籠末に無之様仕候
一友犬喰合候節は犬番近所之者早々出合水をかけ申

ほうきにてわけ強く喰合候節は籠をかぶせ分申候一犬之儀に付相替義御座候へば御奉行所へ訴申上候右之書付之通少も相違無御座候若疲犬病犬疵犬等隠し居哉と御尋被成候得共右様之義會而無御座候少も偽不申上候以上
元祿八年亥十月

名主 市三郎 印
組頭 長次郎 印
同 彦七郎 印
同 半兵衛 印
同 市右衛門 印
同 三郎兵衛 印
同 六郎右衛門 印
月行事 佐次右衛門 印
同 七郎兵衛 印

同 小兵衛 印
同 仁兵衛 印

梶田彦右衛門様
神谷又右衛門様

附紙

右は犬々御改に付壹丁切に致吟味無主旅犬之分は銘々主付御觸之通り随分憐み養育仕候已上

年月日

○中野御犬預

元祿九年十月三日芝山一郎右衛門鳥見役より中野御犬預り被 仰付同年十二月十二日御役料五十俵被下右之通り家督之節中野上役有之候得とも此頃御犬預り上役とも唱候と相見へ候事以上以下之差別未詳

○日比谷御門番家來及傷

元祿十二卯年五月七日夜九つ時過ぎ日比谷御門番京極喜内家來白石權右衛門致亂心傍輩村井小藤次を四ヶ所切表へはせ出候に付打寄捕置御目付天野傳四郎へ届之。

○常盤橋御門番家來及傷
正徳四年三月廿六日常盤橋御門當番堀石見守徒之者致亂心致自害候段御目付加藤右近え届之。
○竹橋御門番家來及傷
元文四申年四月廿六日竹橋御門當番松平彈正少弼家來水間權右衛門明七ツ時致亂心於勝手飯澤清右衛門と申ものを差殺し即刻自害致し兩人とも相果候段御目付能勢甚四郎へ申來傍輩之義外より差障無之候に付屋鋪え引取候様に差圖有之候。

増訂半日閑話卷之二終

樋口中務少輔 <small>宣康</small>	小舍人	同	布衣	同	同	傘	番頭	裏松左少辨 <small>謙光</small>	布衣	同		
東坊城侍從 <small>益真</small>	小舍人	同	小雜色	同	白丁	同	火長	看督長	日野右中辨 <small>資矩</small>	小童	同	布衣
如木	傘	番頭	同	火長	同	鳥丸左中辨 <small>光祖</small>	從者	上同	三條西侍從 <small>延季</small>	從者	同	
同	傘	白丁	同	同	如木	平松中納言 <small>時章</small>	從者	上同	錦小路中務少輔 <small>賴尙</small>	從者	同	
石山左少將 <small>基陣</small>	從者	同	慈光寺左馬權頭 <small>澄仲</small>	從者	同	柳原左少辨 <small>記光</small>	從者	同	公卿	堤大藏卿榮長		
芝山中務權大輔 <small>持登</small>	從者	同	中院右少將 <small>實古</small>	從者	同	鷺尾右中將 <small>惟建</small>	從者	同				

布衣	同	雜袍	傘	持	如木	隨身	同	沓	番頭	同	吉田侍從三位 <small>兼隆</small>	
布衣	同	雜袍	如木	交野左兵衛督 <small>時永</small>	隨身	同	傘	番頭	同			
布衣	如木	布衣	白丁	同	同	布衣	同	同	白丁	同	同	沓
布衣	如木	布衣	白丁	同	同	傘						
今城新宰相中將 <small>定興</small>	隨身	小舍人童	如木	雜色	同	同	傘	冷泉左衛門督 <small>爲泰</small>	從者			

右者御勘定奉行久世下野守様御宅にて被仰渡候由
申十月二日

右御返金之次第利分之次第重而相糺可申趣

○人排

作人排新器杜預傳

破竹

今兵威已振譬如破竹數節之後皆迎及而解無復著手處也杜預之言

○角澤大學か事

龜井隱岐守殿にてか有けん元祿年中末若年の頃傳奏御馳走役を蒙 仰勤仕之處高家吉良上野介との傳奏掛りにて諸事差配之處隱岐守殿に對し不禮過言不及申至而當り惡敷事共ゆへ御大役之儀隨分致堪忍被相勤けれども最早難忍や被思けん歸宅之後家老被相招上野介事不禮過言は勿論種々手違等爲致我に恥辱を與へ侍れは不得止事明日於殿中討果し自滅可致然る上は家斷絶に及はん先祖へ對し不孝と云旁可申様無之事に候得共不及是非候條かならず差留申間敷覺悟せる上は斷絶の後迄も取紛宜敷相片付可申候是迄之運命と存萬事能様に跡々片付候様無落被申聞家老角

澤大學承り扱々御年若には珍敷能も是迄は御堪忍被成候なり中々以老年の私左程迄之勘辨は成兼候右體御堪忍不得止事義御先祖連も何ゆへ不孝と思召可有如此思召被詰候義毛頭御差留不申候明日於殿中に見事に御討留御生害可被成かならず御せかせ候ては仕損し出來候間連も御覺悟は有之事御大禮の席に候得は御能相濟迄は御猶豫被成候て可然候十分に御落付不被成候ては決して御仕損し有之左候ては御本意も不被達候事に候又跡之義は隨分被始末可申候間無御心置丈夫に被思召退出之時節御討留早速御生害專要に奉存候旨申上隱岐守殿にも早速聞請吳滿足之旨被申其夜被相休家老角澤大學も退出歸宅其夜金三百兩卷物等取揃上野介殿之屋舖へ立越家老え面談し此度隱岐守御大役蒙仰冥加至極殊に若年之儀不束勝にて候處偏に上野介様御引廻しを以て是迄無滞相勤難有追て御禮も可申上候得とも先以乍寸志御恩謝之爲御禮申上候趣尤晝は目立候ゆへ乍夜分伺公仕候段申之殊更貴公にも段々御心添被下役人共にも別て御芳志之程恭旨申述金百兩を彼の家老へ與へける悉く歡入早速上野介え披露之處入念致方目見可申付連則目見

有之金貳百兩卷物等進上之甚惡意之挨拶有之隱岐守どの家老申上候は隱岐守は追て御禮可申上役人共一同段々爲御禮乍輕少獻上仕候間主人方えは不及御挨拶唯殿中其外とも諸事御引廻し御差圖偏に奉願旨精々申之隨分と承知之御挨拶有之則歸宅致しぬ扱翌日に至り登城之砌も彼家老精々隱岐守殿えかならず早速之取計不宜公家衆退出後上野介殿引續き退出之砌に討果候様申合隱岐守殿登 城於殿中兼て覺悟之事ゆへ上野介殿一討と心得被罷在候處上野介隱岐守殿を見るや否やは早朝より御出仕御苦勞千萬なり扱御用向ケ様此儀はケ様其外にも又洩候儀は御差圖可申誠に貴殿は年若に候得とも萬事入念御勤仕驚入なと列座之人々えも吹聴有之打て替りし挨拶ゆへ隱岐守殿一圓合點不行おのれ一太刀と思ふ義勢もたゆみながら此上にも失禮あらばと被心懸ける處萬事無難事濟差引被致ける事ゆへ可討懸手段無之内御用も無滞退出の刻限とも相成候ゆへ隱岐守殿にも無滞退出なり歸宅早々家老角澤大學被呼扱々面目次第もなきなり今日上野介を可討果と存候處ケ様之子細にて無余儀歸宅乍去一圓合點不行致方なり其方いかい

心得候哉之旨被尋に付其時角澤大學申候は昨夜被仰聞候趣にては連も御差留りは無之見請候に付御覺悟決定致候處俱に御勸め申置即刻賄賂を以取繕候處果して今日の仕合先以御家長久御身安穩にして無此上大幸なり能御勘辨も可有之右體金銀にて忽翻る程の武士全く人間にては無之其音類同前の者に大名たるへき人の手を穢御自身の働き危事に候全御身一分と被思召候ゆへケ様之大膽なる振舞をも被思召付は公儀え對し不敬之口口を以安穩に今大名とも御生被成候ゆへ御役儀も蒙仰御外聞名聞にも有之候儀を御短慮を以御家斷絶之儀被思召立候段返々も無念之事に候此上共御短慮を御止御慎之程可然と其節品を御異見を申入けり隱岐守殿にも至極感心被致甚誤入り汝か計謀無之は身を失ひ家を亡し可申を今は身も安體家長久之段忠臣偏に汝か畧に寄所なり已後急度可慎條安堵可致よし被申けるとなり、是を忠臣藏淨らりに柁非若松之介と作りけるが、實は名目をかへし斗、趣合正眞のまゝ作り出しけるなり。

○嵯峨物語の事

二條攝政良基嵯峨野物語に、馬はむかし唐國より渡

りし時、耳の替るものといひてすへてまれなりしかは、帝王のみけしきよき大臣公卿の外は乗る事もし、されは良家と書ては馬人と讀なり、是日本記萬葉の所見分明なり。

○蹴鞠上覽記

難波從三位前中納言宗建卿^{五十}

延享三年丙寅五月四日蹴鞠 上覽に付て難波前中納言登 城且又御三家始國持大名及萬石以上之面々并布衣以上之諸役人尉斗目長襦着用且法印法眼之御醫師登 營但

大御所様 大納言様附諸役人醫師共御黒書院出御御長袴 御刀 御上段 御着座

尾張中納言殿

水戸宰相殿

紀伊宰相殿

尾張中將殿

右一同御椽類迄被出席本多中務太輔披露之上意有之御敷居之内御右之方に被着座蹴鞠見物之御禮年寄共及御取合被退出

松平加賀守

右出席 御目見 上意有之御下段御敷居之内御右之方に着座蹴鞠見物被 仰付難有之旨老中共及御取合退去

井伊掃部頭

松平肥前守

井伊備中守

右一同着座 御目見蹴鞠見物被 仰付難有之旨中務大輔御取合之上 上意有之退去

高家雁之間詰同嫡子御奏者番同嫡子菊之間椽類詰同嫡子芙蓉之間御役人 出御之節御黒書院御勝手にて御目見御白書院 渡御 御先立中務太輔櫻之間御杉戸際 御着座御擗敷之

國持大名父子共

御譜代大名父子共

外様大名父子共

右並居一同 御目見蹴鞠見物被 仰付難有旨老中共御取合申上 上意有之上段之御席え 御着座御上直し御擗御刀掛此節

大御所様 大納言様 出御

蹴鞠之場御白書院庭中に擗之御簾は 出御以前よ

入御の節は御三家御對顔無之重て御黒書院 出御御上段御着座

難波前中納言

右於御次拜領物被 仰付旨中務太輔申渡之難波出席

御目見高家披露之御下段御右之方着座蹴鞠

上覽之御殿中務太輔言上之 上意有之拜領物之御禮申上て退去 入御已後御饗應有之竹之間三汁十

一菜二獻目之時御使御白書院御下段にて御三家并加賀守え御菓子御吸物御酒出之國持以下えは於席

席御菓子被下之難波於御白書院御下段時服十頂戴

老中列座

御三家始出仕之面々謁老中退去

難波家來え時服二つ、被下之於柳之間御奏者番申

渡頂戴詰候者共時服二宛蘇鐵之間御奏者番申渡頂

戴之

藏田七郎右衛門

上田文右衛門

土生三郎四郎

宗 吟

り舉置御座所之面々御椽通其次西之方衛立障子開之溜詰年寄共隱岐守御側衆伺公櫻之間國持大名四品以上高家雁之間詰御奏者番列侯大廊下之内南之方以衛立障子開之御譜代大名以下列座 御座所之東之御椽類以衛立障子仕切其若年寄伺公 帝鑑之間御椽類より南之方に折廻し芙蓉之間御役人諸番頭物頭布衣以上醫師共伺公

蹴鞠始

難波前中納言家來棚倉織部鞠付候杖持出藏田七郎右衛門え渡す七郎右衛門請取之坪之内え入

御前西之方軒に立置次に難波垣之内え入 御前西之方え行杖を取之西南之松之本に進み於此處解杖

鞠斗取候て掛り中央に持出置此時七郎右衛門又出席難波より杖を受取難波垣之外え出復座七郎右衛

門垣外え杖を持なから出て織部に渡す其後難波其外詰之者共順々に坪之内え入向に着座難波中央え

出席候而鞠勤之復座其後鞠有之所之者揚鞠始之鞠

畢て難波其外之者共垣之外え出復座之時御側衆を

以雅樂頭尋之御所望被遊候段被 仰出其段高家え

雅樂頭申達難波出座重て一仕切鞠有之畢而 入御

神田源七
柿澤平四郎
森治右衛門
真光寺賢趣
狩谷三右衛門
中村彌太夫
中道院日空

以上

○隱居願濟候節御褒美之事

御目見以上金貳枚或は金拾兩并上下以上金拾兩之者は七十歳已上に候得者御褒美被下候但御抱席羽織格褒美之欠數多少有之候五十年以上銀五枚被下以下三枚五十年以下も十年位にても被下候哉不被下候哉無覺束事七十歳以下にては假令五十年六十年勤候ても被下候儀は無之尤七十歳にても當役十年の勤にて無之候得は御褒美無之候

○北條氏綱連歌

菊の露月にやましら玉の庭
八千代の椿秋をふるかな
氏綱
長慶

名もしるき岩の松むしねに立て 宗長

○祐成時宗之父始末書
下谷三枚橋邊御徒組屋敷河津三郎兵衛二番組神田數馬組なり、是伊東入道祐親の嫡子字佐美久津見河津三郎兵衛と申也、此家に祐康か末流なり、依之名も河津の野をすりたる狩衣といふあり、草盡し蟲盡しを織物にしたる薄衣也、此狩衣を諸大名方より度々見度由にて借用に參る尤多くは大名方より取寄見給ふ、其度毎に謝禮として金銀を得て徳分なりと也、其狩衣を入候長持並包服沙大名方より寄進也。

河津三郎祐康か塔は谷中玉林寺と云禪寺にして今に在り、今の三郎兵衛も玉林寺旦那也。
○村上氏を送る歌
村上氏の松前に行を送りて
故郷へ返る錦をみちのくや
草

○小林重高の歌
小林重高朱文公の墨跡を贈りて返し
傳へし代々の聖のみちのくの

をぞか千島に浪立すじで

○觀世流謠番附

享保書付

高砂	老松	白樂天	加茂
難波	白髯	玉井	氷室
委老	右近	吳服	志賀
竹生島	皇帝	弓八幡	田村
清經	實盛	忠度	兼平
道盛	八島	賴政	朝長
經政	敦盛	東北	野々宮
定家	佛原	夕良	芭蕉
井筒	杜若	松風	采女
源氏供養	督願寺	江口	揚貴妃
湯谷	千壽	二人靜	小原御幸
半菀	羽衣	鸚鵡小町	能不仕談
咸陽宮	相勤不申	船辨慶	善界
鞍馬天狗	大會	楓狩	安達原
殺生石	春日龍神	錦木	舟橋
女郎花	葵上	鶴	不二太鞍
梅枝	花筐	班女	蟬丸

遠き昔もしのふ文字摺

隅田川	三井寺	櫻川	百萬
玉葛	雲雀山	浮舟	三輪
龍田	蟻通	雲林院	小鹽
邯鄲	自然居士	東岸	花月
芦刈	山姥	安宅	善知鳥
天鼓	盛人	阿清	通小町
唐船	西行櫻	鐘植	鶉飼
項羽	海人	融	寐覺
江島	久世戸	東方朔	西王母
鐵輪	柏崎	舍利	車僧
嵐山	和布刈	攝待	知章
藤榮	雷電	土蜘蛛	放下僧
草子洗	小袖會我	巴	
遠き能			
鶴龜	橋辨慶	小鍛冶	春榮
葛城	大佛供養	夜討會我	六浦
卷衣	野守	輪藏	服
小督	熊坂	烏帽子折	
七番の内年若にて相勤不申候			
卒都婆小町俊寛	景清	遊行柳	

藤戸 鉢木 當麻
 習に仕候分
 檜垣 姥拾 關寺小町 狸々亂
 道成寺 石橋 肥滿ニ付相勤不申候 木賊
賢者年ニテ相勤候 能ニテ無御座候
 右十番 礎 戀重荷
 生田敦盛 張良 合浦 羅生門
 道明寺 忠信 空服 大江山
 第六天 龍虎 谷行 松山鏡
 大瓶狸々 藍染川 金札切ヨリ相逆鋒
 代主 大社 松虫 迄ハヤシ切
岩舟後ノシ テヨリ 歌占 ハヤシ有 禪師會我 勤メ
 住吉詣上
 百七拾貳番組 關寺小町元文五年總部相勤
候國田安ニテ相勤申候
 觀世流蘭曲四十七番
 三宮太子 隱岐院 同玉取 歌占
 被瀨 島廻 須磨源氏 加茂物狂
 横山 經山寺 内府 由良物狂
 同舞車 同阿古屋舟初瀬六代 高野物狂
 淡路 八景 香樹 更科

松浦物狂 飛鳥川 一字の題 四季
 直方 東國下 西國下 兵揃
 蛙 願書 正尊 和國
 五輪醉 綾鞍 俊成忠度 松山院
 一枚起請 近江八景 永無月拔
 右は觀世流正本也於當流此分は謠無之候努々他見不可有のものなり。
 ○渡錢
 今春隅田川三圍いなり開帳にて、大川橋往來多、三月十五日などは一日に渡錢三十八貫文有之、十六日には二十貫文の餘ありしと、淺艸庵いせや久左衛門語る。寛政十二年
 武藏屋といへる酒店一日の酒直廿六兩ありしと云ふ。
 ○外山屋敷一見の記
 寛政五年癸丑三月十九日見分に參申候同廿三日御成有之
 尾州外山屋敷一見の事
 最初 御成即門入柳立所を行て盧山寺見晴し水邊あり、夫より仁王門入れば石垣の上に文珠堂、此處よ

りも前の水邊つゝきの見晴し、夫より龍門橋渡れば萱ふきの門竹橋の額あり、夫より龍門の瀧の縁通りを行て山へ出る、爰に圓付三間の御茶屋家根かやなり、上面に臨遙亭の額あり、此御茶屋正面左右共柳立所、左の方へ行坂下れば礎の細流、是を渡れば仙谷と云御腰掛、此上面の坂を上げれば柳の中切抜道左の方四阿此向に錦明山と云處に天神の社鳥居あり、夫より左の方きりぬき道坂下れば是より右へ切ぬき道曲角に百姓家一軒十間狭庭敷なり、向に棹釣瓶の井、此家を右へ曲れば切ぬきの道を行は、左の方萱ふきの門開き戸竹なり、是を這入てきりぬきの道左へ曲れば兩面の御茶屋貳間也、此處に道灌の植置し松一本今は枝葉も朽て木立斗植そへの小松一本あり、此御茶屋右向の方柴原見晴し水邊居橋などあり、是より左りへ下りて行は坂中程宇津の山地藏堂、遙向に養老泉の御茶屋こはく橋鶴龜島にわら屋根の御茶屋あり、左りの方切抜道坂下れば左角達摩堂、左りへ行は茯苓坂此處中程和田戸大明神社鳥居の側に神主の家あり、此向に水茶や同所町家に釣道具屋あり、此家數六軒なり、是を行てかやぶきのひしき竹開き門拔

て右へ行は一つ家あり、夫より少しの坂を下れば大泉水並んで細き流れ、此側に小家あり、此並に田舎家一軒細流に付て立戻りて坂を上れば國圓峰と云山、此峰の見晴し柳水邊なり、此山を下りてかやぶきの門に入れば余慶堂、此處に尾州鳴海の海より上りし釣鐘丈四尺余なり、此上面より左りの方に松紅葉其外の植込刈込なり、此上より不二見ゆる余慶堂惠名之内表門の方へ行は玄關なり、余慶堂右の釣鐘の有方へ戻りて坂を下れば柴竹の門を出る、夫より左右百日紅の植込ある中道を行は小橋を渡る、左は田なり、右は辨才天の宮島の中にあり、此宮いにしへより明ざるとかや、此社の内朱の橋あり、戻りて同處田の縁りを行は澤に杜若の紫一色にして今盛りなり、此右の方招隠里といふ、門に入れば二三尺の枝折戸表に紫竹をまばらに打付あり、是を明て入れば三間の家あり、是を立戻りて左へ付て行は兩町家にて宿の體先茶見世三軒、さる屋、桐油屋、ろうそく屋、灯燈屋、問屋場、宿駕籠などあり、此續き筆墨屋、扇子屋、瀬戸物屋、芋紙屋、味噌酢屋、本屋、弓師、矢師、作り花屋、水茶屋、酒屋、看板の酒林あり、楊枝屋、

植木屋、花類とも八百屋、竹格子作、和田戸安と宿札有醫者あり、藥種屋、經師屋、菓子屋、茶間屋、こく屋、鍛冶屋、しゆる等屋、刻たばこ屋、此町家兩側也、中程に大日堂井戸あり、かうやく屋、此町家の上に人麿堂あり、又戻りて兩町家の末に制札あり、此側の木戸を出れば廣き池あり、向て右は蓮のめぐみたる有、左は唯水邊なり此上に大岩山御嶽権現の社あり、養老泉の御腰かけ上面吹井是養老泉なり、此上に樂師堂あり、此奥の院燒物の釋迦、又右の方に阿彌陀堂あり、此下に四つ堂此道を行は橋を渡りて隨柳亭と云御茶屋前に柳あり、此續き吟涼橋といふ土橋なり、是を渡れば行者堂鈴木三郎所持の笈と螺貝あり、此上に王子權現の宮あり、戻りて吟涼橋を渡れば此上に山里御數寄屋といふあり、此山續き釋迦堂則上は塔なり、同所稻荷宮鳥居同所望野亭と云あり、上面廣き松原柴植付てあり、此處大原といふ、此續き右岩山と云處に丈九尺程の楠木石共いふべきあり、爰を下れば最初蓮池の前通り兩頬町宿の表通り行て最初の杜若澤の前通り過れば田路へかゝり、百姓家三軒通抜れば畔を行て細流れ縁りを少し過れば在郷家一軒、夫を

過れば流に三枚橋渡り左りの方へ行は右の方馬見所あり、馬場二筋此馬見所の脇より右に付て通りへ出る、又右の方かや貴の竹開門あり、夫より最初茯苓坂達摩堂前左へ上り兩臨堂前見晴しにて暫く休み、亦茯苓坂こはく橋を渡り養老泉前通坂上り最初の大原へ出る、此處下りて左へ曲り山道通り五重塔長畑通御成御門を右に見て左へ入は西南山無外寺の跡堂あり、燒物の釋迦あり、撞鐘あり、但撞事はなし、夫より左坂下より觀音堂前立不動尊なり、此處に石燈籠二本年萬治三癸子納佐州の住鈴木氏とあり、同所虚空藏の堂御戸帳懸有脇に物見あり、右の方御茶屋あり、夫より長畑通り御成門へ出退散致し候

御茶屋傍付
餘慶堂床
掛物 三幅對
但中福祿壽 左右山水 養川筆
砂の物松いふき 無盡神 牡丹 ついじ
拓植 いちはつ きぼうし
書院前料紙硯箱 蔦繪不二に松
二の間
掛物 二幅對

山水	雪舟筆	歌書	二條爲氏卿筆 古今和歌集	文鏡	唐銅龜
中央 卓	紅花	喚鐘	撞木	手鑑	公家寄合書 三十六歌仙
香爐	唐銅獅子	花夏きく	花入鳴物	山里數寄屋床	文鏡
梅之畫	越雪湖筆	盆石	銘夢のうき橋	書院	
石卓	朱壁	釜	貴紐 淨味作	紹鷗棚	
御湯殿御揚場床	二幅對	天目	今燒瀬戸 蓋杉木地	臺	朱曲
掛物	林和靖 李太白 探幽筆	茶入	唐丸壺	四方盆	青貝
花小手まり	花入南京	水指	青磁	茶釜置	新渡吳潤
花紫らん	臨遙亭床	茶杓	利休作	水	屋
掛物	壹幅	炭斗	唐物茶籠	香合	交趾
菜に蝶の畫	趙昌筆	三ツ羽	鳩	薄茶器	老松
花大山れんきや	花入唐銅	硯	硯屏	茶碗	新唐津
花うみびれ	花入錦坪の折	釣香爐	金紫銅罽	筆	堆朱 筆架 唐銅龍 墨丸
書院床		硯	硯屏	筆	堆朱 筆架 唐銅龍 墨丸
釣香爐	金紫銅罽	別星石	硯屏	筆	堆朱 筆架 唐銅龍 墨丸
硯	別星石	堆朱	筆架	唐銅龍	墨丸

茶杓

古田織部作

掛物

隨柳亭

掛物

藻に魚の畫 菴安仁筆

小卓 青貝

香爐 紫銅製

明東

松南天花 松大全せん花 まるめろ さつき

まやか

花

なにした 花入籠 垂撥

掛物

和田戸明神主宅

掛物

壹幅

花

釣瓶に燕の畫 一蝶筆

花

東らん あさみ 花入 唐銅

花

あやめ 花入 茶屋床

掛物

一行物 紫野大心筆

掛物

壹幅

掛物

黒木茶屋床

掛物

壹幅

雀軸の畫 曾我蛇足筆

中央草 桑木地

香爐 唐銅製

花 仙臺萩

花入 青磁

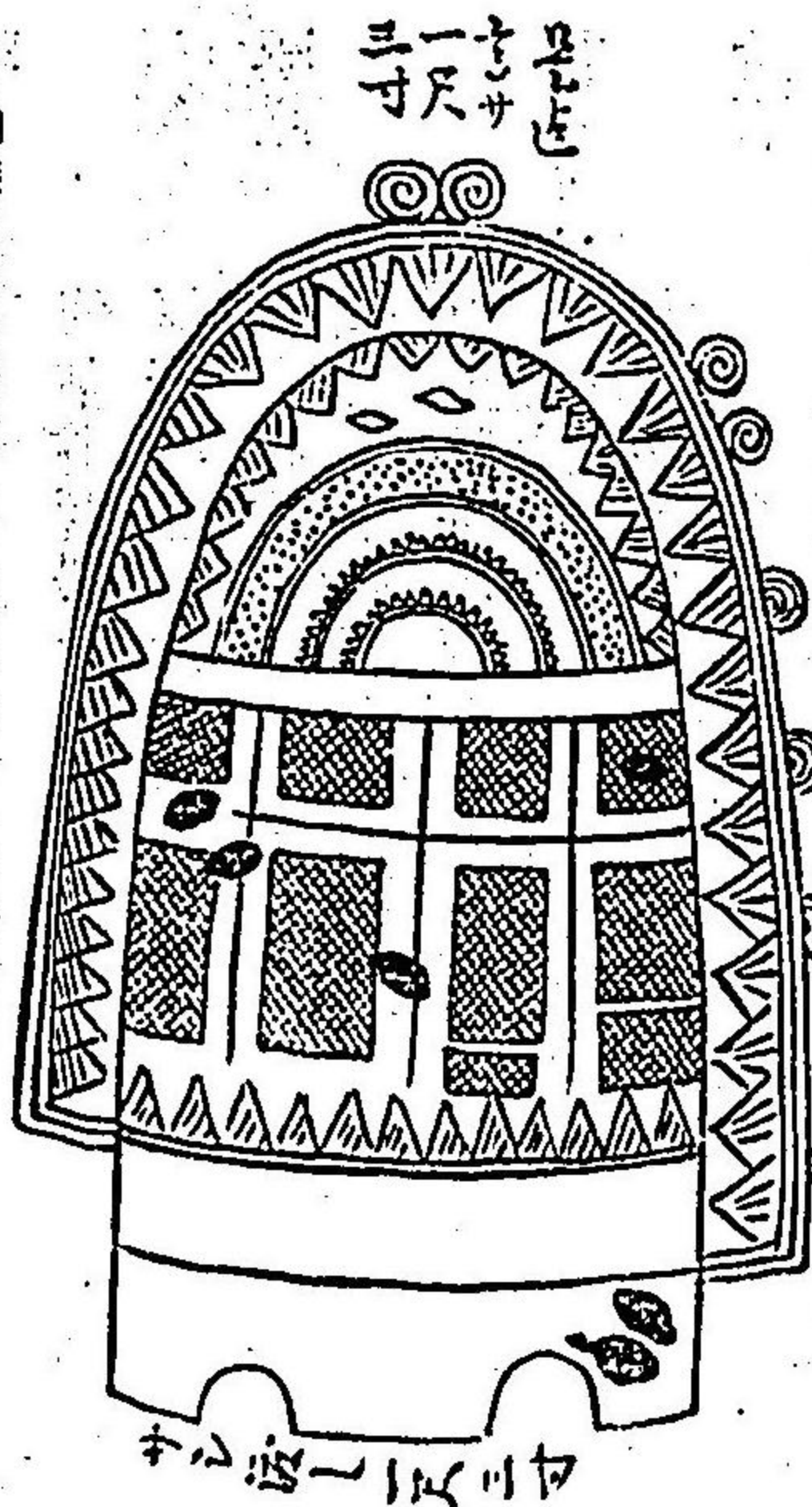
棚

但香爐 梨子地 藤繪 火筋 南蠻

以上

尾州鳴海の海より上りし由也

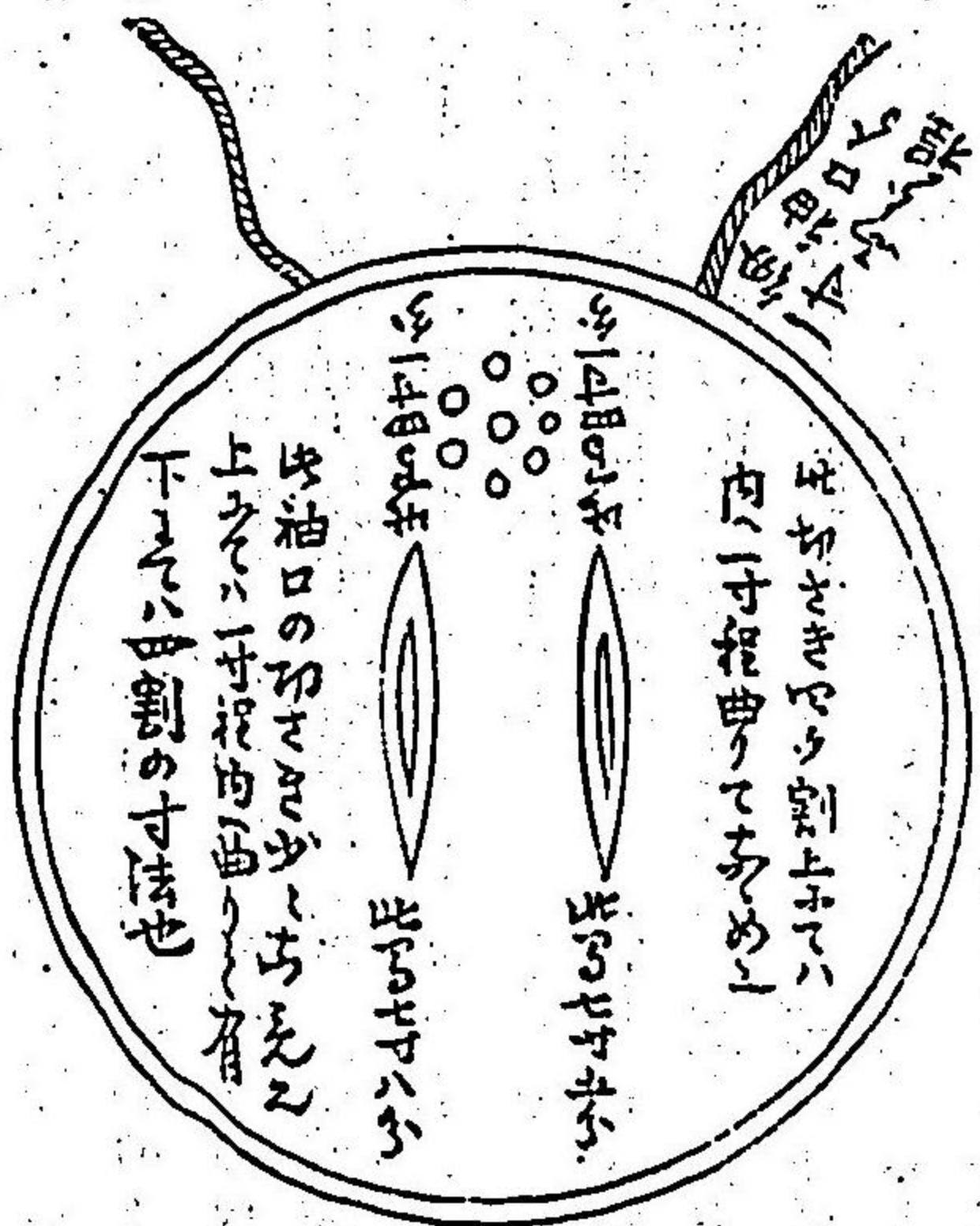
右惣鉢黒き星は朽損の穴也



御庭之内余慶堂ニ有之由尤音ハ宜敷有之由

○九鬼家陣羽織

志摩烏羽城主九鬼家船手陣羽織



緋羅紗 圓白笹線 袖口同 紋所白綾切付組紫

袖口の明き登尺三寸七分

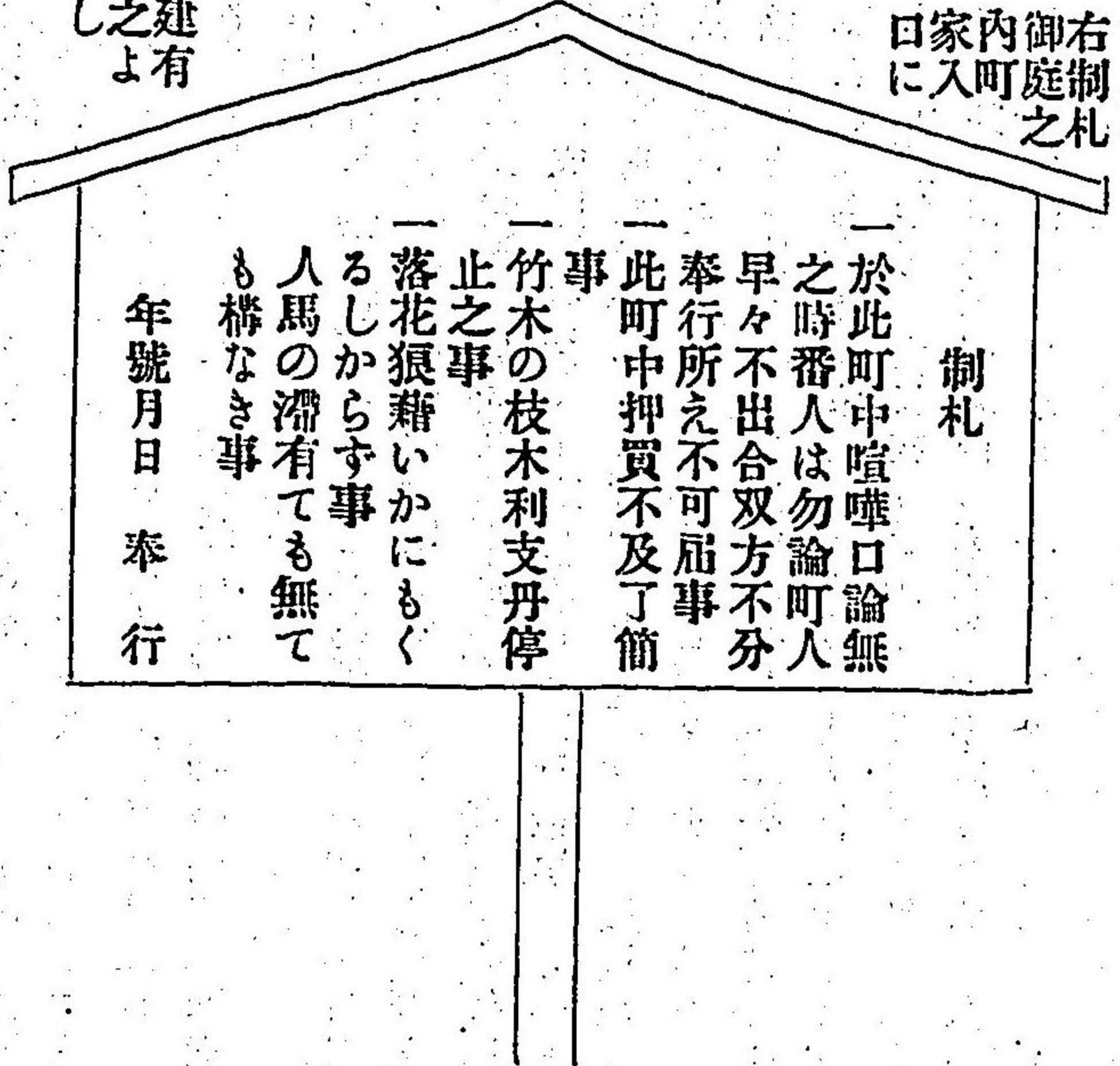
丸差渡し二尺八寸七分 今伊勢社人傳來云々

○肥前國島原山海大變之一件

當二月大阪紺屋町日雇頭大和屋市右衛門悻悻次郎と申候者肥前唐津の城主水野左近將監様御歸城に付右之者御供致し彼地へ罷下り同四月五日島原の御城主

右制之
御庭之
内町
家入
口

建之
有し



制札

一於此町中喧嘩口論無之時番人は勿論町人早々不出合双方不分奉行所え不可届事一此町中押買不及了簡事一竹木の枝木利支丹停止之事一落花狼藉いかにもくるしからず事一人馬の滞有ても無ても構なき事

年號月日 奉行

御成通御之節右町家等人無之賣所傍置有之よし右御用御座候へ者諸職人尾州にて御集め被置候由右御供并前廣見分被致候御坊主衆にて見せられ候間寫置也

松平主殿頭様御參府に付右御道中人足御用承り手代一人夫四十人召連島原に逗留中危き命を助候一件島原當月十八日より度々震動致し普賢山と申山に方六十間程の窪き所より湯氣立上り後には火烟と成此に温夫より段々山へ燒廣かり大石大に燒落蜂ヶ谷と云處へ燒移り二月九日頃彌火先強く三月朔日二日一夜に幾度となく地震致し此時島原の御城櫓二ヶ所崩れ申候

右惣次郎島原町方に旅宿を取逗留致候處四月朔日又々地震致候に付旅宿を逃出さんとさわき候得は例之地震に候間鎮り居候様にと宿の者申に任せ見合候處間違に成候無程又々地震鳴動致候に付最早こらへ兼逃出候處家居諸木とも折倒れ大地所々二三尺程つゝ割往來に水嵩さ腰より上越し山々の火もむらさき色に燃上り眞の闇にて東西南北見へ不分そら恐しき事言語に難申候男女泣叫逃出候得とも津浪山より吹出し泥熱湯と一つに成りいかゞして可叶や然るに右惣次郎は漸延御城内に不明門と申處迄凡六尺余の水を凌ぎ石垣に取付御曲輪の松明焼桃の火にて御城へ逃出命助り候此者手代は大手御門外大溝の中へ打

込み面部手足共に打ぬき半死半生にて上り所々療治に預り候處先命無別條候右大坂より召連候日雇之者四十人之内三人助り残り三十七人は何れへ流行候哉一向生死相知れ不申三人都合五人四月十九日大坂へ歸着致し見及候有様左之通四月朔日酉の刻過地震數度南海の方より波押上山々よりは泥吹出し山燒の火は紫色に相見へ申候最初燒出普賢山より城下へは貳里余り有之候段々山々燒來り四月朔日頃御城下へ續廿七町程の火の間に相見へ申候津波半時斗の内にて潮引申候御城下町凡三千軒程有之一軒も不殘流失漸町家三十六軒程残り候へとも人は一人も無之候御座船一艘御召替壹艘水主十人

御要害之御船も無之勿論商船など其數知れず帆柱斗海上所々に相見へ申候御城下二里隔り濱手の方に萩原村と申在所有之候此處に寺あり是は御城主様御菩提所にて此中に大石の石塔など多く有之候右大石御城之裏手御家中屋敷へ流れ來り右之寺は跡形も無之候

肥後と肥前の間拾里又は五六里隔り候右之海中に新規に山一つ出來申候

島原徠城附五萬石之内過半流失之様に相見へ申候御城下町家の跡一向砂原と成死人山の如く首或は手足などちきれくになり目も當られぬ形勢に候

御城は先無別條御家中より御城の裏手の分は水押左程にも無之相見へ申候外曲輪家中共不殘流失の體相見へ申候御家老松平勘解由様御屋敷流失仍て當時板倉八右衛門様と申御家老御城代御預りに御座候

翌二日同國佐賀より爲御見舞人數騎馬百騎被差向米五千俵銀子百貫目被進之候御同國大村よりも御人數并米銀共被遣其外近領よりも追々御音物有之由承り申候大村よりは御音物之外に御醫師數十人被遣藥を木綿大袋に入後に負せ又は馬に附來候得とも所の者七八分は流死人ゆへ藥用候者は纔に御座候御近國御近領にて島原津波之節命助り候者と申候へは所々領主様より御養ひ被下此度罷歸り候私共五人之者夜中其泊くにて御養ひ被下誠に一錢も貯無御座候處御影にて大坂へ罷歸り申候肥後肥前筑後津浪之地凡四十里四方と申候島原にて武家町家民家流失之男女牛馬の斃幾千萬人と申其大數中々急には分り申間敷奉存候

肥後國熊本御領四月朔日津浪上り流家溺死夥敷事は熊本問屋より大坂七軒問屋へ書付差越候由凡五百人ほどの流失と申沙汰にて右書附未見不申候

寛政四年壬子四月

○大坂出火

寛政四年壬子五月十六日夜九つ時出火七郎右衛門町二丁目鹽屋彌兵衛但し材木商賣

町數 八十九町 家數 二千百十九軒

竈數 一萬五百四十二軒 土藏 六十二ヶ所

納家數百九十七軒 公儀橋一ヶ所但天神橋

町橋八ヶ所但天神小橋 渡門橋 兩川橋 榎屋橋 筋違橋 吳服橋 せんたんの木橋

社三ヶ所 道場九ヶ所

寺院二十九ヶ所 藏屋敷十六ヶ所

惣會所一ヶ所但北組 死人男一人 女二人

外に銅座 俵物會所

西御組與力

松井官右衛門 杉浦長右衛門 勝部彌十郎

山本長右衛門

東同斷

金井塚左源太 淺羽定右衛門 關根庄藏

大西 駒藏 八田五郎左衛門 牧野平左衛門
八田辰之助 黒崎保太郎 桑原權九郎
東同心四十八軒 御弓同心十軒
御破損方同心十軒 川崎村四十一軒竈百九十一軒

會根崎村家四十一軒竈二百一十二軒
中船場庭所東四百三十五間 南三百六十四間
中之嶋庭所東四百七十八間 南四百九十四間
天満郷庭所東四百三十四間 南四百六十四間
右之通り御座候以上姫路藏屋敷今井五百次殿より番付參候を今井堀馬屋より借寫之

○倫言
戊三月廿四日 天明二年寛政二年ナルヘン

近年群臣至庶民困窮且關東此節繁務因之以厚御憐愍
御沙汰三ヶ年之間萬端省略之義被仰出候事
堂上地下守分限萬端可存質素事
公事拜賀元服其余出仕之節衣裳以下隨所持不可好美麗事
御所々え被可進獻之品物可存省減候事
詔即目攝關より關東えも被仰遣候
非藏人口にて兩官吏を以一統被仰出候

○釣船清次か事

御尋に付清次書上之寫
本八町堀二丁目半兵衛店清次申上候私儀奇怪之義申觸疫病除之札差出候趣相聞え被 召出御尋御座候私義は釣船渡世仕相雇候者無之節は自分釣に罷出申候當五月廿四日にも相雇候者無之に付朝六つ時分より私一人にて品川沖下タミ瀬と申處へ船乘参りきす百程も釣候に付同日夕八つ時分兼て看賣遣候南小田原町肴屋鐵藏方へ遣可申と存築地本郷町之前海内波除内へ船を留置船掃除を致罷在候處何方より参り候哉見事のきすに候間吳候様申もの有之候ゆへ振向き見候へは面體は不見留丈ケ六尺余髮髭逆立栗梅のとりめんのやうにて唐人の様成衣類を着し船の中程に立罷在候に付無症之様に相成きす一ツ差出候處請取給へ候上怪敷體にて私名前相尋候に付清次と申候旨相答候へは自分は疫神に有之我正直成者ゆへ家内并親類にて釣船清次と私名前書記置候得は其家へは参り間敷旨申候に付辱旨申候と疊右之者何方へか参り正氣付怖敷候に付早々南本郷町河岸へ船を漕付相殘候肴は右鐵藏方へ賣遣船乘戻り奇怪之義に付右之趣妻

子并同店之者え相咄候處同店藤八妻つなと申者疫病相煩候に付私名前認吳候様申聞候得とも無筆にて其儀は難致旨申候得は同店之者釣船清次と認見せ候に付其通り認遣候處網も快氣仕候ゆへ右之儀を同店并近所之者及承認吳候様相頼候に付無據認遣候得とも聊も禮物等請取候義は無御座候尤私日々渡世に罷出候に付所々より認貫に參候ては渡世之邪摩に相成候事ゆへ當時は頼來候ても相斷認遣不申候御尋に付奉申上候以上

寛政二年戊六月廿二日 本八丁堀二丁目 半兵衛店 清 次

河内守様 御番所

疫神と云し奴程經ての風説に、大盗人にて水中を潜事魚のごとく、家根なと飛ぶ事鳥の如く、同三年被召捕段のよし云傳ふ。

○大石内藏介書簡
大石内藏介江戸住居致候處より京都え書狀差出候書置之文書左之通り
猶々此書狀家來に可遣存候得共若道中にて滯候

てはいかゝと差扣之死後大津宿より相違候様に頼置候家來暇出候時昔の鬼王どう三郎も斯哉あらんと涙を流し申候一笑に候以上

家來左六幸七暇遣差上候に付一筆致啓上候甚寒に御座候へ共各様彌御堅固可被成御座珍重に奉存候其許御城主も被仰付是又珍重之御事に御座候前々之通無相違寺社領も被遣候事に候哉無心元存候
私在京之外は何角心障候て以書狀不得御意御無音罷過候兼て御聞及も可被成候十月初旬京都出立無異儀父子共下着仕候事に今日迄一段と兩人共無病に罷在候誠に神佛の御加護と難有喜悅仕候事に御座候在京之内は從公儀も私え附人有之一足も踏出しも不相成候間遣成筋も聞出候様連岡本柏屋等彼是申候得とも不慥成儀承止申候事不存若左様之儀も候て其節了簡も可有之處其事立も致罷在候道中御關所無滯下着仕候爲申譯鎌倉へ立寄候て五六日滯留致夫より川崎近邊平間村と申所に在宅其後江戸表本石町え借宅致十内谷右衛門清助瀬左衛門金助半之介上村次郎右衛門外に家來三人尤拙者兩人罷在申候且又孫左衛門藤介は平間村に残置志之者共廻町にて四軒湊町源助町

本石町本所にて貳軒都合十軒餘五十人餘借宅致候方
角浪人共追々下着致し私儀も罷下り御沙汰色々有之
若御老中にて御存知之旨候得とも何のいろも無
之打破候上は格別其通に被成置事と被察候亡君の爲
忠死を感心の道理何の少しも怖無之致安堵罷在候折
折上野介殿他行を承候而晝夜心掛候得とも不仕合故
出合不申候居屋敷えも間者を入置二三度見分致候所
無怖追々打込申候事に候乍此上首尾能兼て之本望達
候様に願存候最早間も有之間敷其節之趣追て御聞
可有之候上方にて追々變心之者共儀御聞及可被成候
其元え留り居候者多御座候佐々小左衛門岡本次郎左
衛門柏屋勘左衛門小山田伊五右衛門遠藤源四郎仕方
不及是非人外之事共申も御恥敷御座候奥野將監河村
傳兵衛存之外にて唯今に至り申候ては松介源左衛門
忠左衛門了簡可増と存候事に候當地へ下り候ては中
田理平治中村清左衛門鈴木重八家來瀬戸孫左衛門矢
野爲助爰元勝手にて田中貞四郎小山田庄左衛門是は
立退き申候古今珍らしからざる事に候得共是迄罷下
り候處右之通り驚申候孫左衛門儀は山科に於て私を
達て差留候へ共却て腹立致候罷下り候事急に罷成候

故立去は當然私儀外聞と申死後迄に人々喜悅に無之
處無是非次第にて候右品々申入候事も無之候得共如
此候此度暇遣候家來兩人事爰元不人相宿も多候へ共
晝夜骨を惜ます勤くれ過分不便と存候事にて急成事
可有之と存暇遣候私儀命二有之候は此兩人事何成共
無心申安座申候様にも仕遣し度様に存候役にも可立
者にて候若相應之思召も御座候は御言葉被仰可被
下候御頼存候此度申合候者共四十八人にて御座候是
は一統死力を心掛候者に見極候儀に御座候ケ様に志
を合候儀冷光院殿此上外聞と存候事にて死後爲御見
分此書一通相認申候何れも忠信の者共に御座候死後
御回向も被成下遣可被下候其場にて生殘候者も有之
候は、定て被引出御尋之上御仕置にも可被仰付勿論
其段は右之人々覺悟之事にて可御心易候尙様子御聞
被成度と有は京都寺町其續方え御尋可被成候様子能
存有之候將又拙者妻事存寄有之間京都より離別仕出
立之砌縁者方へ返し申候悴娘儀何様に罷成候共夫迄
之事にて併爰元へ罷越承候へは次男吉之介出家に成
候事間何方え歎遣候由にて不存寄儀にて以後萬々一
無別條世間に罷在候は、吉之介一度は武士の家を起

し候様に仕度事に候得共人々情と存夫に私に候得は
御恥敷存候事にて候乍去一事之邪に成候様所存毛
頭無御座候御氣遣被下間敷候良霧様去年已來御物語
失念不仕日々存出し此節當然之覺悟に罷在候者之心
次第に御座候いつそや御心易得御意候各様別て殘多
御暇旁如此御座候死人に口なし死後色々評判可有之
と察候智貞御坊えも同前に申置度候遠村寺神宮寺若
噂も御座候は、宜御心得可被下候恐惶謹言

大石内藏助



兩光様
良霧様
神護寺様

○南潤會の詩
正月七日同總仲君郊行尋春

南潤 會安原三番
近江人
閑行無定所數里赴晴暈斷霞分礙柳目沙辨浪痕帘新村
芒店野符換僧心羸得梅猶半遊人殊未喧已被同人勸又

蒙好鳥催梅桃菜後筍枝探春來小約豁西柳孤簷竹外
梅痴雲閑斜日穩送野船回

○義士名譽

淺野内匠頭殿家來浪人四十六人申合、吉良上野介殿
を討取、細川越中守殿松平隱岐守殿水野監物殿毛利
甲斐守殿え御預被仰付置御仕置の義御老中若年寄杯
へ入札之 上意ありける時、多分忠臣之者共ゆへ御
助置夫々望の者え爲抱度の趣也、 綱吉公と松平美
濃守殿とは切腹被仰付べきの趣也 上意の趣に右浪
人共義主人の仇を報るとは乍申、天下の膝元を不憚
高家の屋敷え押込討取之段狼籍の至也、寛宥の御沙
汰於有之は以後諸家之者共醜憤を發候杯申立忠臣之
振を以狼籍も出來可致義必定也、依之天下一統の掟
に任せ死罪をも可被行候得共、流石私の徒黨を企候
にも不在、此處を以て切腹の御仕置に可被仰付と也、
渠等忠義を存候者共兼て存命の心底には有之間敷切
腹申付候方却て本懐假令助命申付夫々え有付候ても
未々迄誰々と名は不通ものなれば結句殘念の至也、
如此定法通りを以切腹申付候逆夫を恨存程之者に候
者ケ様の大望は存立間敷、猶已來迎も後日に切腹被

申付候と心得可差止様之者にては忠臣は難立候條、忠臣の名目を永遠失不致様速に死を爲遂、世上の者爲惜候義渠等共に可爲大幸也と、上意有之候由、皆々其理的然の御器量を奉賞訖と也、助命爲致度は一旦の情にて其當座こそ名をも譽られ行末は夫々有付家を立ればいづれも同じ武士道の人にして未代迄の秀名は残るべからず、かゝる忠臣の武士四十六人一同に死失けるに天下へ萬代不易の佳名には至りける、既に切腹被 仰付候を承り内藏助初何様の御科にても可被行を切腹被 仰付候段難有旨歎御請申上けると也。

○大石内藏介の人物

赤穂城請取に御越有之時、供に參て城引渡其外の儀にて大石内藏介に對面し侍る人の咄しに、上野介を討取候よし其後聞て、彼内藏介の所爲にやと驚く斗也、尤何歟貞實にて人に入念候仁には見へしが、一體小作りにて瘦形の梅干を見る如くの親父風成男にて、かゝる大望なと思慮有體には曾て不見人體なりしが、人は見掛にも不寄ものと皆人云々。

○史館晴望

八達官橋入郭斜縁楊連水々爲霞枝間一片人烟敵知是城東十萬家

○契沖法師の歌

和歌の浦に至らぬ迄もきの國や

心なくさのやまと言の葉

○和歌三神

三千風

わかせか足もぬらさぬ汐干哉

夜や寒きぬさあらたむる庭火哉

はのくと霧よりあけし歌袋

増訂半日閑話卷之三終

増訂半日閑話卷之四

○一柳勘之丞一件

寛政二年庚戌十一月廿五日一柳勘之丞一件御書院番駒木根大内記組一柳勘之丞不身持にて家來取締等不束に付同姓一柳兵部少輔一柳土佐守一柳獻吉打寄度々異見差加候へ得共不相用我意申候に付勘之丞悴丑之助義は兵部少輔方に差置弟左門は菩提所え立退候始末に相成候間頭大内記方にて取扱候上無事に相成候様致度旨同姓三人より申聞大内記方にて糺之上取扱難相成 公裁を願候趣申聞候に付於評定所御詮議之上左之通

申渡之覺

御書院番

駒木根大内記組

一柳勘之丞

高八百七拾石武州の内

其方儀家來衣笠十兵衛娘みちと密通之上猪股要右衛門爲養女縁組相願同姓共えは要右衛門弟源右衛門娘之由申達一體家事不取締にて町人共を晝夜奥迄爲立入當番留守中みち儀繼子丑之助を憎み手荒成折檻致

不慈之取斗多く或は十兵衛其外の者共家内にて度々博奕致中間六郎兵衛丑之介を同姓共へ連參訴狀差出みち儀不埒之風聞も有之儀に付弟左門再應意見相加同姓共よりも品々利害申加候處みち十兵衛其旨に違ひ一向不承知我意申張其上身持不埒にて新吉原へ罷越遊女買上候儀も有之旁々不埒之至に候依之改易被仰付もの也

一柳勘之丞妻

みち

其方儀丑之介繼子に候上は義理合も有之別て大切に養育可致處無其儀度々手荒成折檻致不爲致食事など有之且又十右衛門と不儀致候儀は無之候得とも夫勘之丞在番留守中町人共を猥に奥迄爲立入右町人共手合にて博奕致候段不身持之至右之趣は左門并召仕候者共存知罷在候儀を決て無之事に候旨申強て申陳候得共一件之者共申候にて證據顯然之上は重々不屈之至に候依之遠嶋被 仰付もの也

小曾請組

堀田安藝守組

猪股要右衛門

其方儀衣笠十兵衛娘みちは續有之候得共生立も不存

者にて其上十兵衛儀一柳勘之丞家來に相成候をも不
存養女に致し縁組相願候段卒忽之儀其後みち所行難
見届離縁之儀申談不取致候は勘之丞同姓共えも申違
再應も可爲熟談處無其儀勘之丞中間六郎兵衛同姓共
え訴狀差出候後に至り及義絶候段不束之至に候依て
閉門被 仰付もの也

山田肥後守
池田筑後守 え
桑原善兵衛

御書院番駒木根大内記組
一柳勘之丞弟
一 柳 左 門

其方儀先達て兄勘之丞衣笠十兵衛娘みちを妻に可致
由申聞候節一旦差留候共猶又申聞候節も強て差留可
申處其後みち儀丑之助を憎み手荒に取斗町人共を與
迄爲立入不埒之風聞も有之儀に付勘之丞え申遣候趣
不相用却てみち十兵衛一同不法之儀申聞候共十兵衛
は家來之儀に候得は如何様共致方可有之處十兵衛難
言申聞候をも其通りに致し置立退候段不行届の事に
候依之親類共方にて慎可罷在候
右之通り可申渡候

山田肥後守 掛り
池田筑後守
桑原善兵衛

御書院番駒木根大内記組
一柳勘之丞中小性
存命に候得は死罪 衣笠十兵衛
右十兵衛妻

遠嶋
同 一柳勘之丞中小性
衣笠十藏
奉公傳請人え引渡 同 本間 要七

同 同人仕女
同 同人中間
同 六郎兵衛

摸無之
存命に候得は遠嶋
上野南大門町
清左衛門店勘七伴
仙 吉
本石町十軒店半六店
三十日手銀
文 藏

江戶拂
堀江町二丁目利兵衛店
龜次郎事
重右衛門
右伺之通御仕置可被申付候以上

十一月

一衣笠十兵衛儀四ヶ年以前未年一柳勘兵衛長屋借請
候節娘みちを勘之丞妻に貫度旨掛合相斷候處達て申
聞候とて伯母野猪股要右衛門養女に相頼み其節勘之
丞家來に成候は早速要右衛門え可申達候處縁組願相
濟候後其趣申聞勘之丞みち儀晝夜町人共與迄爲立入
酒之相手に致候をも不差留みち儀繼子一柳丑之介を
手荒に折檻致候處其分に差置此者も却て丑之介を魚
未に取扱威之爲高聲に叱り拳を振り上ケ殊に家來之
身分にて知行所え罷越候節大門爲開罷出勘之丞留守
中度々四錢賭のめくり博奕致中間六郎兵衛丑之介を
連參り親類え訴狀差出候義に付勘之丞承知之事をも
此者義却て致難澁又は左門義勘之丞を爲致隠居丑之
介後見可致巧にて六郎兵衛荷擔致し此者みちを邪
に致し候事と推察致し無據儀を主人に申聞候故既に
主人同姓懸合之利害も不聞請又は左門へ對し左様之
謀計に陥入れ候は十兵衛に無之謀計下手之由嘲哂致
候段主人を蔑に致候に相當り不届至極に付
一しつ儀一柳勘之丞妻みち并衣笠十兵衛儀勘之丞惣
領丑之介を龜末に取扱候は無其儀様心付可申處其通

りに致し置殊に去々申九月己來當三月頃迄御法度相
背度々四錢賭のめくり博奕致候段不届に付
一本間要七儀勘之丞妻みち不束并衣笠十兵衛不取締
之儀は不存候得とも當正月己來勘之丞召仕下女と致
密通候上そよ致懐胎候段不埒に付
一六郎兵衛儀一柳勘之丞妻みち儀丑之介を手荒に取
扱年來衣笠十兵衛儀も龜末に取斗其外兩人不束之儀
品々相認め丑之介を一柳兵部少輔方え連參訴狀差出
候處右文之内みち重右衛門不義之風聞有之旨申立候
儀は無證據の儀にて不詮儀に有之且唐辛爲給候儀は
無之候處平常非常に取斗候ゆへ見極候儀は致立聞不
相談儀迄治定致候趣訴狀に相認め親類え差出候段不
束に候得共みち儀丑之介を非道に致折檻十兵衛も龜
末に取扱候段無相違丑之介難儀を見兼候間不被捨置
始末無余儀事に付
一仙吉儀一柳勘之丞方中小姓相勤候節御法度相背度
々四錢賭のめくり博奕いたし候段不届に付
一文藏儀貸本渡世に致し一柳勘之丞方え致出入候處
右屋敷内にて御法度相背度々四錢賭のめくり博奕致
候段不埒に付

一重右衛門義勘之丞方相勤其後暇取町人に相成候ても勘之丞方え心易立入候處勘之丞妻みちと不義之風聞有之中間六郎兵衛も相歎き申立候處吟味之上致不義候儀は不相聞候得共勘之丞留守中奥え立入候儀衣笠十兵衛差留置候間立入候儀は無之旨申候處右は全く申陳候儀にて既に右十兵衛方にて酒給候節みちを呼に參與にて暫く咄候儀一件之者の内見候者も有之候上は申義難取用不埒に付

○京極備前守病氣退役願一件
京極備前守え被仰渡

備前守嫡子

京極周防守

同道

藤堂肥後守

京極備前守事病氣に付退役願差出候得共

思召有之候間再應御差留被 仰出候然る處出勤之様子も無之に付御醫師之内え容體之趣強て御尋有之處病氣之様子は押て出勤可相成旨申上候依之猶亦御直に堀田攝津守え

御内意御尋も有之候先達て同役同道登 城之砌不輕過失有之士道難相立御役儀に對候ても甚恐入早々退

役之儀可相願存寄候得とも一已之故を以 御用之間を欠候段も恐入存候に付差掛り候御用向は相忍候て勤候内持病差發候に付旁以度々御役 御免之儀相願候再應之御差留其上
御内意御尋共重々恐入奉存候へ共前々通過失不怪儀に付出勤之儀不致旨攝津守え申聞候趣達 御聽一通は無餘儀事にも 思召候得とも一體備前守事老年迄武邊之心掛并御奉公向出精相勤候段は兼々被
知召儀に付右被免一旦之過失有之候得共 御宥怒を以再應御差留之上 御内意御尋も被 仰出候は格別之御儀に候處不輕御役儀乍相勤一騎前之儀に抱候通強て彼是申候段不憚にも相當り旁以心得違之儀に被思召此段急度可申聞旨 御沙汰に候
右之趣於芙蓉之間老中本多彈正大弼列座伊豆守書付を以申渡之
寛政三年辛亥正月十三日御書付寫同三月御出勤也
○戲場回録年歷録
明曆三丁酉年正月十八日辛酉火元本郷丸山本妙寺

堺町 初代 中村勘三郎
道順

吹屋町

初代 市村羽左衛門

右兩座とも焼失但し寛永元甲子芝居開基より三十四年目なり

萬治三庚子年正月十四日庚午刻火元湯島天神前大御番川口兵左工門宅、下町多焼

川村兵左衛門

二代目 中村勘三郎

同 二代目 市村羽左衛門

○焼失より四年目

寛文元辛丑年正月廿日辛巳巳の中刻火元鷹匠町日下部權左衛門宅

芝居初り翌年焼失

木挽町 初代 森田勘彌

延寶七巳未年五月廿九日丁亥辰刻火元堺町人形芝居大坂七太夫座

四代目 中村勘三郎

同 市村竹之丞

○焼失より廿年目

天和二壬戌年十二月廿八日辛丑未刻、火元駒込追分大圓寺、下町に至る。

堺町 中村勘三郎
吹屋町 市村竹之丞
○四年目焼失

天和三癸亥年十二月十六日癸卯刻

堺町 中村勘三郎

吹屋町 中村竹之丞

○翌年焼失

元祿八乙亥年十二月廿六日甲寅亥刻、火元數寄屋橋外町家

木挽町 三代目 森田勘彌

同町 山村長太夫

○焼失三十五年目

元祿十一戊寅年十二月十日庚戌火元本町

五代目 中村勘三郎

同 市村羽左衛門

○焼失より十六年目

元祿十六癸未年十一月廿九日辛未申の刻火元小石川水戸殿御居屋敷南風にて本郷追分、下谷、淺草、箕輪迄焼、松平加賀守類焼、夜子の刻比北風に替り湯島迄、聖堂、柳原、筋違の内通町東側より向岩焼、

本所深川迄焼、堺町吹屋町不殘焼失、本所回向院も類焼、翌日に至り漸く鎮る

六代目 中村勘三郎
五代目 市村羽左衛門

○焼失六年目

六代目 中村勘三郎
八代目 市村羽左衛門

○焼失四年目

同年十一月甲戌廿日夜子刻、火元和泉町

六代目 中村勘三郎
八代目 市村羽左衛門

寶永四年丁亥三月辛酉八日午刻、火元小傳馬町、堀留より濱町靈岸島迄

六代目 中村勘三郎
八代目 市村羽左衛門

寶永七庚寅年正月十八日己卯申刻火元柳原元誓願寺前眞田伊豆守殿中屋敷

六代目 中村勘三郎
八代目 市村羽左衛門

○焼失五年目
正徳三癸巳年十二月廿二日乙未辰刻、火元下谷屏風坂下より芝札の辻迄焼失す

六代目 中村勘三郎
八代目 市村羽左衛門

○焼失四年目

正徳六丙申年正月十一日癸卯酉中刻火元下谷池の端榊原式部少輔殿中屋敷、下町大方焼失

六代目 中村勘三郎
八代目 市村羽左衛門

○焼失四年目

享保二丁酉年正月七日壬戌夜火元尾張町木挽町

四代目 森田勘彌
六代目 中村勘三郎

○焼失五年目

享保二丁酉年正月廿三日丁酉未下刻火元小石川馬場井出三郎右衛門宅、下町不殘焼失

八代目 市村竹之丞
○焼失翌年

享保五庚子年正月十三日庚辰丑刻火元堺町住吉町

高砂町焼る

六代目 中村勘三郎
市村竹之丞

○焼失四年目

享保六辛丑年十二月十日丙寅午刻火元神田富永町又三河町三丁目より同刻

六代目 中村勘三郎
八代目 市村羽左衛門

○焼失翌年

享保九甲辰正月乙巳三十日午刻過、火元山下御門外加賀町、山王町、木挽町、三十間堀定火消朽木主膳役宅此時四谷御内へ引、濱御殿地御茶屋、芝口御門等焼失

木挽町 森田勘彌

延享三丙寅年二月晦日丙申戌刻火元木挽町築地より淺草邊迄類焼、翌三月朔日夕方漸く鎮る

六代目 中村勘三郎
八代目 市村羽左衛門

○焼失廿六年目

寶曆六丙子年正月十四日壬丑丑下刻火元新材木町河岸白木屋木挽小屋より、翌十五日辰刻鎮る

七代目 中村勘三郎
八代目 市村羽左衛門

○焼失十一年目

寶曆十庚辰年二月六日乙巳酉上刻火元芝神明濱松町、海手迄焼失、寅刻過鎮、同夜酉中刻火元神田金澤町明石屋より、新大橋永代橋深川洲崎迄、翌七日夕鎮る。

七代目 中村勘三郎
八代目 市村羽左衛門

○焼失五年目

寶永三年より寶曆十年迄は年曆五十八年也市村座此の間八代目壹人にて有之哉識者に可問

寶曆十一辛巳九月十七日壬午申中刻火元堺町薩摩外記芝居後口茶屋より、中村、市村兩座の外辰松座、中の茶屋四軒共焼失戌下刻に鎮る。

七代目 中村勘三郎
九代目 市村羽左衛門

○焼失翌年

普請に付き芝居未始豊竹肥前座殘る
明和三丙戌年二月廿九日己未下刻火元吹屋町尾

上菊五郎油見世音羽屋吉右衛門店、芝居五軒共焼失、亥刻鐘る。

七代目 中村勘三郎
九代目 市村羽左衛門

○焼失六年目

明和九壬辰年二月廿九日乙未巳刻火元目黒行人坂大圓寺外に本郷丸山より出火、麻布芝丸の内神田下谷新吉原千住大橋まで、翌申下刻鐘る。

七代目 中村勘三郎
九代目 市村羽左衛門

○焼失七年目

安永十辛丑年正月九日丑刻火元新材木町河岸木挽小屋。

九代目 中村勘三郎
九代目 市村羽左衛門

○焼失十年目

天明三癸卯年十月廿一日甲酉丑の刻火元小傳馬町貳丁目建具屋、日本橋まで焼失。

九代目 中村勘三郎
九代目 市村羽左衛門

○焼失三年目

天明四甲辰年十二月廿七日夜亥中刻、火元大名小路西尾隠岐守殿上屋敷内長屋より出火、海手まで類焼、翌廿七日夜戌刻芝源助町にて止。

森田 勘彌

○焼失六十七年目

天明六丙午年正月廿二日午刻、火元湯島天神前より海邊まで。

中村勘三郎
桐 長 桐

○焼失四年目

文化三丙寅年三月四日巳刻過、火元高輪牛町真木屋より、淺草裏通り迄類焼、此火界町吹屋町は残る。

木挽町森田座假芝居

河原崎權之助

○焼失廿三年目

同年十二月十一日夜、火元吹屋町河岸かつみ屋友九郎。

中村勘三郎
市村羽左衛門

文化六己巳年正月元日酉の中刻火元日本橋左内町

○焼失廿一年目
中村勘三郎
市村羽左衛門

○焼失四年目

文化十癸酉年十一月廿九日子刻過、火元高砂町西側建具屋。

中村勘三郎
市村羽左衛門

○焼失五年目

文化十三丙子三月市村座桐座と改、五月三日申の刻引物大梁俗にウツ半より折、芝居大騒動。

中村勘三郎
桐 長 桐

○焼失五年目

文政年

河原崎權之助

○焼失

文政八乙酉年十二月廿日戌中刻、葺屋町結城座よ

り出火、前後三町四方程類焼。

中村勘三郎
市村羽左衛門

○焼失九年目

文政十丁亥正月二日子刻過、葺屋町市村座道具部屋より出火、兩座並人形座貳軒共不殘類焼、南は葺町迄東北は樂屋新道人形町中程まで、葺屋町川岸通り類焼、芝居焼失十三ヶ月目。

中村勘三郎
市村羽左衛門

○焼失三年目

文政十二己丑三月廿一日辰刻過、神田佐久間町尾張町尾張屋川岸麴小屋より出火、西北の魔風甚敷午刻頃三野並人形座貳軒共不殘類焼、尤無双の大火となり江戸中過半焼失、翌廿二日己の刻芝脇坂公にて止る。

中村勘三郎
市村羽左衛門

河原崎權之助

○燒失三年目
天保五年二月七日神田佐久間町貳丁目三腹屋出
火類焼

市村羽左衛門
中村勘三郎
同断同月十一日九の内出火
森田勘彌

○寛永寺御歴代
寛永寺天台管領之宮御歴代
東叙開祖慈眼大師天海大僧正足利義澄子
二世 久遠壽院准三后公海光山殿之子
三世 本照院尊敬後改守澄法親王
四世 解脫院天真法親王
五世 大明院公辨法親王
六世 崇保院公寛法親王
七世 隨自意院公遵法親王
八世 最上乘院公啓法親王 閑院彈正尹直仁御子
九世 隨宜樂院公遵法親王 御再任
十世 一品公延法親王 閑院太宰帥典仁王御子
御附弟公澄親王 伏見

○和漢同案
擁書萬卷何假南面百城
源氏を一の卷よりして、人もまします几帳の内に打
ふして、ひき出してみる心地きさきの位もなにかはせ
む。

○今上皇帝御製
新宮成後手書賜
征夷大將軍

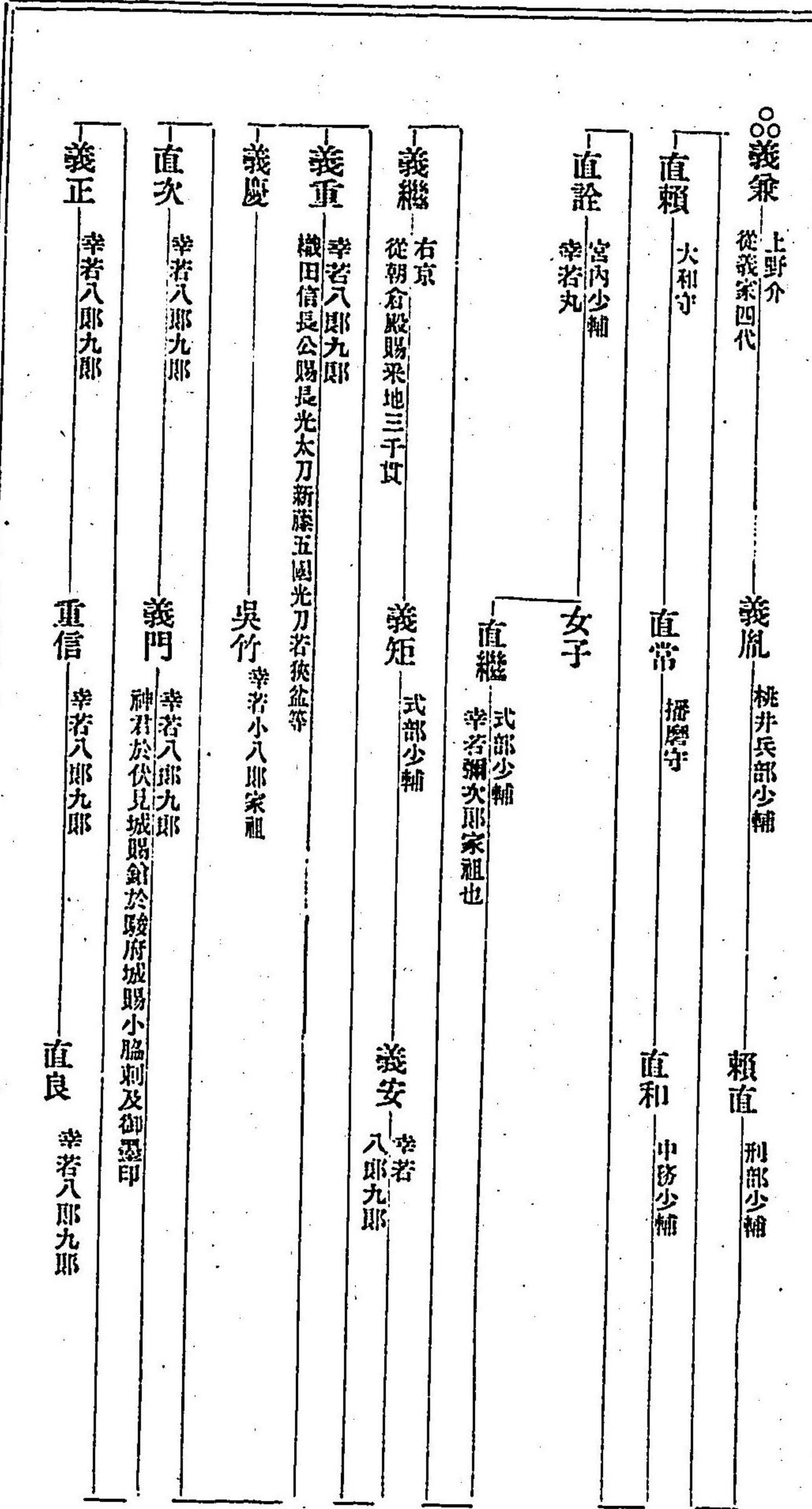
遙慕周文面、不慕漢武臺、舊章一是幸、新築本非催、百
工忽告竣、整翫自東回、試目九重舊、九重實美哉、兩殿
應規矩、四門總崔嵬、燕雀繞簷集、櫻橘挾階哉、豈其爲
逸豫、講禮共徘徊、委佩群寮會、將祭九州來、素心既已
足、春夏風鹽梅、欣然歌思動、一夜蕩玄裁。

今上皇帝御製

唐紙に草書にて遊はしけり、佐久間甚八是を
讀み候と申傳承之、風鹽梅の風の字書寫の誤
のよし也。

○幸若音曲由緒
越前幸若は八幡太郎義家後胤桃井宮内少輔直詮童名

幸若九と云、自是相續して幸若八郎九郎、幸若小八郎、幸若彌次郎三家共に舞曲を業とす幸若家説
幸若略系



261241

延寶五年先祖之義御尋に付家傳之趣松平因幡守石川美作守に相達此節宵前立物奉伺候處旗本並に可仕旨也

御前にて音曲申候節半上下にて相勸御役時服拜領故不憚着用なり

覺

馬場

賴朝伊豆國にて諸大名の馬を揃給ひ御上覽の事木會願書

義仲越中國となみ山にて八幡宮へ願書を籠給ふ事

九穴貝

賴朝江の島御參詣のとき御濱出御船遊ひ貝草取上御上覽に奉入候事

祝言

天平

祝言之義に御座候

小節

松枝

同斷

老人

同斷

十番切

曾我兄弟敵祐經を討あふせし後より賴朝の假家へ亂入候趣其後祐成仁田四郎忠常に討れ時宗を御所五郎丸生捕賴朝の前へ罷出其後高ヶ岡にて切られる節淨土之三部經をあらく讀候事其後賴朝より助け玉ふへき御教書下り候處申きられ候事

堀川夜討

土佐坊義經の討手に京都堀川より夜討にむかひ義經淨辨慶吉盛等働き土佐坊生捕と成討れける蓬萊山

梶原源太左衛門司を被下大名小名を請し蓬萊山を飭り候事

奈須與一

扇子の的を射落し御恩賞に預り候事に御座候

張良

翁に出會す兵法の巻物を傳授張良觀音の淨土へ至り候事

長生殿

祝言

山科

同

老人

同

以上

右寛政三年辛亥五月廿三日於江戸

御城音曲番組

五月廿四日一番二百五 幸若八郎九郎内藏丞 二番三百石幸若

彌次郎伊八郎 三番三百石幸若小八郎 鐵之助二百石幸

若伊右衛門百石幸若六郎右衛門

○一柳監物一件

寛文五巳年

一 一柳對馬守殿中え招之御用之義有之間同氏監物評

定所え可合同道之旨老中傳之對馬守依爲若年北條

左近大夫被差添遣兩人義者監物召連可能越候由也

一 一柳監物年四十二重々不届之子細有之今日評定所

え被召寄北條安房守黒川與兵衛村越長門守渡邊大

隅守土岐十左衛門列座

上意之趣安房守傳達之

一去る高治四年辛丑秋

女院御所御殿御作事手傳被 仰付御普請并御移徙

前兩度可致上京之由御暇被下候節被仰合候處に御

移徙相濟候以後斗上京剩構虛病

禁裡え參上不致洛中歩き申候事

一 毎年四月交替可仕之由先年被御定置當四月諸大名

參勤之節遲參五月末に參府之事

一 今度參府之義遲參候段是又氣色之容體等終に年寄

共迄不相斷候事

一日來家中領内仕置惡敷殊更百姓三十餘人科無くし

て切殺候事

一 常々内證好色不作法之事

右之條々不届被 思召領知二萬五千石豫州河上領

西條庄江州上領被 召上監物義松平加賀守え御預

け被成候様傳之即加賀守家來招渡し遣す

○一寸八歩古法の物七ツ

短冊幅 屏風縁 冠の纓 鴨背 糊指 足駄の

齒間 不破關屋庇板

右中院通茂卿の御咄のよし。

○江戸町人へ御金被下

明曆三酉二月十七日江戸中兩町 四百町 片町にて
八百町但道法廿二里八丁三十六丁一里にして間敷
四萬八千間六尺一間にて銀一萬貫目江戸中屋敷持候
町人え被下候旨石谷將監神尾備前守に傳之小判十
六萬兩一間に付三兩一分六匁八分也。

○相州小田原慶勝寺金印

臨印

陣眉公資暇録曰五代時移書之印也○臨印

○七字の口傳

山門にはあるへきやうに 三井寺にはあるに任せて
安居院には身の程をしれ いつれもおなじ心也

○兼好法師の歌

念ひ置事は此世に残りける

見さらんのもの秋の夜の月

○草山元政法師の歌

朽はてぬ猶おりくはとふ人の

心にかゝる谷のまははし

○林道春の發句

踊る夜の拍子も都曇燈籠かな

○字典抄書

蘭同園

翠

翠

驚海發初切音割草蟲一又絡
行于草中響也食力葛切音賦

蟲魚約會俗

伯樂樂唐約魯刀切音勞唐

○鶴の紋

天正廿壬辰年卯月十七日

鶴の紋 長谷川久藏筆

願主 信州源 寛政辛亥迄二百年に及ぶ

右京都祇園の齋馬朝比奈の畫あり、今俗に朝比
奈の紋を鶴の丸と云、據ある事なるへし。

○鴉退

攝關傳抄

鴉退 攝關傳記に左大臣より右大臣になるを——と
云。

○乾隆帝賀

乾隆帝當年八月十三日八十才の賀被爲祝候に付諸官
府は一級進被申天下罪科之者罪一等被滅諸省之諸運
上免許有之七十歳以上え銀牌二枚并黃絹二反八十歳
以上え銀牌二枚黃緋子二反宛賜之唐國一統諸官府は
勿論市中民間迄祝候様被相觸家毎に種々飭燈籠懸舞
樂酒宴を設賑々敷祝申候唐國十八省之外附屬の外國
よりも祝義相演首尾嘉儀相整官民共萬年を唱候義に

候

戊十一月 寛政二年庚戌ノ年ノ春

右之通成四番船費清湖物語仕候

唐通事年番

○源氏物語人名

源氏物語人名凡四百二十七人悉く寓言也、紫式部莊
子が書に倣て妖艶の詞を巧にせり、寛弘の初に成て
康和の末に廣まりし由、河海の序に見へたり。

源氏八本源光行行成本今不二條本伊房

冷泉本中納言行成本今不二條本伊房

五條本朝臣京極本從三位唐紙小双子法性寺殿の本

青綾紙定家卿の本

鹽尻に出つ、此外河内本とて河内守源光行八本を校
合し、自取捨し家本とせられし本也。

○求象牙

將軍家譜義澄下

文龜三年三月義澄遣使者朝鮮國求象牙

按 此頃象牙の不自由なる事可見。

○房州小泉院境内陥りし事

寛政三亥年四月十七日の正九つ時陥る、房州惠美村

愛宕の觸下、宗旨は眞言、小泉院右の寺境内八丁四方
代地へ埋り、右の境内に古木あり、其杉凡圍壹丈程に
も相成候、草木共有之處皆うつまり、尤本堂うつまり
屋根三尺ほど出いづれも木末斗出、尤其しるし七日
前に震動し、其日の朝に寺所々より水出、不思議に思
ひ、東の山へ和尚諸共に逃去、右の東の山へ逃去りし
者は助かり、西の方へ逃去りし者は死命に及候事。

○耀姫君死去
寛政三年七月八日巳下刻一橋殿御息女耀姫君死去御遺慮

冷光院殿

○お通か事

玉露燈話の八、お通は初め 後光明院の女御新上東
門院の女房なり、崩御の後天樹院殿の御介添なりし
が、後又東福門院に召仕はる、女徳有之能書才藝多
く、女には珍らしき人也、後年江戸へ來て、百人扶持
の御合力に金二百兩を賜る、生國は播州網干の産也、
池田輝政の臣鹽川喜太郎の妻にて、女子壹人ありし
が、後に離別せり、是はお通は才智發明なるに、其夫
喜太郎は左程にもなきゆへ、恥辱のみ多かりしゆへ
離別すとかや、其女子成人の後器量勝れ、是も才藝多

く、禁中に母とおなしく勤めぬ、眞田伊豆守信幸の家督内記信政は寛永三年二條
 行幸の節 御上路の供奉して上京の折から彼お通が女と密通して男子を生し、是後年召出され眞田勘解由信景と號す、今の眞田伊豆守幸通の庶兄也、祖母お通は後に江戸に出て春日局と懇意に付て、春日局の執成にて稻葉美濃守正則執成にて被召出、三千石を勘解由に被下けり、此男は今の出羽守信弘也、お通が女後年母と共に江戸へ來りて、琴の上手なるに付て、千代姫君の御師と成て、尾張殿に在し也。

後尼と成淨閑と云、お通東福門院の仰にて淨瑠璃御前事十二段に作り、戸田左門抱の角澤檢校章を付唄ふ、淨瑠璃のはじめと云ふ。

○廣惠濟急方

官廣惠濟急方 寛政九年 法眼侍醫多紀安元丹波元惠編輯
 開續二卷 男 安長 元簡校

○奥州仙臺敵討

享保八卯年四月朔日奥州仙臺敵討(一話二首卷)
 松平陸奥守殿御家老片倉小十郎方の家老職知行千石田邊志摩、此者享保二年酉三月五日白石を被通候節片倉の百姓にて苗字御免矢倉四郎左衛門を右之場所

にて切捨に致し候右四郎左衛門に娘兩人有之姉はおすみ此節拾歳妹おたかと呼同八歳に相成四郎左衛門一類に清左衛門と申者右四郎左衛門不慮の斷命殘念に存候て右兩人の子引取養育仕何卒右御家中瀧本傳八をたのみ親の敵を爲討本望遂度とおもひ込み右傳八は劍術の家にて候ゆへ兩人の子供を連れ此兩人の子供奉公に出し何卒劍術爲習度由相頼ゆへ承知して差置ける處稽古の度毎に物影より見姉妹兩人にて扇子杯を持て執行仕候を傳八は不審に被存様子被尋候へば敵を持つ身也と答ける私共父四郎左衛門義志摩と申者罷通り候節供廻之行列え不斗行當候を同人義立腹致其場に切捨に相成申候夫ゆへ兩人共申合せ其許様え御奉公に罷越候よし涙を流し申ける間傳八承り扱々やさしき心底と不便に被存夫より兩人の者へ指南被致候誠に女の身として斯のごとく實心の志し孝行の道天道に通ひけんや随分晝夜出精致候様に申付其後は一向不伏劔術修行相覺候ゆへ奥義を兩人え免し差遣候處當三月十五日陸奥守殿御前へ瀧本傳八罷出四郎左衛門不斗殺害致同人姉すみ妹たか右志摩敵に無相違始末相分り候に付何卒敵討仕度旨奉願候

段尤年來之始末委敷右陸奥守殿え申上且又兩人へ兵法の指南爲致早速兄弟の女得と覺申と申上候得者御直々其者共身が前に可差出旨被仰兄弟之者孝心之至能も申立たり敵討願の通申付間當四月朔日巳の上刻に相極此節姉すみは十六歳妹たかは十四歳兩人共肌着に白帷子にくさり肌着紫手拭の鉢まき妹も同様の衣類を着し姉は薙刀妹は小太刀則後見には主師の瀧本傳八に被仰付敵志摩も覺悟相極め白練の小袖斗にて貳尺參寸の刀壹尺八寸の脇差にて其場へ出十間四方に柵を廻らせ其内にて勝負外には足輕五百人不殘刀百五十騎大目付二三重に取巻一家中不殘見物仕候様にと被仰付貴賤共かたすを吞で控し事誠に前代末聞の敵討にて双方極の日限なれば双方より名乗合三人共半時斗戦ひ候へ共勝負も見へ不申兩人の兄弟は飛鳥かけるふのやうに働さける處名にあふ志摩は身の丈六尺ゆたかの大男力も人に勝れ一家中に名高き劍術に達せし者なれば物の數とも不覺切立しが姉は透さず付込入薙刀を志摩何とかしたりけん石につまづき請はつし高股をかけられ少したよふ處を妹駈より横合より脇腹へ小太刀指込又引抜大げさに打

放せば兄弟悦び首をかき取本望を遂申候其後陸奥守へ傳八より言上申上候處殿様開召れ女の身分にて能本望を達したりと其節於御前白木の三方へ金五十枚女着用藤色縮緬下着白むく對に被下置之御前を下りしは誠に孝心天道も感じ如斯に大敵を討し事妙才なり其後姉は伊達安藝守殿に被貫妹は大町備前殿妻になり傳八も右體孝心の女子貳人に劍術出精爲致候段御悦あり持高千石此度右爲御褒美二千石都合三千石被仰付夫迄の名改土佐と可相成旨被仰渡候事淺野以來の敵討珍敷事故見聞候に付實正を認め御目に掛申候間御覽可被成候以上

卯四月十九日

陸奥守家來

牧野 太仲

大和屋長左衛門殿

右書狀何れの頃仕舞置候哉去年土用千の時不思見出候處虫喰有之候得共餘り珍敷書狀に付手紙は千候後封置候を借求寫し置畢ぬ。

○諸先生法號

- 徂徠法號 清淨院根譽知善居士 寺三田 長松寺
- 金谷法號 物道齋常心院仁譽義道居士 寺同
- 春臺法號 廓清齋萬了宗傑上座 寺谷中 天眼寺

白石法號 慈清院釋淨覺

南郭法號 解脫院大同義觀居士

加茂眞淵法號 玄珠院眞淵義龍居士

○鼠喰田畑

續日本記卷三十三光仁天皇寶龜六年四月の條己巳河内攝

津兩國有鼠喰五穀及草木遣使奉幣於諸國群神

寛政三年亥夏美濃國大垣領に鼠多出て田畑を食ふ

虚實未分明

○奈萬須盛方の僻世

假のやと暇乞してけさははや 奈萬須盛方馬喰町京屋新市

死出の旅路に立つ馬喰町

○町々入用減方狂歌

寛政三亥春町々入用減方被 仰付時に何者かしたりけん

香喰におごる平家も悉く

源氏の御代となりてめで度

○神田祭禮狂歌

同年神田祭禮減し被仰付候書別あり 武藏野の出し斗出る、番附

改る

御祭はあらめてたの御吸物

出し斗にて見どころはなし

○尾州大風津浪

寛政三辛亥八月廿日尾州大風津浪

御國方支配之内死人五十四人

潰家四千三百九十九軒程 流家三十四軒程

堤切所大分御國方に九十二ヶ所御普請方は數多 熱田潰家二十八軒

倒木御國方にて七百二十本御普請方數多 町方四十九軒

岐阜支配千軒 同町三百軒右之外倒木大分有之

戸部下前新田 土古新田 甚兵衛新田 鍋蓋

新田 巾着新田 長三郎新田

右六ヶ所切所

茶屋新田 納屋山新田 水袋新田

右三ヶ所欠所

柴田新田大切 此外新田切損所有之

紀左衛門新田 長三郎新田

右新田にて二十人程死人其外にて二十人程水死四

十八 惣〆死人九十四人程 潰家惣〆五千八百

二十五軒程

右は尾州藩中間島氏より書付來り寫之

○英一蝶

多賀信賀曉雲堂北窓翁箋翠翁湖湖齋 攝州列人事

狩野安信後立一家享保九年正十三卒七十

辭世

まさらはす浮世の業の色とりも 有とて月の薄雲の空

○慶長以來金銀錢

慶長大判重さ四十五匁表に桐形四ツ後藤判あり裏に桐形二ツ極印有

同小判 同壹分 元祿小判 同壹分 同貳朱 乾字

小判 同壹分 新金小判 同壹分 文金小判 同壹

分本ノ字一分と云もの慶長金に在光次ノ字ノ片に本の字アリ

甲州金 松本氏代々金を吹由 壹分重サ一匁形丸く

桐及松本の字あり貳朱朱中あり

慶長丁銀 目不極輕重あり 常是の字大黒の形有

元祿寶永三寶四寶等大同小異あり 五匁銀 南錄

寛永通寶錢 寛永十二年鑄之重さ壹匁其後度々鑄錢

あり文字は皆同し大佛錢は京の大佛を毀て錢とす裏

に文の字あり寛永年中に鑄る

寶永通寶 大錢也壹錢を以て小錢十にあたる裏に永

久世用の四字あり又小の珍の字有

四文錢 ツク錢

仙臺通寶十テカク一國通用

○静女の事

岩松山光丁寺東本願寺末上列中田驛ノハツレニアリ

此寺に静女の舞衣有之、地黒く織物にて模様日月山

龍なり、下袴模様獸の形の由至て古く上衣斗にて下

袴手にとられす、静女の守刀白鞘にて袋赤地金襴辨

法號岩松院妙源大姉文治四年九月十五日栗橋宿より

七八町右の方へ入室地渡村に静女の墓印大杉十圍に

及ふ、側に小社あり一言社といふ、一言の池埋りて田

地となる、別當眞言京藏寺

中田の左一里斗に静ヶ谷といふ村あり、奥州下向の

時靜此處にて高館落城を聞立歸りしより、靜歸りて

云心なりとぞ、栗橋宿の内右に淨土宗シンクハン寺

増上寺末土手上り口に左會津稻荷米由不知會津の人會敬の由、

右七八町過川通り大柳有り、凡四五抱に見ゆる、俗説

に靜が揚枝の柳と云傳り。

増訂半日閑話卷之四終

訂半日閑話卷之五

○幸手宿の帯

幸手宿に、木綿縞に線糸にて模様織付たる男女帯地あり、當地にて織出すと云。

○大佛

一條兼良公の歌に歸佛やとあり、佛入滅の月なればなり、さらきは新木なり、何にても佛體に作れば新木となる也、新をさらきと云なり。

○山崎宗鑑

宗鑑法師は、近江源氏にて佐々木の一族也、志那彌三郎範重といひし、延徳の頃六角高頼甲賀山に籠り居しに、將軍義尚公軍勢を引卒し馳せ向、鉤里の陣中にて葬し玉ひける時、範重も供奉せられしが、此時はじめて浮世のあたなる事を悟て、頓て髻を切り武門を出、攝州尼が崎に閑居せられしが、後に山崎の郷に移り、蓬窓の中に風月を弄ひ、滑稽の道に富けり、筆道は一流の祖と成り、唐土の人手跡を見て珊瑚の盆に金佛を置たるが如しと譽しとかや、常に油筒を嚙て

世渡る業とし、朝け夕けに鳥目十錢づゝはたごに持行しとなり、室には藥籠一つより外は落るものなし、額に懸られしは、上客立歸り中客日歸下客泊りがけと書れし新著聞集

○木村長門守最期雪操

大坂の城中今を限りに見へし處に、木村長門守風呂に入髪を洗て伽羅を焚せられし時に、江口の曲舞紅花の春の朝と謠ひ餘念なく小鼓を打れしとぞ、其次の日花やかなる討死をせられし印を 大將軍家康公御覽有て、御涙流させ給ひ、此若者討死を極め髪に香を込めながら月代を剃さりしと 仰られしとかや、其時髪をすき香を焼し女は、江戸にて木原意運と云、外料の伯母にて在りし、老後迄常に語られし同集

○江戸櫻田

江戸櫻田は虎の門より愛宕の邊り迄田地にて、時には櫻の木幾千萬本を植ありし、田の中の流を櫻川と云し、今の源助橋其印とて残りたるとかや。

○年不取川

むさし野の内に、十二月の未迄は水有て大晦日なかれたへ、元日になれば水の流る、川ありけるを、昔よ

り年不取川といふと、正盛真人よりいひおこせ給へば、若水

武藏野や年とらず川に若水を

汲程もなく春は來にけり

昔し誰わたり初けん武藏野の

若むらさきの年とらず川

○書物表紙どうさの製法

葛粉二匁を水一升入練りて葛のりにして引、又心太水を入とらかして引く、かんでんもよし。

○密陀油製法

五の油五合上光明丹五分石炭五分

○朱墨製法

朱一匁雌黄二分右朱茶碗に入れ小き瓢にて練り合板の上にて墨につくる。

○麻笥の字

麻笥 苧を入る物、櫛笥など等し○桶をはカイト云へし、古書に水ガイなど見へたり、今も肥前の國にも桶をカイといふ○ハザウは湯水をつく物にて、俗に云湯桶の類なり、今の湯つき也、ハンサウは非。○山の根

山の根と云は頂上の事なり、富士の根も同じ、麓の根に古歌などに詠たるはいか。

○上巳

月令廣義に、上巳とあり、巳の字にはあらず。

○鷄消

日本記第廿六齋明天皇三年九月の條にあり、親鸞上人和讃と云物の文體の内にノツコロスとあり。

○とろ、汁

とろ、汁の事 奥州とろ、山より出るいもとろ、によし、ゆへに此名あり。

○足輕

足輕と云名目、古は斥候の士を申にや、衣川百首 矢をも射す遁るを恥と思ふなと

かろく歸りていふは足輕

○編笠

あみ笠は太平記十一相模太郎落行條に見ゆ、古今著聞集に一條帝の時アミ笠着たる人とあり。

○様の字

康富記に云、寶徳二年八月廿二日は日室町殿有御受衣一中略禁裡様今日同有御受衣の事云々、此時分より

用ひたりや、鎌倉年中行事にも公方様とあり。
○千木かつほ木

神社の棟にある千木カツホ木といふ物は、いにしへは人家の棟にも有し也、京北愛宕郡小野郷雲ヶ畑村の家所々にあり、風の押へなりと云ふ、千木名を問へばカツホ木といふ、千木も風也、東風と云ふにて知るべし。

○コツテ鳥

豫州松山の邊にてホト、ギスの事をコツテ鳥と云ふ、歌草紙などにクツテ鳥あるとるは是なるべし。

○十語五草

竹取物語 うつは物語

世繼物語 いや世繼物語

續世繼物語 共云

伊勢物語 是ナリ

枕草紙 四季

御傍の記 御湯殿の記

の具なり、集柳に飭るとあるは不審別物也

○日本奇跡考抄三條

日本奇跡考云、播磨國海の渚の石に繪あり、此故に繪島と號

安藝國に佐東新庄と云村あり、佐東は北新庄は南な

り、其境に桃の木あり、佐東の方の枝になる實は苦く新庄の枝になる實は甘し。

豊後國海部郡佐賀關に白濱黒濱といふあり、其石一つも交らず、白黒の境繩を引か如し。

○世繼物語の辨

本朝書籍目録に世繼物語四十帖藤原爲業作に有之、榮花物語を載す、大鏡に世繼物語目録を載す、大鏡は榮花の目録と同じ、是を以て考れば今の榮花は古の世繼にして、赤染か作書は中頃亡びたるを、好事の者書名を改たるなるへし、或は今寫本に世繼廿卷斗り有り云々、予未此書を見

中山忠親水鏡序云、萬壽の頃はひ世繼と申候さかしき翁侍りき、文徳天皇より後つ方の事はくらからず申置候由承る、予按に是は今の世繼の事なるへし、一條冬良増鏡序曰、水鏡は神武帝よりあら、かに記せり、其次に大鏡文徳帝より後一條帝迄、又世繼四十帖延喜より堀川の先帝迄、亦何かしのおととの出玉へる今鏡後一條より高倉迄、彌世繼は隆信朝臣後鳥羽院の位迄を記したると、予考ふるに、今の増鏡に後鳥羽より後醍醐迄を記したれば、彌世繼同書か、然れとも

冬良の序に隆信の作とあれば別書爲へし、又考ふるに、今板本の世繼十冊後一條より高倉迄とあれば是は今鏡なるへし、一本に大鏡一名續世本朝書籍目録には、世繼四十卷藤爲業作大鏡六卷水鏡三卷中山内府抄彌世繼二卷今鏡十卷按今續世也唐鏡十卷義範抄と有、今板本に見ゆる大鏡八冊水鏡三冊増鏡十冊世繼十冊小世繼一冊如此あり、此説の類とかく一様なり

○四家由緒

二本松左京か子孫水野監物家に在

禪師守隨は武田義信後也

慶長七四月十二日紹巴死

寛文八八月廿一日三宅道乙卒

○古鏡

日本後記曰、弘治九年十一月辛巳朔詔改錢文曰富壽

神寶 此錢文拾芥抄以

日本紀畧云、延喜七年十一月三日詔改寛平大寶錢爲

延喜通寶以一當舊十新興舊並通用之

九曆九條右大臣

元大寶

和銅開珍

萬年通寶

大平元寶

開基勝寶

神寶

和銅開珍

萬年通寶

大平元寶

開基勝寶

神寶

和銅開珍

萬年通寶

大平元寶

開基勝寶

神寶

神功開寶 隆平永寶 承和昌寶 長平永寶

鏡益神寶 貞觀永寶 寛平大寶 延喜通寶

乾元通寶 以上拾

古鏡志に天平末寶の二錢あり

日本紀畧天徳二年三月廿五日改錢貨文延喜通寶爲乾元通寶

○三代集人名

古今集 源忠 源實 平中興 宮道深興

寵 藤勝臣 難波萬男 菅野忠臣

後撰 等 俊 宗城 時雨 善 濟 浮 頼

拾遺 公資 統理

後拾遺 惟規 爲言 爲義 涼以上發草紙

○淀河詩

下淀河舟中作

尾藤高嶺志尹二洲

北岸如行南岸走遙山似畫近山屏飽帆不待成吾句忽乘

秋風入香溟

○延喜日本紀竟宴歌

高とのに登りて見ればあめの下

藤原時平

四方に煙りて今そとみぬる

○元日詩

尾 藤 榮

城闕春開曙色鮮、門々松竹澹浮烟、素袍烏帽映初日、青笠綠裝經幾年、薄官二毛嫌得意、明時一遇好堪憐、自知故態終難改、朝罷床頭抱膝眠。

西 寄 成 齋

人謂明時身計迂、平生自守樂也愚、老來心緒無餘願、唯憶斯文歸一途。

○上楨町珍事

上楨町儀兵衛申上候先月廿九日私地面に漆喰のかたまり候様に相見へ候者有之候に付召仕民三郎儀まき割にて打候得共われ不申候間げんのうにて強く打候得は割れ候て右の石の中より手鞠ほとも有之候鼠色にて肌至て宜敷石出候由にて民三郎持歸私妻むらへ申聞候處見馴不申石に付仕廻置翌朔日夕方取出し見候へは色替り茶色に成申候右之儀近所にて追々見物に参り候間此段御届申上候

大さ壹尺二寸三分廻り 堅横同斷正月廿九日歟

寛政四年壬二月十二日寫(瀬貞藏)

多紀安元云、是鮮答也、疊語へイサラバサラ。

○伊奈一件

松平和泉守殿宅へ松平甲斐守殿板倉周防守殿留守居之者御呼出御達之趣

伊奈左近將監事重々不届次第有之に付殿敷御仕置にも可被 仰付候得とも先祖已來之勤功も有之故段々御宥恕之御沙汰を以知行不殘被 召上實家にて塾居仕可罷在旨被仰出候然れ共先祖以來之勤功を被 思召末家伊奈半十郎惣領伊奈小三郎へ新規千石被下之小普請入彼家相續可爲致旨被 仰出小三郎事直に左近將監是迄之住居へ引移候様申渡候且又累代相續御用向相勤候事に付家來共分限より多き趣に相聞候小三郎未若輩之事にも候得者右家來共取締等之義諸事兩人申談同姓共之内をも差加夫々心付可被取斗候尤小祿に相成候に付ては是迄之家來共扶助等も行届申間敷離散候者も可有之候差當飢渴にも及候類は身分片付候迄之内不及難儀様に手當致可遣候尤 公儀より御扶助等被下候筋には無之候得共累代御用向勤候者共之由に付差當不難儀様にとの儀に候間其方共迄其手當は可有之候に付取調可被相伺候

寛政四年子三月十一日

右昨十日被仰渡候由

風説に伊奈半左衛門高野山へ登隠遁之由申候

○藤澤山宇賀神縁起

抑當山に安況し奉る宇賀神は、弘法大師の御作にして、御當家 御先祖徳阿彌公御願狀を添させられ、當寺に納玉ふ尊像也、恭く其來由を尋奉るに 御當家は清和天皇の後胤八幡太郎義家公の御孫、新田大炊介義重公第四之御子、世良田四郎義季公五代之孫、世良田太郎政義公の御孫、徳川左京亮有親公後徳川親氏公親長後松平親氏公親親後阿彌松平親氏公應永二年十二月急難極速御遁かたく右御三方御形を替させられ、假に時宗の僧とならせ玉ひ、御本國上州新田領を御立退三河國に至らせ玉ひ、松平家酒井家兩家を繼せ玉ひし事、其次第三河記御年譜後風土記大成記啓運記等に詳也、然るに相傳之一儀藤澤山寶庫尊像之來縁を考奉るに、有親公御祖父政義公元弘合戦に、世良田太郎と名乗らせ、義貞公に従て鎌倉へ押寄せ、安東左衛門入道尚賢か三千餘騎にて稻瀬川へ向ひたりける勢を稻村崎より一散に蒐破り、義貞公と共に北條相模守平高時を亡し玉ひけり、其後建武二亥年に義貞公と足利尊

氏公と御一族の好みを逆らはせ玉ひ、數度の合戦に及ぶ、然るに義貞公討死し玉ひし後、義興公義兵を起し玉ふといへ共、終に亦討亡され玉ひし後、新田の御一門兵威日々に衰へ、太平記以後諸所に流浪し玉ひける頃、建武年中より四十年餘の星霜を経たり、康暦元未年美濃國土岐大膳太夫島田か讒言にて、京都義滿將軍と鎌倉氏滿公暫く御中御快からさりし折節、思召ける旨ありけるにや、新田の一族里見世良田大島頼田大館堀口桃井石堂の人々御一族の好みを思召御憐愍有之、一生懸命の地を僅つ、充行はれて、上州武州に安堵し玉ひける時、有親公上州徳川に住居を定させ玉ふと見へたり、故に三州に至らせ給ひし後、徳川を御名乗らせ玉ふなり、其後康暦より五年至徳二丑年三月の頃、新田義宗公の御子新田相模守行啓、信州大河原と云處に深く隠れ謀叛を企て、上州武州の軍兵を催しける間、有親公をはじめ新田御一門信州へ立越させられ、浪合と云處に御座しける、右兩國の軍兵を催す使二人を、梶原美濃守道景か代官是を召捕へ、鎌倉へ披露しけるゆへに、鎌倉より討手向ひければ、國中皆相模守に背きしゆへ、新田御一族浪合

にて過半討死し玉ひけり、中に新田相模守父子、並ひに有親公御父子討死させられ奥州へ逃下り、相模守御父子は岩城の近邊酒邊と云處に隠れ居玉ひ、有親公御父子は鹽釜邊に潜かに忍び居させ玉ひける、然るに永二亥年の春の頃、小山若丸奥州に逃下りて、官方の餘黨を語らひ居たりしか、奥州は關東の御分國に成て、鎌倉より代官日代敷多下り隠れ家もなかりしかば、奥州の住人田村庄司清包を頼みて、新田相模守并其從弟刑部少輔を語らひ、大將と號し白川邊へ打出る間に、上州武州に隠れ居たる官方の末葉悉く駆せ參ければ、鎌倉殿是を聞玉ひ、十ヶ國の軍兵を引卒し、同三月廿八日御進發、同六月朔日白川の城下に御下向、結城修理太夫の館に御座す、大勢下向のよしを聞て、新田小山田等悉く退散して行方知れず成にける、度々有親公御父子同年極月末御木國なれば、上州新田領の内祝人村(岩戸村)に潜に御忍び立歸られ、徳川御居住の節由ある民家に隠れ居させ玉ひければ、鎌倉より搜し求強くして御身を隠させ玉ふへき便りもなかりける、此上鎌倉へ召捕はれ父子三人恥を晒し、淺間敷死を遂なば先祖の名を汚さん、

よくく、貳人の御息を御手に懸け、御身も必死の御覺悟を極させられ、既に御自害と思召詰られ、御守本尊宇賀神に向はせられ、御運の拙きを御かこち歎かせ玉ひし内、暫時まゝとろませ玉ふ夢中に、脱衣の僧鼠色の衣を手に持來り、此衣を汝に授くべし、形を引替て此危き處を逃れ出へし、天道いまた汝等を誅罰し玉はず、急き此場を立退くへしと、再三宣ひける間、貴僧は何方より來らせ玉ふいかなる御方にておはしますと問せ玉へは、我は是諸國修行の僧也、少しの木陰を栖とし、念佛往生の道を勤めて、今後の山寺に止宿すと云、其聲と共に夢は覺させられける、有親公は俯きて夢の意を案し玉ふに、實に武勇盛なる時は戦ひ、兵威衰る時は命を全ふするの夢、是大將の武略此に止る、我今急難逃れかたくして、必至の覺悟を申る、夢中に父子の身命を全くするは是偏に宇賀神の加護なりと、感喜の御涙に咽ひ玉ひ、再度宇賀神に向はせられ拜禮し玉ひ、子孫榮達の宿願をぞ掛させ玉ひけり、扱側に人あり、此里に寺なきや、僧はおはしますかと問はせ玉へは、山の後に偏行の聖人おはしますと答へければ、夫より貳人の御息を伴ひ、彼聖人

の宿所へ至り玉へは、遊行十二代尊觀法親王御札化益の宿地なり、則有親公上人にまみへ、今我等父子共身の上急難極運逃れ難く尊師の座下に來る、願くは形を替御弟子と成て當難を逃れん事をと頼ませ玉へは、則上人御弟子となし玉ひ、有親公親氏公御剃髮なして、有親公を徳阿彌、親氏公を長阿彌と御名を改させ、無戒の沙彌となし玉ひ、恭親公を有髮の喝食になし玉ひ、獨阿彌松壽丸と御名改させられ、御父子共に我舎下にしのひ居玉ふへきよし上人の玉ひければ、有親公かゝる不幸にして形を替、父子御恵みに依て隨從あるへきとの事、是子孫相續して運を開くの基本也と宣ひければ、上人御衣を授させ玉ひけるに、鼠色の衣なり、有親公餘りに不思議に思召、靈夢の始終を語らせ玉へは、上人夢の意を考られ、實に以て小は次に載すへからすと云古人の金言あり、今唯此場を退き時の至るを待たせ玉ふへしと有ければ、有親公實にもと思召し、我時を得一度は京都鎌倉を責落さんと御心に含ませ玉へとも、今唯義滿氏滿が爲に本國を立退くは口惜き次第なりと、御牙を嚙ませ玉ひける、扱上人へ向はせられ拜禮し、尊師願くは我子

孫類葉東國に榮耀せん事を惠ませ玉へ、我存命なる程は尊師の御憐愍を忘るへからず、志願を顯はし尊師の跡を奉せんと、御盟ひの御言葉を演玉ひ、其場を去らせ玉ひけり、去程に親氏公恭親公とは直に上人に隨從し玉ひけるとなん、有親公は上人並ひに愛子の離別をなし玉ひ、御守本尊宇賀神に向ひ丹精をこらし御願文を書認させられ、上州の地を出て隱通行脚の御身とならせ玉ひて、徳阿彌と名乗せ、相模守藤澤寺へと心掛させられ出立玉ふ、程なく藤澤寺に御着有て、暫く逗留し玉ひけるが、爰も鎌倉近所なれば人口の恐れを慮はからせられ、御守本尊宇賀神の尊像、並に御自筆の御願狀を添させられ、藤澤山に納め玉ひ、永く東國の後榮子孫に及ん事を誓はせ玉ふ、則其御願狀に曰

迎 贈 寄 志 願

同 姓 逆 賊 震 猛 威 吾 逼 極 運 經 稔 崇 敬
 宇 賀 神 有 今 急 難 爲 嘆 祈 其 夜 鼠 色 脫
 衣 僧 來 汝 可 送 衣 求 貌 出 此 國 天 命 未
 殺 罰 非 時 速 可 去 再 三 加 詞 師 何 人 諸
 國 偏 行 者 枝 葉 天 覆 處 爲 住 宿 後 山 夢

覺信武勇士、追歎弱將逃命之夢有己、辱臨生終尊爲向拜二世誓盟士側候隣里有僧耶山後偏行在聖此時志ユルマツ求道迎僧不幸道本盛衰既有良移送衣ハタシテ鼠色驚怖心ニアツレ披夢事聖退而可待時我起念爲逆黨出國活前恨也子々累彦誓東國榮在命不離尊志願アラハシ奉師跡隱茂山上邦爲獨歩丹誠勿空誠恐誠惶頓首再拜

歳鬼宿月大簇日向五徳 徳阿彌恭右御願狀の旨を解し奉るに、同姓逆賊震猛威とは、是京都義滿將軍鎌倉氏滿公の事なり、吾逼極運とは奥州鹽釜邊の御住居没落の後上州新田祝人村に御隠れ居させ玉ふ、應永二年極月末の御事なり、鼠色脱衣僧とは、遊行上人自身着服の鼠色の衣を脱て徳阿彌公へ授玉ふ時の姿を夢中に感し玉ふ也、枝葉天覆處とは上人の一所不住にして山林河海莫非道場といふ事なり、弱將逃之命夢と書せ玉ふは、是則大將の場に御身を置せ玉ふ御詞也、有己辱臨生とは、必死をまぬ

かれ玉ふと云事なり、不幸道本なりとは、菩提の道に入の本と云事なり、子々累彦誓東國榮と書せ玉ふは、誠之以 御當家御開運 東照宮御出興まします處の御前兆にて有がたき御事なり、奉師跡隱茂山とは、上人に仕へ奉り源山幽林に隱遁して跡を隠さんと名利をすてんと云事なり、上邦爲獨歩とは、上都の方へ獨歩し行脚せんと云事なり、丹誠勿空とは、徳阿彌公御自身は御運拙くして隱遁行脚の姿となれども、子々累彦誓東國に榮へなんと志願丹祈を空敷し玉ふ事なかれと、宇賀神へ祈誓し玉ふ詞なり、歳鬼宿とは、應永三年をさし玉ふなり、太平記の頃は宣明曆を以て二十八宿の星を以て其年々に配當し置事なり、然るに應永三年は二十八宿の中鬼宿星に當るゆへに、星鬼宿と書せ玉ふなり、月大簇とは、正月の異名を大簇と云ゆへに正月を指て月大簇と書せ玉ふ、日向五徳とは元日の事なり、正月の元日を鶏の日といふ義を以て、日向五徳と書せ玉ふなり、鶏に五徳ある事は武文勇信仁の五徳を具するものなり、韓詩外傳に、一戴冠文也二足搭距武也三敵在前敢闘勇也四見食相乎仁也五守夜不失

貶信也、以上是鶏の五徳の出處なり、正月元日を鶏日と云事は、正月元日より七日迄の日を鶏狗猪羊牛馬人の七を次々の如く朔日より七日迄に配當する故に元日は雞の日なり、今此處酉日といふべきを、日向五徳と書せ玉ふり、上來御願書の趣大概此意を以拜見すべきか、右御願狀を添させられ、宇賀神の尊像を藤澤山に納め奉りて、上人の御修行所へ詣んとて、都の方へ獨行し玉ふ、爰に上人は西上州信州甲州遠州と修行し玉ひ、大知波の白雲寺に逗留あらせられける砌になりければ、徳阿彌公此地に至り白雲寺に於て再會成せられ、夫より上人に隨身し玉ひ、同五月の頃三河國大濱稱名寺へ移らせられ、數日御札化益させられける、爰に稱名寺住持其阿彌陀佛は連歌の達人にて、近里遠村の連歌の師たりけるが、松平村太郎左衛門、酒井雅樂介兩家共に連歌の弟子なれば、或日上人住持に宣ひて連歌興行あり、則松平酒井の兩家も其席に列なりぬ、執筆をは長阿彌公勤られける時、兩家に長阿彌公と喝食松壽丸殿との容體を熟と見て、此兩人尋常の人にあらず、由緒あらん事を上人に尋奉るに、上人兩家へ其御由緒を包ます語らせ玉ふ

時に、兩家談合て上人へ願はれけるは、我等兩家近郷の百姓にて貧しからざれども、家を繼べき男子なし、上人願くば長阿彌殿には御還俗を御免し、松壽丸殿と俱に我等兩家へ與へ給はば御兄弟に跡を相續させ度旨、頻りに所望有ければ、上人悦び斜ならず、則所望に應じて長阿彌公に御還俗を許させ玉ひ、酒井雅樂介親氏と名乗せ玉ひ、後に一子を儲けさせられ、酒井徳太郎親清と名乗せけり、是今時酒井家一統の元祖なり、松壽丸殿をば松平村太郎左衛門方へ被遣、後に松平太郎左衛門泰親公と名乗せ玉ひ、御子二人御出生あり、嫡子を竹若丸と申て、太郎左衛門の家を繼ぐ、二男竹若丸後に信光公と申奉る、是御當家御先祖なり、徳阿彌公は松平村に庵室を修傍、永享十二年迄此處に御住居なさしめ玉ふとなり、上人は稱名寺を立玉ひ其年三年七月京都七條道場に着せ玉ふと云々。

附録

南朝門跡の事

抑遊行十二代上人尊觀法親王には人皇八十九代龜山院の御孫にて常盤井恒明親王の御子なり、後醍

嗣天皇南帝に立せ玉ひ、御二代を 後村上天皇と申奉る、後村上帝に春宮御座まさす、依之常盤井恒明親王第四の御子を御即位の春宮に定させ玉ひけり、然るに此時諸國の宮方並吉野十八郷の士民等迄も北帝を守護し奉りぬる故に尊氏將軍の威を恐れ御製の御供も備奉るまじ、此分にては假令御即位あらせ玉ひても南帝相續なさせ玉ひて、時の關白二條左大臣を始奉り諸卿評議在らせ玉ひて、天に二つの日なし、南帝いかゞ相續し玉ふべきやと、其旨叙聞に達し奉るに、天皇否の御答あらせ玉はず、元來後醍醐天皇には遊行七代詔阿上人に至て崇敬なさせ玉ふ、右の謂れ子細たるゆへ天下の騷亂を鎮めんが爲、春宮を遊行八代渡船上人へ御送らせられ、則八代上人の御弟子となさせ玉ひ、御得道あらせ玉ふ、其後人皇百一代後小松院の御宇嘉慶元年二月廿六日遊行十二代目に法流相續し玉ひけり、右の御山緒ゆへ應永三年の秋京都に至らせ玉ふ節、參内の義叙聞に達し奉りければ、則後小松院より勅命の趣は當時遊行は一度南朝の春宮に立せければ、參内の式格別にあるへき旨、叙慮

甚た厚く、則天子御左座に於て白縁の重ね疊を許さしめ玉ひ、其上繪旨の御文言迄尊上に被の一字を添させ玉ふ、其後遊行十三代の上人已來南帝の流れたる例 叙慮有之、繪旨にも被の一字を成下され、參内も小御所の間に於て埋^{ウツシ}困より玉座の御左の方へ三疊目にして着座し玉ひ、遊行代々當今に至るまで參内の席の例少も相違ある事なし、繪旨の被の一字も相替らす成下され、南朝門跡の御取扱嚴然たる事也、扱十二代上人國々修行の沙汰叙聞に達し玉ひければ、獻慮有て尊氏三代目義滿將軍へ勅命有けるは、當時の遊行は一度南朝の春宮に立たれば、回國の事天子巡狩に准し、第一國家安全の爲在に於て止宿夫駄の煩ひなく、賭路氣色に應すべき旨仰出され、則管領職是を承り、國國守護人へ仰渡されけり、扱遊行十三代尊明上人修行の節、右南帝の流れたる間其後國々守護人賄路夫駄の御馳走則十二代尊觀上人の如くなり、其後遊行十四代大空上人の時尊氏四代義持將軍の節管領斯波右兵衛督義重承之則遊行へ諸國の御教書を相渡されける、其文に云

清淨光寺道場遊行金光寺七條時宗往古之人夫馬與被下諸國上下向車關々渡行以押手判形無煩可過之旨被 仰付國々守護人也若於違犯は在所は就注進可處罪科之由被 仰下之仍執達如件

應永廿三年四月三日

其後遊行十五代尊惠上人廻國之節、三井寺關所に於て夫駄の滞ありければ、訴に任せ義重より重て御教書相渡されける、其文に云

清淨光寺道場遊行金光寺七條諸末寺時宗往返人夫與馬雜駄被下上下向車諸國關々渡以判形無其煩之處三井寺關所動及異義條太招其咎歟猶以令違犯者可處罪科之由重而被仰下處也仍執達如件

應永廿六年十月廿日

當寺

右被仰渡候に付三井寺請書左之通

遊行上人當所關勘過事被仰下候旨奉畏候彼門下七條藤澤時宗上下無煩可勘過之由堅可加下知候如此旨可御披露恐々謹言

二月廿三日

富樫兵部太輔殿

花 押

扱遊行廿代一峯上人の頃迄は右の通にて御教書或は守護人被仰付、又は遊行へ相渡る、其後遊行廿一代借四上人の節、日本の國守主領賄路の御馳走等閑之様に相成ければ、尊氏十代義植將軍の時、大内右京大夫義興是を承り諸國守護人へ仰出さるゝ、其文に云

遊行上人被廻國之條任先例其國守護人調賄賂并以夫駄五十匹被送過之旨仍執達如件

右京大夫

永正十年正月十五日

義 興 判

扱織田信長公太閤秀吉公御兩代に至るも尊氏家の御教書を以人馬馳走有けり、遊行廿二代同廿三代滿悟上人遊行御附法有之越後國北條郷專稱寺より關東へ下向之節直江兼繼より觸書出る、其文

藤澤上人御歸國之條傳馬宿送等無異義可有馳走者也仍如件

天正十七年九月七日

直江兼繼判

所々領主申

然るに遊行十二代尊觀上人は南方宮方にて御座しけれども、足利家御代々信長公秀吉公の御代に至

ても源平親疎の差別なく賄賂夫駄の饗應有けるも是南帝の流れ元勅命の重かりしゆへなり、其後慶長十八年遊行卅四代燈下上人え

東照宮より廻國のはじめ、吉例に任せ 上意益々嚴重にして御朱印御傳馬被成下玉ふも、是南帝の流れたる故なり、夫後醍醐天皇吉野に於て皇居を移させ玉ひ、南朝北朝と帝を二ツにして日月清明の御政有せ玉へとも、諸國の宮方并吉野十八郷の士民等迄も尊氏の威をおそれ御即位の式も相調はすして終に絶たり、今は唯天皇の御陵を吉野と云名のみ残らせ玉ひけり、今日南帝の流れとは遊行の家斗なり、今其證跡を顯さは小野隨心院御門跡に後醍醐天皇三社の御神號御震翰御灌頂の御影什寶に有けるを、果尊法親王より右の御影南帝の御即位の御孫たるゆへ、遊行十二代上人え御渡し玉ひて、今遊行の家に傳はる、是證跡の實書なり。御影相承之次第

醍醐寺座主小野法務前大僧正弘眞
同座主一品法親王深勝
同座主二品法親王果尊

相承之次第如是雖爲門跡之重寶依有由緒所奉渡遊行十二代之上人也

應永三年丙子八月一日
二品法親王果尊判

御當家從御先祖御代々就時宗門之連歌御由緒有之事、長阿彌公と松壽丸殿と遊行上人に隨遂し玉ひて、上州より三河の國に至り玉ひ、松平酒井の兩家を相續し玉ふ濫觴は、三州大濱稱名寺に遊行上人移らせらる、中稱名寺にて連歌興行有ける時、松平太郎左衛門酒井雅樂介兩人も其席に列なりて始て長阿彌公松壽丸殿御兩人の容義尋常の人にあらざる事を見奉りて、遊行上人に懇望して御兩人を當家の繼子とせし事、既に宇賀神の縁記に悉く記せり、御當家上州より三河國に移らせられ御開運まします根元なり、其根元は大濱稱名寺の連歌の席より起れる事なり。

御夢想の連歌

東照宮御誕生は天文十一壬寅年十二月廿六日なり其翌年天文十二癸卯年二月廿六日夜廣忠公御夢想に連歌の御發句を感得し玉ふ、依て大濱稱名寺其

阿を召されて岡崎の御城に於て御夢想の御連歌の御會興行有之則其御夢想の發句は

神くは永きうき世を守る哉 御夢想
めぐりはひろき國の千代竹 廣忠公
玉を敷砌の月は長閑にて 其阿
霞のひまに羽ふく友鶴 政家
雪はまた残る浦はのあけはなれ 廣光
つくる田中の道あらはなり 富屋
五月雨に晴間しらる、里傳ひ 相阿

右之通り御懐紙の切れ今に相残り、其節の文臺硯共に稱名寺に拜領被仰付、今に什寶に致し在るとなり、其御會滿紙後御延生の若君へ御名を奉るべきとの 上意を蒙り、稱名寺其阿則御夢想御連歌の御脇のめぐりは廣き岡の千代竹といふ御夢想は神君御二歳の御時なり、御誕生より六十一日目の御事なり、此御連歌御吉例の最初にて今に於て年々正月十一日御連歌御會有之なり。

神君濱松御在城の砌、御家人の内天野三平となん云し人の下女、正月の初夢に富士山の頂上にて笠をかむり、簀を着て粥を食ける夢を見候と語りけ

れば、主人の三平下女より貰ひ請我夢になして神君の御前に出仕して夢の様申上げれば、神君大に悦せ玉ひ、右の夢を天野三平より知行五十石に買求させ玉ひ、御心の内に夢を判せられ、富士山の嶺にて笠を着つれば上見ぬ人なり、簀を着つるは美濃の岐阜御手に入の前兆、粥を喰と云は甲斐の信玄も亡びて手に入の表事也と、何となく御口號に不二山にてかひを喰けりと、歌の下句に云出させ玉ひ、濱松御城下勘間道場教興寺住持其阿を被召出、宗匠被仰付連歌御興行有之、右の富士山にて粥を喰けりの御口すさひを題にして、百韻滿尾なされ、御夢想判しの御思召の通り、其年に岐阜も甲州も御手に入との御事也。

藤澤山寶物之引

赤檀香木五智如來 御厨子五つに入
黄金佛彌陀三尊 御厨子一つに入
枝珊瑚樹但燒物鉢植 枝數十三
唐銅香爐 一つ箱入
唐銅石唐金山寺四 一願箱入
右五種の靈寶尾張大納言光友公御寄附被成下置

候、其御寄附の來縁は、遊行四十二代南門上人延寶六年六月廿七日より前廣に從大守様御作事奉行堀田半七殿御手代田邊孫太夫殿林三左衛門殿御大工松本嘉平次殿御代官太田彌左衛門殿御手代日比太兵衛殿忍田權兵衛殿等御見分有之、萱津光明寺本堂造作不殘座敷修復被仰付、上人居間御札棚湯殿雪隠大衆寮是又湯殿雪隠仲間部屋等迄新規御造被成下、上人逗留賄賂御入用次第に被仰付善美を盡しての御饗應被成下、日々御表方御裏方より御使者御代參等を以種々被下物筆紙難盡、八月二日には堀田半七殿御使者に上人え袈裟衣御禰等被下置、八月十七日大納言様より御内證御使番壽昌院どのと申御方を以枝理珊瑚樹を青磁の鉢に御植被下置候、其後南門上人萱津光明寺を立後六ヶ年相過て天和三亥年藏澤え歸山被致、藤澤在山九年の間なり、其在山中は尾州大納言様御參向御往來共に藤澤山へ被爲入右五智如來等の寶物御寄附被成下、五智堂一軒御建立被成下置、大書院建候節は木曾山の御材木大船二艘え御積御寄附被成候、大書院は右御材木を以相建干今其節の建立の儘に

罷在候、右南門上人え御歸依格別御懇意の仰を蒙り御書頂戴被致候、其の御書の文言左之通り
如芳墨年市之慶事不可有盡期候其元無別條候由珍重候我等無恙越年の事に候入御念の段欣然之至に候恐々謹言

正月五日
尾張中納言 光 友御印

清淨光寺
尾州御役人書簡

一筆致啓上候未餘寒甚候彌御無事被成御勤候哉被承度候と存候尾張殿にも堅固被相勤候隨而領内之枝柿一箱進之被申候由拙者より善心得可申進之旨御座候恐惶謹言
二月廿日 富永甚太夫 手判

藤澤 南門様 御床下

御飛札致拜見候御氣色追而御快驗御座候哉御老體

之事に候故御草臥も御座候由併竹隱御樂御服用御快御座候旨被入御念候段尾張殿え具に申聞候處珍重に被存候彌以御養生專一に奉存候私より宜申進候旨御座候恐惶謹言
閏八月廿四日 高木志摩 手判

南門様
尾州光友卿より品々靈寶拜領に付右寶物入長持壹棹拜領候也
但葵の御紋付にて候

- 後醍醐天皇御影 箱入壹幅
- 右は小野隨心院宮果尊親王より遊行十二代上人尊觀法親王え御讓也
- 尊觀法親王御影 箱入壹幅
- 人皇百二代稱光院御倫旨 壹 通
- 人皇百一代後小松院御院宣 壹 通
- 本堂勅額 人皇九十九代後光嚴院御震翰
- 山門勅額 人皇百十四代仙洞法皇東山院御震翰
- 金輪寺棗
- 右者 後醍醐天皇御製作尊觀上人え御讓

唐團扇

人皇百十一代後光明院御宇仙洞法皇より拜領
宇賀神尊像

右は德阿彌公御寄附

德阿彌公御願狀
右者 宇賀神尊像え被相添なり

藤澤山御制札
右者 從東照神君被下置候

御水指
右者 從東照神君拜領之品なり

一 遍上人繪詞傳 土佐之爲是 云古縁記
右者加賀中將殿より上箱寄附なり

一 遍上人繪詞傳
人皇百十四代東山院より拜領 右者公家衆寄合書なり是を新縁記と稱するなり 上箱は備

前空山公御寄附なり

一 遍上人繪詞外傳題
人皇百十三代靈元院御震翰

一 遍上人 金聲
右者建治二年信州伴野の領主伴野太郎時信錄

させて上人に奉るなり

亂書普門品

菅丞相真筆一卷

法華壽量品

中將姫真筆一卷

阿彌陀經

弘法大師真筆一卷

中將姫縫彌陀

一卷

法花經切

聖德太子真筆

聖廟神號

聖朝親王御筆

淨土三部經

尊親親王御筆

六字名號

尊親親王御筆

七寶珠數

同御所持

佛面帳 十一面觀音梵字織物也

右者大和國泊瀬寺十八種之靈寶内なり

六歌仙 二通 堂上方

實盛太刀兜馬具

右の太刀兜は實盛亡魂白髮老翁と成て遊行十

四代太空中人に献之 馬具は丹波笹山の城主

青山下野守殿家臣堀内團左衛門相納るなり

老女面

右者羽州米澤領主上杉彈正殿家臣甘糟大膳政

繼所持遊行四十二代南門上人の依十念結縁苦

忠相止ゆへ奉納なり

星硯 一顆

搗和布杓子

右兩品は遊行七代托阿上人肥前國松浦沖の船

中にて龍女濟渡し給ふ依之龍女より兩品献之

なり

鳳凰印

右者宗對馬守殿寄附なり

天竺琵琶

韓退之馬之繪

子昂之水仙の繪

牛王之玉

以上

柳原權大納言資定卿狀之寫

多年御修行之趣達

寂閑候然者爲御結縁可有御對面之條可令上洛

給候由自下官急度可申付之旨被仰出候遠路定

て可爲御迷惑といへども 勅命之上は被抛萬

障早々御上洛專一に候殊には夏以來御不豫の

義に候間別て可被相急事肝要に候當時御參内

之義可爲一宗之再興萬代の佳に候間尤珍重候

猶眞繼兵庫介可申候恐惶謹言

八月四日

藤澤上人御房

寸室下

資 定

增訂半日閑話卷之六

○國々にて變たる義の事

一蝦夷人は誓詞に判官殿を書入けるとなり、是義經公鬼か嶋へ渡り給ひしと云は、此蝦夷へ渡海ありしといふを言ならはしたると云々。

一豊後の府内邊にては、蝸を誓文に書入けるとなん、是を尋へし。

一奥州の駒ヶ嶽は、元來人倫はなれたる深山幽谷なり、然るに此山に鶏の居て常に時を告るとなり。

一越後の國の奥津と云處には、地より水油を涌出す、是を燃すに其匂ひあしきなり。

一江州の武佐にては、土を薪にして焼なり。

一長州の船木にては、石を薪にして焼なり。

一奥州會津郡の深山に、弘法大師の封し給ひしと云て、洞々より潮涌出す、其沙を窺にて養候得は雪の如くなる鹽に成、其所の名を則大鹽村といふ、會津の城下よりは北に當て川中に行道あり、行程二十里餘なり、三十六町一里にして此鹽村より海

增訂半日閑話卷之五終

邊迄道程の事、奥州一國の中には数十里なり、越後の海邊へも四十里餘りあり、誠に海邊離れたる山中にして、鹽を燒事奇妙といふも思かなり、其ゆへに下々食する事なし、壺に入たる燒鹽此處より出る、例年會津の守護より公方様へ献上あるとなり。

一 下野國佐野修理太夫家臣に、龍太郎龍次郎連兩右臣ありしなり、此者の五體には鱗の有けるとなん、佐野の町の入口に川あり、此川は三ヶ月の間は土の底を水の通るとなり、是は修理太夫殿萬民等寒氣の節川を往還の度々に渡る事をいたはり玉ひ、右の兩臣に命してあれば土の底を水を通しけるとなん、故に龍太郎龍次郎は龍神の眷屬か覺束なし、今に兩輩の子孫有之、修理太夫殿追退亡後他國へもさらすして紙をすき渡世す云々。

一 美濃國養老の瀧坪へこのかを入ければ一日一夜有て江州の醒井の町の川へ彼このか流れ出るとなん一野州日光山の頂上に、湖水の數四十八海あり、此内に海は越後の内と云、右下野の湖水に住鱗魚は

都て鱗なしといふ、越後へ懸りたる二の湖水の魚共にはいづれも鱗有となん。

一 駿州富士山の頂上には、瀧の數四十八瀧あり、然れとも不二の瀧の事いつれの集にも、見へすと云る、又彼の御山の頂上をちりの瀧といふ、そこに池あり、池の名をはフツリンと云となん、此義彼地の社僧なりける本文寺大石寺右兩僧の咄す處を書つけ侍る。

○城のなき國々の歌

河内伊豆安房能登佐渡に周防隱岐

○海のなき國々の歌二首

海なきは大和山城伊賀河内

近江美濃飛騨をこへては甲斐信濃

上野下野是も海なし

○京都町數男女數

町數 一千八百五十二丁なり

男數 拾八萬千六百貳拾貳人

女數 貳拾貳萬七千百壹人

右の男女の煙草

每壹人一日吞之價銀貳厘五毛ツ、

惣數の銀高

千貫貳百八拾貳貫五百拾七匁

金高

六萬四千六百六兩壹分と銀七匁七分五厘

○天女降て男に戯る、事

松平陸奥守忠宗の家來番味孫右衛門と云者、おのれか宅にて座席に晝寢して居る處へ、天女天降りて孫右衛門か目を吸と見て、其儘邊りを見れとも人氣もなし、去連は思ひも寄らぬ夢を見る物哉と思ひ、人に語らんもいと恥敷て居けるが、其後よりして彼孫右衛門か物をいふ度に口中異香薫しける程に、側に居ける人々是を不審に思へり、其身も不思議に思ふ處に、心安き傍輩の申様には、足下には怠す深き嗜に哉、いつ連も口中香しき事唯々句の玉を合るか如し、是奇特千萬なりといへば、其時孫右衛門さりし時の有増事を語り、夫よりして如此といへば、彼友も奇異の思ひをなしけるとなん、扱孫右衛門美男といふにもあらず、又は何のしほらしき事もなき男

振なるに、いか成思ひ入有てか、天女はかゝる情をかけつらん、其源計難し去れば其香一生身終る迄消すしてかほりけるとなん、是田村隱岐守宗良の家來佐藤助右衛門重友か語る處如此。

○栗の木に文字顯はる、事

松平肥前守利常卿の次男淡路守利次の家來なる奥田孫右衛門といふ者、富山にて普請奉行仕候時、召仕の者普請場にて、栗丸太の長サ壹尺斗、大サ五六寸廻り有ける皮付の木切を眞二つに割ければ、其割たる木の中に、薄墨にて良哲言と云三字、共に一方は右字、又一方は左字にて詳にありしとなり、此木元より皮付にて疵もなき木に右の文字有りし事いと不思議なれ、此事公義の御徒衆なりし中島久右衛門の語る處如件。

○八左衛門河童と勝負を決したる事

九州にては餘國と違つて河童多し、是又人の妨をすといへり、其子細は賤しき漁夫などの妻と密通し、其の外存外なるいやな事多しと云、先年寛永の頃肥前天草、嶋原、有馬此三ヶ所の百姓一揆の時悉く御退治、事終て有馬左衛門佐直純の歸陣の時、彼八左衛

圭冠 シハクノ略カト秋宮云リ

○紀伊國異國船漂着書付

本船乃是紅毛船地名花其載貨物乃是銅鐵の大包五十員在中華國赴皮草國而去無續地偶遭風浪漂流至此在貴地不遇三五日之間不好風而北好風即日去此本船人壹百口貨物實是銅鐵並無別物船主名堅德力記

此處に横文字五行程有之候得共筆法等不分明故不置

口熊野黒島沖にまきれ有之唐船形壹艘は長凡拾間餘前後丸形に見へ船格別長く船並所々え窓を明右窓に硝子を張り兩方に大筒體のもの有之一方に三つ四つツ、相見へ船に唐人體の形造り立船之端所々に鐵砲體の物相見へ船水際より下は惣體銅にて包み候様に相見へ夫より上は白木又は黒塗の處も有之橋二本立葎繩夥敷かけ有之橋中程に横木有之ふみ臺體に相見へ船の上に吹散體の物立有之今壹艘は長八間位造り方同様船獅子頭體のもの造り立其外は同様帆は橋壹本に三つづも掛候趣帆は毛白綿體に相見へ貳艘共同様碇もかな碇瓜二つ宛先鋤の先の如く相見へ船端に見へ候由人物は惣髪と見へ頭巾かつき右の内去

々年漂着致候南京人に似寄候者も一兩人相見へ候由一艘に凡二十人斗乗組有之由
右紀伊國浦へ漂着之書付寫
寛政三亥年三月

同四月六日好風に任せ出帆のよし承る

○半井家傳系

其先祖は人皇十一代垂仁天皇より出たり、其後和氣清麿が長男廣世といふ人あり、家より起て文章生に補せらる、延暦四年事に座せられて籠居せしが、格別の思召にて恩詔を下し從五位下に授けられ式部少輔と成大學別當と成、田貳十町を學寮に寄附し勸學の料とし、専ら諸儒を會し陰陽の書を講論し、新に藥經大素等を撰す、其子時雨幼年より醫術を學び、承平三年秋七月試られて醫博士の號を賜ふ、又鉞博士と稱し、遂に典樂頭に任す、是より後世典樂頭と成、其後胤明英正三位に叙し、宮内少輔に仕し、修理大夫を兼、院内昇殿をゆるされ、剃髮して壽林と號し、又閑嘯軒と號す、此時より始て半井と稱す半井の號別記

其後瑞策半井眞長の子なり、自ら通仙軒と號し、又

臘庵と稱す、人皇百七代正親町院天皇勅して院號を賜はり、即通仙院と稱す、僧綱を歴すして素絹を着

す事を免さる、且和氣氏より傳ふる處の醫心方三十一卷正親町院天皇より賜りて代々家に藏むとなん。

追加

從五位上鉞博士

丹波康賴永觀二年十一月廿八日以醫心方三十卷獻之と云事有れば、元は丹波家の書なり、此子孫兼康なり、典眞瀨道三は丹波家の術を傳へし人なり。

京島丸北正親町北今の施藥院の地に、半井宅あり、大なる井有、半を製藥の料に用ひ、半を雜用に充ふ、因て半井と稱す

○上野執當より寺社奉行へ差出候書付

上野執當佛頂院願王院より寺社奉行衆差出候由御別當龍光院差越候書付寫

日光 御靈屋二天御門内 勅額下け之義深秘職人に無之候ては難相成趣御別當より申越候に付先達て申上候處安永五年上野中堂其外三ヶ所共勅額有之御修復中御作事方にて御修復も出來候様に相聞候得共此度之義も右に准じ御作事方之取斗に相成差支有間敷

哉之旨御尋に付申上候中堂

勅額等は此迄も深秘職之持場にて無御座候從來之由御靈屋御額は深秘職之外爲取斗候例無御座候由に承知仕候然に御門主の思召をも奉伺候上決斷可申上と存御内に入御聽に候處

賴額は御同様にて其意味輕重不同と被仰候其譯は中堂

勅額は佛法有愆之瑠璃殿之文字 御震筆に候間廣く祟之候は國和之惣道にて 御靈屋御額は 勅號之文字を御震筆に候故深く敬之候は國禮之別道にて然は末々之者に至迄國禮之別道に候處之 勅號震筆を奉崇敬之志は直に 御威光を奉挑之道理古來深秘御備被立置候一條に候得者御別當より申越候段其等之事に思召候但此度

勅額御修復申候には無之候間御作事方取斗差支有之間敷哉との趣意は格別の權道有其謂様にも被聞召候思召にて惣て上智の權道必下着之流幣と相成候半も無覺束候條其處の入念候は御差圖次第之義と思召候此段申進候

十月

兩 院

○越中守殿御作寺奉行へ御渡候書付

越中守殿中十月十二日御書付專阿彌を以御渡候御作寺奉行へ

惣て古來より御用立共義は夫々御用相勤候宛行等をも被下候御用之御蔭を以妻子をも扶助致來候事に候得共御用之多少に不抱何れも夫々御手當被成下候通連綿之事に候處困窮申立候得は是迄拜借等被仰付候ても猶又早々難澁申立候て有之格別之御有恕を以返納御差延をも被仰付候ても可立戻行も無之者畢竟取縮不行届難義及候儀當人不埒之次第に候此已後返納差延等相願候は其品に寄御答にも可被仰付候併相續候家筋に取候ては不便之事に候條難澁にて御用差支可申分は休株申付身元相應之者相糺代り御用可申付候古來より格別由緒有之御用之品は糺之上申付候共外品等は一切御用申付間敷候尤休株之内出精返納皆濟之上御用御差支も無之趣相成候は又候御用可申付候尤拜借等有之候者斗にも不限いつれの職にても御用向不正之筋有之歟又は不慎成聞へ等も有之候類は品々寄御用之員數を相減し其分は出精之者へ申付候共又は御用不殘差免休株に申付候共可被致候御用達新古之差別勤向之品取締之善惡等之譯をも可有之候

得共一體之取扱已後前書之通心得可申候御用相勤候者多く難澁相重し候者有之間敷事に候以後難澁申立候は巨細に御吟味可被仰付候斯て御用外之入用筋いかなる品も有之候義相聞候は支配致し候者不行届事に付夫々可及御沙汰は勿論之義に候右之趣兼て相含取扱可被申候

十月

○御用金被仰付候町人

- 一八萬兩 芝車町 仙波太郎兵衛
- 一六萬兩 兩替町 三谷三九郎
- 一五萬兩 深川 鹿島清兵衛
- 一四萬兩 石町 大坂屋孫八
- 一九千兩 金吹町 播屋新右衛門
- 一五萬兩 鎌倉河岸 豊島屋十右衛門
- 一五萬兩 芝三田 豊田庄兵衛

〆三拾三萬九千兩

右御用金被 仰付難有旨御請申上候

十月九日久世丹後守申渡之

○御代官手代へ被仰付候書付

近年御代官手代共御取箇筋不正之致取斗百姓及難義村柄衰候も無頓着御年貢金銀遲滯候ても取立方等致等閑又は百姓より賄賂を仕依怙を以致用捨未進年々重候得ば罪を御代官え譲り邪利を以金銀を貯御徒與力等之出身之族も有之由右體之義は堅く禁制に候惣て衣食住分限不相應に奢を極め右體之行致し候儀不届之至に候間早々遂吟味可申聞候若等閑に致外より相聞へ候得は其御代官之越度候條其段兼々相心得可申候扱又質素潔白にて御取箇筋等正直に出精致し百姓を引立農業を勤め山林道橋堤川除無油斷心を用ひ御爲を專一に心掛候者有之候は是又早々可被申聞候右正敷者は手代より直に御取立も被仰付候猶又才心掛ヶ次第追て御取立可被仰付候間可得其意候以上

八月

手代共掟書

御代官手代共衣食住其外共分限不相應之趣相聞

候間以來左之通可被申渡候

- 一常々綿服のみ可致着用事
- 但し五拾以上は附袖を免へし
- 一夏冬之袴木綿薄袴にて庵末之品可用事
- 但上下は右に准し候事
- 一道具類金銀之物は不可用腰物拵坏は利方を第一に致し華美致間敷事
- 一在出之節は駕籠に乗申間敷事
- 但病氣等之節は格別之事
- 一住居向上木を不用都を手輕に致し襖張付屏風も上紙を不可用疊は右に准し可申事
- 一音物贈答之義は随分手輕に致可申事
- 但自分は勿論御代官えも音信贈答堅く無用之事
- 一客來祝義事有之節珍物初物等も不用菜數随分減少致可申事
- 一百姓並郷宿共より音信一切致受納間敷事
- 但頼事は勿論無心事は決て致間敷事
- 右之趣手代共へ急度可被申渡候
- 申八月
- 御徒士支配え御書付

一御徒士支配無役之義以來相止め候間是迄無役者共惣組え過人に致年頃の者は普通爲相勤若年幼年之者は過人に割入置追々年頃に候得ば爲相勤且御咎御暇相成候者並御譜代場立身致候者跡へ以來過人丈は明け切致可被申候

一御徒士過人にて罷在候者病死の節は其者之伴身寄之者にて過人に抱入相願候様可致候御徒過人丈け相滅候上立身明並御咎等にて明き候節組頭之次男三男並平御徒之伴も器量次第に明跡に抱入候様可被取斗候

一御徒組頭病氣に付小普請入相願被仰付候は其節伴共か身寄之者御徒え抱入可申候小普請組支配より相願被仰付候御徒頭支配無役は不被 仰付候御徒與頭勤ながら病死之者は右跡引請候者其組一同相願候不及伴共身寄之者を以抱入に定可申候御徒與頭相勤當時小普請にて罷在候者は追々病死等之節は伴共御徒過人に可被仰付候尤伴共身持人柄器量に依て可被仰付候

十月

○禁裡炎上に付傳奏乘え被遣候御書付
禁裏御炎上に付遷幸被爲成候御場所締方御全備無之御手狹にて何角御不自由に可被爲在甚以不安心に思召先御圍御建添被仰付候共前々の通御締方御全備無之義に付早々元御所跡へ御普請可被仰付旨に御座候乍去如何様に差急候ても大造の義故急に出來仕間敷既に寛永の度も御急きの處翌年に漸出來仕尤此度の火災寛永の度よりは大火に付諸向御手當も不輕儀にて夥敷御物入候得共假御所御不自由にも可被爲在候事ゆへ御普請之儀は御猶豫難被成御座候處當時諸山木薄に相成以前之様には木寄難相成其上物之價も以前よりは違候事故調兼候誠に近年相續き諸國凶作民力衰微之事に候得ば諸大名も及難儀節に付御手傳等被仰付費用及過分候得ば端的下に及困窮に候儀甚以御厭之儀被爲在猶關東も御同様の事に御座候間先假御普請にも元御所え遷幸被爲在速に如元御造營有之候は可然候假御普請之儀は御規式有之候御殿常之御殿等檜作檜皮葺仕其餘榎松杉相交板葺に仕暫保候様御普請有之度候併關東にては右體之儀被仰上候儀は御遠慮之儀に付御所より御沙汰有之候様御執斗有之

様に此段内々申入候事

申七月廿五日

右之通傳奏乘へ御内談有之候

松平越中守

十月廿一日

細井理右衛門

竹内半十郎

右禁裡御所方御普請被 仰付候旨於御右筆部屋縁 類越中守殿被仰渡候備中守殿侍座

御被旨

竹村長右衛門

飯田茂八郎

石川多次郎

定假役

阿久澤平次郎

松島唯五郎

中島勝之丞

勘定役

青本團七

長崎平五郎

小役

飯村治郎吉

書役

宇佐美善五郎

手代

池永源次郎

山田忠五郎

同心小頭

赤城十四郎

同心

飛田幸八

山田亥太郎

細川吉藏

大棟梁

石丸讚岐

町棟梁

天野清兵衛

小森九兵衛

兒玉新八

右同斷御用掛被仰渡候

下奉行

森平十郎

御被旨

丸橋文右衛門

定假役

橋本忠左衛門

勘定役
村田 卯七
手代
田村 十次郎
同心
飛田 甚太郎
大戸 權治郎

右同斷江戸取扱被仰渡候

福島 又四郎
平岩 次郎兵衛

右同斷江戸掛被 仰付候

御勘定組頭
鈴木 門三郎
御勘定
浦野 新九郎
加藤 左市
水野 彌兵衛
勝 與八郎
高橋 八郎右衛門

右禁裡御所向御普請御用掛被 仰付候旨於御右
筆部屋縁願越中守殿申渡之備中守殿侍座

御勘定組頭
藤 本 甚 助
御勘定
石尾 喜左衛門

増訂半日閑話卷之六終

増訂半日閑話卷之七

○上意御書付

七月朔日

今日一役一人づゝ居殘候様御目付池田修理被申聞候
に付拙者居殘罷在候處御黒書院へ一同相揃候上出御
有之

上意御奉公向是迄 御代々の通入念出精相勤可申様
一同蒙 上意畢而 入御後於同席井伊掃部頭御老中
若年寄衆御列座にて右 上意の趣御書付にて松平越
中守殿御讀被成候右御書付爲御讀聞の趣甚長き御書
付にて候間今日認難く御座候に付山川總州え相渡右
御書付寫明日借申候様掛合置候間明日當所當番の御
方山川總州へ御掛合被成右御書付寫御借明日御廻狀
御廻し可被成候尤右蒙 上意候御禮廻りの儀今日居
殘罷在候者一人御禮廻り可仕旨山川總州被申聞候間
明日御老中方御支配方不殘拙者御禮廻り可致候間左
様御心得可被成候右の段爲御承知御廻し申候以上

七月朔日

七月三日伊勢守殿御達の書付寫

上意之趣何れも厚く相心得御爲第一に奉存候間重役
專一に出精相勤可被申候

越中守殿御達の書付寫
心得之覺

唯今之 上意難有儀に御座候毎々享保年中御議定御
作法等御穿鑿も被 仰出其上御役人之勤方下々難苦
之儀迄御細やかに御沙汰も有之候て 御代々の思召
を被爲繼

俊明院様の思召に達候様にと被思召候誠に奉恐入儀
に御座候以來御役人猶更致一和我意不相立御爲之處
を以私之儀は打捨取斗事も下へ而已任せ置候事無之
様に必至に存込候て右 上意之旨一日も早く行届
御安心被爲遊候やう忠勤可被相勤候互に身を保ち家
を全く致候もケ様成節御奉公第一に相勤候爲に候間
同席も一同申談必至に心掛申合候に付以來一已に打
はまり御奉公向は勿論家來取締家中領内之治方迄も
厚く心を用ひいさゝか榮耀奢ケ間敷事無之御役人世
上風儀之手本にも候間猶更厚く慎御爲之儀主役之事
には器量一杯に心掛可被申候扱唯今迄假令少々不行

届儀心得違の筋有之候とも過去候儀一向に被爲打捨候との御沙汰に候右上意有之候より以來之心掛之善惡に付急度御糺可被 仰付候間一時之功をのみ相斗御代々の 御爲を不斗義有之間敷義勿論に候一日もはやく御安心被爲遊候様仕候事無此上忠勤にて候右忠勤之功を以て立身出世致候者一已に取候ても無此上事に候得ともいづれも厚く申合出精可被致候

七月朔日

○文武藝道御書付

文武之道は誰にも相嗜候儀勿論之事に候得共別て當時其道出精並師範等も致候者候は、其者の名前頭々支配により書出候様可被致候
學文致指南候程の者且講釋等致候程之者並軍學天文學之類も右に准し候事
武藝弓馬劍術槍柔術火術之類當時別て致出精候者並免許目錄を得指南等致候者之事
右學文武藝は其師之名前流儀之名且其者之年齢書出候様可被致事

七月廿四日

○寄場人足へ被仰渡候書付

之様可被致候尤番人共改方入念候様急度可被申付事

- 一 火元之儀入念可被申付事
- 一 寄場諸色入用は當年は米五百俵金五百兩來年よりは壹ヶ年米三百俵金三百兩之積を以て御勘定奉行相談の上入用次第可被請取候尤年々仕拂の儀御勘定奉行へ可被申開候
- 一 人足共追々相増候節は御藏人足其外御普請場川凌等の場所えも遣方心付之儀は追々可被申開候

成二月

- 同日御渡候御書付
 - 寄場人足共御仕置申付候儀
 - 一 盜致し候者死罪
 - 一 徒黨がましき儀致候者死罪
 - 一 於寄場致博奕候者死罪
- 但手合にかゝり候者其始末に隨ひ輕罪に可申付事
- 一 職業不精又は申付不相用類再應答等申付候ても不承請過致し候者遠島

戊二月十九日寛政二年越中守殿御渡御書付

長谷川平藏

- 一 今度無宿共加役方人足に被 仰付候間右御用可相勤候場所之儀は石川大隅守屋敷裏葎沼壹萬六千三拾坪餘御用地に成右之内へ取建被仰付候間御普請奉行相談其方請取地所築立等之義追々相被可伺候
- 一 右場所以來加役人足寄場可被相觸候

二月廿六日

御同人御渡

- 此度加役方人足寄場取建被仰付候
- 一 人足共業之儀は勝手次第得手候儀爲致可申候
- 一 職業致出精渡世相續可致體に成候者は寄場差免家業可相成程之手當差遣身寄の者へ引渡身寄無之候は其者出生所名主或は地役人え引渡家業爲致候様可申渡候
- 一 職業を怠り又は申付を不用者等は手鎖入牢其外各申付候儀は其度々不及伺存寄次第可申付候
- 一 重病又は長病の分は溜預り申付輕き分は寄場にて手當可申付候
- 一 門出入嚴密に致し立入候町人共は鑑札相渡儀に無

但品に寄輕き者は佐州又は豆州之島々へ可遣事
一 博奕又は悪行等致候者有之義を申出候者へは其品に寄相應之褒美を與へ可申事

二月

其方共儀無罪之者に付佐州表え差遣可申處此度厚き御仁恵を以加役方人足に致寄場え遣し銘々仕覺候手業を申付舊來之志を改め實意に立歸り職業出精致し元手も有付候様可致候身元見届候は年月之多少に構なく右場所を差免百姓素生之者えは相應之地所を被下江戸表出生の者は出生之場所へ店を爲持家業道具にて歎又は其始末により相應之御手當可有之候者亦御仁恵の事をも不辨して申付に背き職業不精に致し候歎或は惡事等於有之は重き御仕置可申付もの也

○江戸惣町數并男女數

- 一千六百七拾貳町但御代官支配除之
- 一家數拾貳萬八千五百五拾五軒
- 一人數五拾貳萬六千貳百拾人
- 内 男 貳拾貳萬六千九拾七人
- 女 三拾萬拾三人
- 外に

出家貳萬六千九拾七人
 盲目六千貳拾三人
 山伏六千七拾五人
 盲女千七人
 禰宜九百三人
 右人數合五拾六萬六千九百九拾八人
 右料米壹ヶ月八萬五千四百五斗餘歟
 但壹人五合宛武家除之
 吉原惣人數
 一八千六百六拾三人
 內 五千九百九拾七人 遊女小女
 八百六拾壹人 商人之女
 貳千三百三人 男
 右享保八卯年五月御改有之
 享保二十年乙卯四月改江戶中人別
 一町數千六百七拾貳町
 一表通り家持拾貳萬八千五百軒
 一人數 五拾貳萬五千七百八人
 內 男 三拾壹萬六千七百八人
 女 貳拾萬九千九百人

外 貳萬六千五人 出家
 三千七拾五人 山伏
 九百人 神主
 八千九百六拾八人 新吉原
 內 男 五千八百九拾八人
 女 貳千九百六拾二人
 五拾六萬四千六百人
 此外旅人旅僧穢多非人不入
 一武家貳億三千六百八萬五千九百五拾八人
 內 八千六百九百五拾八人 女
 右之扶助方米一日壹人に付五合積にて
 百拾八萬五千七百六拾貳石九斗五合也
 此儀四斗五升入にして
 貳百六拾三萬貳拾九俵也
 金壹兩壹石五斗替にして
 七拾九萬五千八拾六兩貳分と銀貳匁
 天明六年丙午十月廿八日改
 此度御救に付改人別江戶町數
 一貳千七百七拾餘所 但新地寺院共

家數
 一貳拾萬八千餘軒 但表間口斗
 一百貳拾八萬五千三百人
 內 五拾八萬七千八百餘人 男
 六拾九萬五百餘人 女
 三千八百四拾四人 座頭
 壹萬四千五百餘人 吉原人數
 內八千貳百人 男
 六千三百人 女
 此內 貳千五百人 遊女但禿共
 外 五萬貳千四百三拾八人 出家
 七千貳百三拾餘人 山伏
 三千五百八拾餘人 神主
 御金 貳萬兩
 御米 六萬俵
 大豆 六萬俵
 右之通惣町中え被下之
 但此御金は御救被下壹人前三匁九分宛之由
 家來有之分え者不被下候由
 一御米は御拂にて壹人前六合程宛被下相場は御張

紙之通五拾貳兩之割にて代銀御取立有之趣なり
 五六日以前より初り追々御拂有之趣以後も追々
 有之趣
 但渡し方は町々自身番所にて割渡に相成候由
 寛政三辛亥年
 江戶武家人數町數
 一町數合千六百七拾八町
 表通り家持拾萬八千軒
 此人數五拾三萬五千七百拾八人
 外 出家貳萬六千九拾八人
 山伏三千八拾壹人
 禰宜九百人
 吉原分八千九百四拾八人
 人數惣合 五拾七萬四千七百貳拾壹人
 武家人數
 貳億三千六百五拾八萬三百九拾八人
 武家 壹人一日五合積りにして
 米高百拾八萬五千七百三拾九石五升五合
 俵二道
 貳百五拾六萬四千三百四拾七俵二斗五升五
 合 但四斗入

金壹兩壹石替にして

百拾八萬五千七百三拾九兩銀三匁五分
右は江戸中一日之入用候由御勘定奉行衆より書付
候由

○義匠揚名傳

此三次郎は元來三田老増町大工三四郎伴にて去る未
廿七歳なり十三才の時八町堀卓峰屋敷與助店大工治
郎兵衛へ拾年季之弟子奉公に出年季中萬事實體に勤
去る卯年極の年明候得とも幼年より主人之厚恩を思
ひ其上兩親之病中殊に死後迄も彼是と見繼等にも預
り旁の恩儀存候て別宅もせず其儘に居主人職分之助
を致し候處病身の弟有之候に付無據主人の近所岡崎
町庄兵衛店を借請三ヶ年以來弟を養育致しなから主
人を助け居るといへ共治郎兵衛兼々不如意之上去る
夏病死致當治郎兵衛未若輩と云ひ殊に先治郎兵衛借
用金多く其上厄介多ければ旁勝手向次第に廻り兼相
弟子平次郎庄五郎など申合世話致すといへとも去る
春以來之米穀高直にいたみ別して困窮に及び借用之
方は日々催促を請去る暮に至るも猶更諸拂等之引當
一向に無之種々心を碎き勘辨をすれともいかんとも

すべき術なく晝夜其事をのみ案し居り候に不斗存し
候は先年主人の爲に足の指を切落して生朋を差上度
旨を願ひ御金頂戴致候者有之し事を彼か幼年之時聞
置し事ありされは主人の爲には何ぞ身命を惜まんや
と存念を極め同十一月廿五日の事なりしか彼病身の
弟をば外へ用事を申付遣し門を内より先次郎兵衛
位牌と兩親の位牌とを出し燈を備へ焼香をし誠に生
る人に云ふ如く我心底を述傳へ聞身體を傷そこなふ
事不孝なりといへとも主人の爲になす事なれば免し
給へと涙にくれなから硯に向ひ誠に拾ひ假名を以て
願書を認其文の要は私體を生朋に差上度奉存候間何
卒御調被成下候は、難有奉存候と書畢て疊を二疊程
上ヶ板敷之上厚く灰を敷其上にまな板をすへ左りの
手をのべ廣鑿を以て小指を根より切落し跡を取納め
て其血を以て願書に血判を致し切りたる指と共に狀
笥に入れ夜に入候を待ち松平越前守様辻番之傍に密
に差置宿元へ立歸り候しのびやかにしたる事なれ
は隣家之者家主なども其様子を會て不存候由去な
ら手を包み居候得はいかゝしたると問ふ者あれば怪
我なりと云へり然る翌廿六日夜に入て町奉行柳生主

膳正様より名主家主差添へ三次郎被召出段々御札有
之又候次郎兵衛方之名主家主を初め次郎兵衛家内の
者口書差上候同十二月十三日又々右之通被召出爲御
褒美金二十兩被下置候其上段々難有御言葉の御褒美
も有之候事誠に生涯之面目彼は不及申名主家主共一
統に難有御請申上候由扱又次郎兵衛方之家主初め次
郎兵衛并母いよえ別段に被仰渡候は此以後三次郎義
萬事心付遣し候様に重難有御意を蒙り双方歸宅致
し候上 頂戴之御金早速先次郎兵衛兵并兩親の位牌え
手向難有旨を述其上にて次郎兵衛方之親類共へ委細
其趣を申聞せ何れも一同に難有頂戴致候由然れとも
頂戴の御金をは聊自分の用には不遺其外御大名様方
にも御聞及はせられ御屋敷え被召出御役人を以委敷
御尋之上御目錄等被下置其後又候被召出御目見迄被
仰付候義下賤の者として如此冥加に叶ひ候事共重々
難有御事なり町家にて志ある者は相應之祝物贈り
候者も有之候へ共又彼等とても皆次郎兵衛方の助け
のみ致候様子に聞へ候なり治郎兵衛親類共打寄相談
の上にて三次郎へ申聞せ候は次郎兵衛姉かめといふ
娘を遣し度候并次郎兵衛未た若輩にも候間何卒五ヶ

年之間後見致し吳候様たのみ候處三次郎申候は近頃
忝き段一禮を述乍然我等迎も未た年若と云其上不束
成身分として中々以及難き事に候間幾重にも免し給
へかして再三辭退に及び候得とも一向に頼み候事ゆ
へ無是非其意に任せ候由唯今我等妻持持候て此家内
に入たらは其節物入等も有之其上人数も増候得は尙
更借金の濟方家内の暮方覺束なく候依之我等妻に給
はり候かめ五ヶ年間何方え成とも奉公に出し給はる
へし左も無く候ては家の修法も立難く萬事不任心底
候儘何分右之通になし給はるへしと云けるに理の當
然なればいづれも辭む事なく其意に任せ候よし其上
にて右借有る家々え追々相廻り始終の存念を具に述
仕合證文と云約束に致し此以後請負普請等にても有
之相應の利分を得候節夫々割合を以返金致し度旨相
談に及候處三次郎萬事心底の切なる事を感じたるに
やいづれも得心致候由未三十にも満さる者の彼と云
ひ是と云ひ殘る處なき心底の切なる事共聞人感せざ
るものなし其外彼が兩親存生の内孝心の事病中の取
扱死後に至りても弟の養育の次第耻入事共なり扱指
を切落せし時遙向へ飛行しが暫く踊りたりとぞ誠の

一念指に留りて係る事やありけん我ながら暫し詠め居て取捨る時を移したりとなん一夜子家に招て三次郎か物語りを拙筆に記し侍るも志を立る一助にもならんと云爾

天明八年戊申二月

右者奉願上蒙 御免令板行者也 慎行舎主人記

板元 八丁堀 本屋新介

○萬若君御法號

參州妙心寺ニ云 神君ノ御末男萬若君文祿三年甲午二月十八日逝去御法號 松葉院殿曉月淨幼大童子葬于三州額田郡岩津村法性山妙心寺寛永二十年五十回御忌之時銀五十枚米二十俵被下候由此萬若君長澤家御相續之所御早世ニ付御弟辰千代君後忠御相續ト云々 參松傳卷五長澤家傳ニ信光公ノ八男備中守親則初名耶寛正二年十一月朔日卒法名妙心院考仲祥公居士萬世家譜浦人ノ部松平市右衛門書上ノ文ニ初祖源七郎親則後忠信光公ノ御子參州岩津城ヲ賜フ法號妙心院墓ヲ廻ル寺ヲ妙心寺ト申候ト有リ 三河記御系圖參松傳婦女傳 神君ノ御六男松千代君

長澤家御相續慶長四年己亥正月十二日早世六歳トアリ 按ニ婦女傳ニ八歳トアリ此説ヲ正トスヘシ忠輝卿ト同胞ニテ誕生トアリ忠輝卿天和三年癸亥七月三日九十二歳ニテ逝去也文祿元年ノ御誕生ニテ慶長四年ハ御歳八歳也松千代君モ八歳ナレハ婦女傳ヲ正トスヘシ 按ニ妙心寺右ノ如ク御由緒アル寺ナレハ松千代君長澤家御相續後逝去ナレハ可被爲入寺也妙心寺ニ云萬若君ノ御名逝去年號月日御法名何ノ書ニモ不見婦女傳朝覺院殿松千代傳系ニ若君ト云アリ萬ノ字モシ落ルカサレトモ逝去ノ年號月日違フ松千代君逝去ノ事出ル所左ノ如シ 武徳編年集成卷四十五慶長四年己亥正月十二日ノ條ニ於江府 神君ノ八男松千代君僅六歳ニシテ早世有リ法緯太翁淨安ト號ス志寄按ニ御六男ニテ八歳ナリ 墓日記 家康公ノ六男松千代君忠輝卿ト御同胞慶長四年正月十二日逝去八歳號榮昌院殿不知御葬所 御法號記慶長四年正月十二日逝去御法號證王直果大童子參州額田郡能見村能見山松應寺本堂ニ御位牌安

置神君御息男之山書付有之御廟モ無之御由緒モ不知ト云

按 松千代君妙心寺ニ葬送アリテ松應寺ニモ御位牌ヲ安置シタルカ

編年集成ニ於江府逝去ト書御葬所書サルモ不辨慶長四年ノ逝去ナレハ五十回御忌ハ慶安二年也寛永廿年ハ四十五年目ナリ寺御修復ニテモ相願御寄附有タル故御年忌ト心得タルニテハナキヤ當時アル長澤家ノ書留ニテ年月日御法號糾シタキ事也

參松傳卷一御系圖ニ松君松千代長澤ヲ嗣與忠輝同胞而誕生忠輝卿ノ譜ニ忠輝兄松千代逝去後續長澤家同書卷五長澤家系ニ松君康忠同無男子 東照宮之御子以松君爲長澤嗣○忠輝上總介因松君早世忠輝卿爲長澤嗣

三河記御系圖ニ松千代九續長澤家與忠輝同胞而誕生慶長四年正月十二日卒八歳○忠輝舍兄松千代早世之後續長澤家。

○山岡瀬兵衛由緒書

一先祖美作守景隆江州勢田の城主たり、神君泉州堺より御下向の時一揆御先を塞き候節景隆並弟對馬

守景作兩人にて追拂勢田より信樂伊賀境土岐峠迄御供仕此勸拔群之旨預御感候

一萬祖父備前守景友は實は景隆の弟にて御座候剃髮後道阿彌と申候男子無御座兄美作守孫新太郎を聲養子仕候然る處道阿彌死去之時新太郎幼少に付美作守新太郎實父主計頭へ道阿彌遺領被下候慶長四年五奉行異心之時諸大名御味方之衆へ御内意之御使仕候

一同五年景勝御退治御下向に小山迄御供仕候處三成叛逆に付上方案内者ゆへ 上意にて上方へ罷登候道阿彌上方發足の時弟甫庵之申置候は關東へ御下向之後自然野心之輩有之候は、妻子下人共に伏見籠城可仕旨申合候依て八月朔日甫庵並手之者四騎足輕七十三人討死仕候其後右討死之子孫被召出與力十騎足輕百人に被 仰付道阿彌被相預候今之甲賀組是也

一上意にて道阿彌福嶋掃部介が長嶋の城の加勢に籠り可申番兵を殘し關東へ向ひ候處に御軍おわり候處長東大内藏に出合相戰大に討勝て百餘級討取候御感不少候

一氏江内膳正同志摩守寺西備中守桑名籠城羽柴下總守は神戸籠城道阿彌攻之兩城降參にて城請取番兩人を殘し岡本下總守龜山の城に籠候を道阿彌圍み是も降參仕番兵を入置申候右之軍功莫大なりと御感不斜其後江州にて九千石被下内四千石與力足輕の給分なり

一關ヶ原御陣前筑前中納言家老平岡石見守を道阿彌相招き黃門之内通仕御味方石見守忠節達 上聞石見守

御前へ罷出候節道阿彌取次仕候

一會祖父主計頭景次慶長五年被召出與力十騎足輕百人御預百人組鐵砲頭仕候大坂御陣に大和路へ罷向首十三内一つは自身打取之

一寛永十三年水口城番被仰付候萬世家譜

○曲淵勝左衛門由緒書

一高祖父勝左衛門吉景武田信虎より勝頼迄奉公仕甲州武川と申谷へ住居す天正十年勝頼生害後先方侍扶助信長停止に候得共 神君武川之者共一同に御扶助被下忍て遠州相良邊に罷在候處同年六月信長生害有之甲州之國主無之北條家より種々計策有之

候得共武川之者共同心不仕

神君御進發に依て馳參新府中御着陣之刻一同に被召出候

御出馬以前信州境小沼之小屋迄落し走廻仕候

一北條御對陣の時若御子口にて敵を物見可仕旨被仰出吉景並倅彦助差物にて相圖仕物見首尾能甚預御感より武邊之模様無比類彦助父に不劣との蒙上意候

一會祖父勝左衛門正吉始名父一同に被召出甲州御發向之節諏訪安藝守籠城に付大久保七郎右衛門柴田七九郎武川の者とも爲案内被差向即時に城際に取り詰候時安藝守使を出し城内掃除致し明渡可申旨に付兩將人數引上可申様之時正吉申候は場所難所え城より喰留候事可有之申候得とも武川衆を可存候哉殊に小敵何事かあらんやと村々に引取候案の如く城兵突出急に喰留候武川の者取て返し城下音骨と申處にて何も敵を討取城兵を追込惣勢も備直し申候

一天正十三年真田安房守御敵に成候節武川の面々不殘高名仕一紙に御證文被下候此御證文は曲淵一類

折井市郎兵衛所持仕候

一關東 御入國の刻吉景相州中村筋にて五百石拜領仕吉景死後正吉跡式相繼可仕處某事少々知行候得とも武邊走廻に付格別に被下置萬貫文にも難替候父の武功に弟三人え分知奉願候處願之通三人の弟え分知被成下候

一正吉武州鉢形にて百五拾石被下關ヶ原之節走廻仕慶長九辰年三月御加増八十石被下置都合貳百三拾石拜領仕候大坂兩御陣寄合並にて御供仕候

昨六日敵少々引出刻父子別て被入精之旨令祝着候彌此節走廻專一に候速に聞及に無相違候萬々才覺尤候恐々謹言

八月七日 御諱御判

曲淵勝左衛門殿

右之外本多彌八郎山本帶刀連名狀壹通成瀬彦右衛門書狀壹通路之

一 曲淵市兵衛

入戸野又兵衛

一 神君武川の者共一紙に御證文被下御納戸折井市郎兵衛所持仕書上可申候萬世家譜

○王寧宇紫竹堂五雲子先生系圖

先生者魯國太原之人也 其父多領郡邑武名高於世智勇冠比倫一會當天下爭戰之時屢戰屢敗終漂泊于民間矣故先生少而從叔父陽雲子學醫又嗜武也陽雲子者自漢足賢十三代之孫也其術既成而後來于日本肥前國長崎此時魯國大夫文其後來于東武寄泊於白金町始見藤堂大學頭授醫術於家臣一日大學頭侍童患重病一諸醫束手爲必死之證先生施治得全愈爾來醫名追日累月嗚呼于天下也拜載 奉書七十二通往侯伯之領國起沉痛不可勝計矣迎妻產二女一男一到終天年一葬芝三田大乘寺始爲法華宗今爲天台久寺修行之家財者讀與於長女家屋者傳二男雲庵書籍者傳孫孫雲脫

其長女始嫁高橋雲治一男一女古女雲治者即先生之門人也仕天死之後再嫁內藤久五郎一領七百石產二男子所謂權之助彌一郎是也久五郎死去之後雖髮號長壽院寶永四年丁亥十一月廿

八日壽七十歲而逝，在虎門外其二男者
 號大原雲卷，仕真田伊豆一各嫁，而早
 世其三女者，號加藤加藤權左衛門一產一
 男子，領五百石
 五雲子先生生長女

始產雲統古牟女，雲統者爲町醫，住芝飯倉町，
 三十四歲而卒，子師也無嗣子，其家斷絕，古牟女
 者嫁真田金左衛門，在下谷生武右衛門世牟女，
 武右衛門今代父官仕，世牟女者嫁村山主稅，
御番院番三百俵主稅者村山甚太夫
子也其宅在赤坂甚太夫領六百石
 長壽院嫁內藤八五郎，生權之助，成長之後迎，
 森雲仙女爲妻，產喜太郎三次郎，其後權之助早
 世其妻孀髮號了貞院，
 彌市郎者爲神原八左衛門養子，產三女，八百八左
 衛門有息女納彌市郎爲婿，
二太原雲卷，後解官仕神明町而死，其家斷絕仕真田伊豆守，領三
 百石有二女，長號隆始嫁從弟雲統，雲統死去
 後再嫁安田道徹，仕牧野駿河守，領四百石，生一男
 子而後死去，其子號玄堅，其次號忍嫁御廊下番
 衆一產多子，死去

一子師雲統先生曾語余曰：於唐國稱何
 王者諸侯也，冠王字者州牧郡主之類
 也，五雲子先生稱王寧宇爲貴士，可知
 一五雲子先生來朝之時，持來黃銅樂師
 佛，此銅像有十二神將立於四圍，其長不
 盈一尺，安於筒銅之中，如來者，蓋佛之
 頭，立十二神將者，入瑠璃之塔中，此塔是
 生守本尊也，先生逝後，傳之長壽院，予
 數年雖望之不能得，之多年森雲仙
 竹堂之高弟子雖望之未與之，況我等
 之小子奈之何似梯，雲衛然，去年寶
 永四丁亥年十一月廿八日長壽院逝
 去，非芝三田長久寺法華宗也，今春二
 月八日從了貞院讓予子拜戴之不
 堪，感拜實諸醫道之冥助也，始知得失
 之有時矣，予以爲家寶，爲子孫傳術之
 全也，予子孫繼業者，慎尊信之勿忽之，
 嗟得開基先生之靈佛大幸幸甚，就之如
 之哉，古佛工見之工
 寶永五戊子二月八日 善長堂雲元
 四十七歲

○善長堂高桑雲元家系

予先祖者自越前大守朝倉左金吾義景，而出爲織田
 信長滅亡義景一族，有日下小右衛門者，逃走于越
 中一築於小城黑川，爲前田又左衛門利家，自害前田
 信長之其妻携二子，而置子民間，長女五才名毛，一男
 三才名棟岸其後携女子，再嫁高野十右衛門，利家之
 院安曾日昌男子者及五歲出，越中高岡，爲林齋之養子，林齋有妻無
 子，故爲養子，杯齊妻
 子故爲養子一名妙法，成長而迎，妻法名安定
 院妙善日啟林齋妙法養子

- 日昌產妙清 妙遊日自
- 妙善日了堀內加兵衛 菊女日秀
- 日昌長女妙清產彌三右衛門 又兵衛
- 同 二女妙遊產彌右衛門女子
- 同 三男日自產庄兵衛權兵衛女子，有孫及
 曾孫
- 同 四男日了智照院道意日子，父也俗名日下加
 右衛門產加右衛門八左衛門雲元了女六
 郎兵衛
- 同 五男堀內加兵衛產藤右衛門又市
- 同 六女菊女產佐治兵衛
- 同 七女日秀，住津宗江戶芝住持長應寺爲上人
 之備

女皆住

- 日了嫡子日下加右衛門住越中高岡產清吉女子
- 同 二男同八左衛門住江戶芝產長右衛門金吾
- 同 三男高桑雲元仕秋田信濃守賜二百石
- 子又爲日下氏，或人曰往昔明雲僧正爲流失，
 而逝始相人占，曰雲有日月恐有不慮之橫死，
 果而然矣，吾子氏爲日下，其下有雲則覆，明乎
 予諾代男方之氏，予產久太郎熊次郎
- 同 四男萬女嫁松本五郎右衛門五郎兵衛津冬多
- 同 五男六郎兵衛爲他養子早世
- 子母號高桑角右衛門娘住越中富山予父日子
 產六子
- 其外生妙道，宗夏秋察子皆早世
- 子母方會祖父 子祖父角右衛門
- 道味 道意 照澄院子母妙窓日詠
- 正明 妙證
- 子火方會祖父
- 日下小右衛門，於黑川子祖日下加右衛門，爲林齋養
 父子名日昌
- 同 高
- 子父日下加右衛門住高岡

加右衛門子日下清右衛門同前子兄日下加右衛門
住高岡

○高桑雲元奇談

元祿七戌子一夕訪高嶋喜庵對談移時曰我常不信而不覺佛神之尊高也若得佛神一軀有益信
心乎於辨天大黑天等賜之幸甚々々喜庵曰今朝有
人持來大黑天子今夕欲奉之井伊掃部頭殿幸哉
可與之吾子矣予曰喜哉々々然足下欲捧井伊
君決知其價可金喜庵曰吾子勿勞心其價甚少以金
一分可爲價禮子拜而歸召佛工令見之工曰傳
教大師之作也謂之三身即一之大黑天被甲爲多門天
尊體爲寶永二酉二月廿八日召他佛工令見之日蓮大聖
大黑天人之作也謂之幸
多作
東武有三體
有人與虛空藏尊像佛体白且
厨子真金生寅故爲本尊
元祿十丁丑正月元日草衣詣芝三田赤羽稻荷大明
神但社は子
宅の向於華表之下拜草囊方寸余川絲
紐結其口別當號三圓
明院其僕以竹箒拂地自其箒下而出矣其草囊之
中有青銅八錢並白紙縷一連此神以八數利益群
生故聚明祝之事紙別

增訂半日閑話卷之八

增訂半日閑話卷之八

○冢田虎奉白川侯文

西郭市井之臣。信濃冢田虎。誠惶誠恐。頓首百拜。
謹言。相君白川侯閣下執事。臣虎聞。白川者決之使
導。爲民者。宜之使言。故堯有衢室之間。舜
有告善之旌。禹有敢諫之鼓。湯有總街之庭。以觀
民之誹譽。詩曰。先民有言。詢于芻蕘。古聖帝明
王。雖鄙賤之言。其不棄之也如是。而況賢者
言乎。是以周公之相成王。一食三吐哺。一沐三
握髮。猶下白屋之士。此其急於求賢也。竊聞相
君好學問。而志古之道。善言必見聽。忠謀必見用。
然則雖鄙賤之言。其又當不棄之。則又況於賢者
之言乎。如臣虎者。固非爲比賢者。惟相君當不棄鄙賤之言。乃敢謁鄙情。以欲
白之於執事。臣虎。父冢田行宣者。受業於室子
禮。退誘鄉里子弟。以教授爲業。以故臣又少小而
學仲尼之教。以志於先王之道。而三十年前遊東
都以來。熟觀世之變態。內陰而外陽。大往小來。

增訂半日閑話卷之七終

同十二己卯正月元日詣飯倉町熊野宮於石垣下拜
拾鳥目三錢一錢者洪武裏有
福字其餘永樂寬永別捧三
錢爲其代
同十四辛巳二月廿九日子長子充女開雛人形之箱其
中有駒牽錢甚古甚厚是鼠牽引來也有鼠巢六疋飛
出
寶永二乙酉二月廿五日未末時焚夕飯忽然飯釜鳴其
音如鳴鐘調和而如奏音樂似彈琴瑟三鳴聞人
身心和樂一鳴之間喫茶十服斗
同六月朔日癸巳開天一天上市立今日召信州君賜祿
二百石
寶永五子春樂師如來光臨之時平野九郎左衛門殿家士
金田又兵衛與于大錢大寸余影十二支其錢甚古予
爲如來之寶物

則風俗旋々衰微。而學問之道不行。適有好奇讀書
者。又唯事辭辨文藻。而務實學者鮮矣。則衛門
之士。至如虎者。又歎恨之久矣。而盛衰之運。
消長之理。否泰往復國統一新。而及乎相君當
國。及小往大來。拔茅茹以其彙。則巷歌野作。
蒼生無不歡悅焉。從爾以來。仁政日施。義刑月
發。舊染汗俗。咸與斯新。則衛門之士。如虎者。
引領舉踵。且夕瞻仰其將至於於大道。孔子所
謂。期月而已可。三年有成。亦今將庶幾焉。而今
既五歲。往々風聽臆言。臣中心私有疑惑者焉。夫
古之善爲政者其初不能無謗。子產之相鄭。三
年而後謗止。孔子之相魯。三月而後謗止。而今
相君之初爲政。比及乎三年。每發一事。出一令。
朝野之人。舉莫不稱譽其善矣。而去歲以來。則發
事出令。都鄙之人稱譽之者半。又謗謗之者
半。此士民之所以誹譽於相君。與子產孔子。終始
相反者何。是臣之所以私疑惑也。而其士民之
所以誹譽焉。參稽之古訓。有當有不當。惜
哉惜哉。
相君之仁愛。不徹於士民。至于今誹譽紛紜。此非

愛。迭馬踐。葵之類也。固如。臣虎。者。學。仲尼之教。以志。先王之道。則且夕瞻。仰其將。至於大道。矣。而世之誹。譽於。相君。者。如。是其紛。乃道之所。以隆替焉。則如。成者。職。此。之憂矣。故日。所。託。於。執事。滑川談九章者。私。斟酌乎世之所。誹譽。以。述。其大概。不。辭。罪死。欲。以。開。之。於。相君閣下。閣下若幸。見。潤色。乃後亦將。布。之諸侯。以下。者也。若夫因。此九章。而委曲。別。其事。以。推。今世之務。其得。喪利害。猶。可。言者。有。數件。焉。然。如。其數件。乃可。辨。之於口舌。而不可。著。之於翰墨。者也。仰。翼執事。省。鄙臣之愚志。以。達。之。於。相君閣下。一。坐。臣子與馬廬中。而宜。之使。言。則相君之仁愛。至。其微。於。士民。猶。將。有。繼。芥之輔臣。臣。虎。實。罪。死不。辭。唯。或。相君之仁愛。不。徹。士民。則我聖人之道。亦將。不。行。於。天下。此。之。惜。矣。故敢。負。斧。雙。以。白。之。於。執事。請。執事。采。納。焉。寬政三年辛亥七月廿二日。臣。虎。誠。惶。誠。恐。頓。首。百。拜。謹。言。

○石川丈山墓誌銘
石聘君六六山人墓誌銘

柳谷散人松子苞父識

而醉和、誠卓乎非文武雙才耶、母老家貧遊官西州、其臨將行、請羅浮子玄同子曰、此行也豈素志宿心哉、母終天年則身將退、不敢食言矣、公事老母至孝、居有年老母沒、居喪盡哀、服闋而后捨官歸洛、遍尋名山而遂肥遯台嶺之林麓一乘之邑凹窩中、築詩仙堂於其中、撰漢晉唐宋作者三十六人、而畫之揭之、蓋擬諸我邦之歌仙、是廼詩仙之濫觴也、羅浮子為之記園中境有十、景有十二、羅浮子泊向陽讀耕賦之詩、而後公詠和歌而再不渡鴨河、再不入京師、頗彷彿持門前之桑、況又一生不近粉黛亦無有妻孥、人以此諸元魯山三逕塵除半夜燈閑談、宴歌一裘一葛、未敢取于人其行己也剛而直、廉而潔其嗜學也如食芻豢、四十年來杜門養病未嘗接俗士未嘗問俗事、所交遊者僅六七人余亦在其列、治開博記搜討無遺、特巧詩律而筆端高妙、私淑書體而得浣花之髓、實翹當世之宗工鉅匠而已哉我邦自有二皇子之詠以降、言詩者數十百家、數十百家之中、不見出公之右者矣、寬永丁丑韓客來朝、與學士權伏筆語、伏一讀其詩、為日東之李杜、有是哉、外國之人之賞之也厚好之也深、圖書堆案、

聘君石六六山人墓誌銘

公姓源氏石川諱重之、始號嘉右衛門、後改左兵衛、一諱四字丈山、六六山人其別稱而世三州人也、清和帝七世孫、源義家第六子、左兵衛尉義時、號石川、是廼石川之所自出者也、義時十五世孫、大炊介信貞、仕源長親君、君者、東照大神君之高祖、而信貞者、公之五世之祖也、信貞生信治、信治仕神君之藝祖清康君、攻尾州熊谷城而有軍功矣、子正信仕神君之皇考、贈亞相廣忠君、與今川義元、攻三州安城而拔焉、正信先登、君賞之賜長吉之佩刀、而后奉仕東照大神君、戰死長久手、其子信定、屬石川長門守攻駿州田中城、被衝左股奪其槍矣、信定有三男一女、長乃公也、公幼而岐嶷、四歲而健步行道里餘、穎敏過人、能知二歲之時事、十六歲而奉仕神君、常陪侍左右、恩遇異常元和乙卯夏五月秀賴反、神君、至難波自帥師征之、公至戰伐之日、而獨犯軍令竊出營中而先登矣、岡山之戰、交槍被創、又至城門與敵人佐佐某者及從者力戰、遂獲二人首、班師之後、屏居洛河、與羅浮子杏庵玄同等、為驪雅之交、而后親炙背藤先生得聞聖賢道學之風、始學禪教、後捨異學、

家無儋石、胸宇廓然無所碍、安貧樂道俯仰無愧、誠飄々淳靜、好古之隱君子也、素能隸書、羅浮子曰、如隸書也者、本邦所未嘗見者也、其平生之吟稿、曰覆誓集、行于世、今茲春夏之交、臥床而不起、臨終謂其左右曰、結纓易箆之志未嘗忘焉、其端正如此、嗚呼悲哉、西山之日已迫、寬文壬子夏五月二十三日將晡而端座而逝年九十歲、貴介達官、識與不識、共無不哀惜焉、斂了葬其處、其地村民、會葬者百有餘人、其平生之惠之所及、不言可以知焉、門生等、來告而請誌及銘不佞、不佞忘年之交數十年、所何敢辭、涕泣筆之且係之以銘、

銘曰 有器識 居林樾 安義節 泥蟬冠 懿哉德 天地寬

寬文十二年夏六月日

○鳥羽戀塚の碑銘

鳥羽塚戀者、文覺為源渡妻所築也、初藤盛遠、阿彼婦而無道劫婦之母為媒徑、母呼而告之、婦念不聽則殺母不孝、聽則棄夫不義、噫不孝不義、吾生不如死、欲以身當之、乃伴諾曰、請失我夫而後可以從也、一夕在閨新沐而臥者即是矣、開戶而待之、盛遠約去、

婦還設酒與源波相獻酬、使臥於奧、婦自沐圍、夜闌
盛遠果到、斷頭持去、黎明視之則婦之首也、盛遠甚
哀即爲僧、所謂文覺是也、其後在高雄、遙望埋婦之
處、名曰戀塚、世俗所傳蓋如此、嗚呼婦孝于母、義
于夫、節于其身雖丈夫不過此也、長安大昌里之節女、
同日之談乎、秦之懷清臺以貨、淮之漂母墓以恩、胡
地之青塚以怨、何足比之哉、曹娥之孝、漂水女之貞、
甚碑其名、今不泐、此婦之名又然乎、彼之戀之者、
在色耶在節耶不可不擇也、浮屠之有塔銘、猶如碑碣
也。

銘曰 吁節婦兮 惟孝惟義

石可泯兮 貞名不已

往歲賜長岡、以爲我采邑、其所隸之鳥羽里有戀塚古
蹟有名無表、尋其所由而知文覺之發意、聞節女之孝
義、不可以無表也、於是刻石築塔、聊記所傳聞以垂
于不朽云。

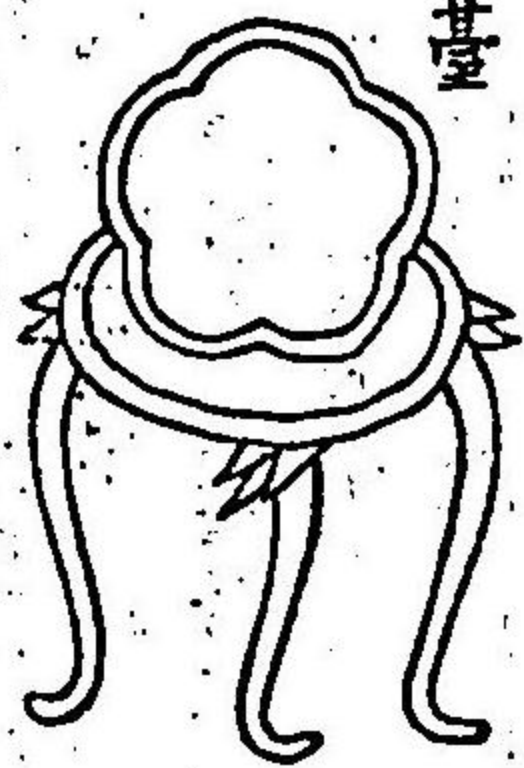
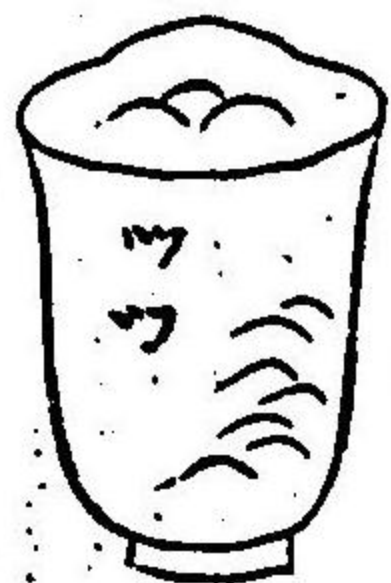
正保四年十一月二十九日

日向守大江姓永井氏直清

立

○泔杯ツキ

右皇太子御元服之時用ユ、西宮記北山抄江次第等
具式ヲ載
東海平維章云
有章公元服之時至ク 皇太子御元服ノ禮ヲ行フ近
衛太閤ト新井筑後守相議シテ
天朝ノ禮ヲ東武ニ用ユ
覃按 泔杯ハ林春齋
嚴有公御元服記ニモ見エタレハ、代々將軍家御
元服之節用ヒント見エタリ。
○細川越中守殿中變死
延享四年八月十五日
今朝五ツ時過大廣間に手負候もの有之由御徒目付御
目付部屋迄欠付申開候に付部屋に有合候者不殘早速
驅付罷越見申候處大廣間北之御縁に手負之者罷在候
得とも惣身に血多く付誰共見分不申候間相尋候處細



同臺

川越中守之由抄扱仕候に付相手之儀相尋候得共見覺
不申上下着候男之由申開候に付大廣間之小使所共外
所々相尋早速御醫師外科取掛於中之間養生仕候將又
相手尋候内脇差拔身にて小使所に捨有之雪隠に隠れ
罷在候に付御徒目付御小人目付附置御目付も差添罷
在候名も承り候處板倉修理之由申開候其後何れも立
合修理へ様子相尋候處誰共不知小使所へ罷越候男脇
差拔候様に見請候間扱合切付申候其以後之儀は一尙
覺不申疵付候儀にて御座候間難相立存懐中に有之候
はさみにて髮切雪隠に罷在候脇差持居候てはいか
と捨置候由申開候亂心之様に見へ申候蘇鐵之間小部
屋へ入置御徒目付御小人目付附置申候

卯八月十五日

- 石川 土佐守
- 水野 對馬守
- 中山 五郎左衛門
- 神尾 市左衛門
- 土屋 長三郎
- 横田 十郎兵衛
- 菅沼 新三郎

- 一 首筋除横七寸程
- 一 左肩七寸程
- 一 右之肩五寸程
- 一 脊中右脇より左の脇腹迄筋に壹尺五寸斗一ヶ所
- 一 左右手小疵
- 一 鼻と耳除
- 一 頭に小疵
- 右之通に御座候以上

疵の體

- 一ヶ所 八木十三郎
- 一ヶ所 松前隼人
- 一ヶ所 中島彦右衛門
- 一ヶ所 加藤喜左衛門
- 一ヶ所 本道
- 一ヶ所 田代宗仙
- 外科
- 一ヶ所 古田林甫
- 一ヶ所 會谷細廣
- 一ヶ所 増山養市
- 一ヶ所 五ヶ所
- 一ヶ所
- 一ヶ所
- 一ヶ所

本道四人

右之通に候間療治相加へ申候御番醫師外科申聞候以上

大目付
御目付

板倉修理

右は水野監物(三州岡崎五萬石)へ御預け 仰付候私共立合監物へ引渡家來共請取中之口より平川通り駕籠にて無別條御門差出申候依之申上候以上

八月十五日

御目付

大目付

板倉修理

去る十五日於殿中細川越中守爲手負候亂心とはいへとも右手疵にて相果候依て切腹被 仰付者なり

板倉修理切腹之節役人付

先立

留守居 岩崎彦右衛門

下立 奥山三平

夫竹漢治

白根昇風立引廻し切腹相濟取付廻仕候

三島太左衛門

中村多門

用人 山田左次馬

跡立 五十幡萬右衛門

大小姓 鈴木又八

内藤清左衛門

岩崎小源太

大竹豊治

無地麻上下

切腹場へ修理差添罷出候

小脇指のせ候三方持出候

介錯致候者刀斗持脇指は差置候

給人 吉田彌五右衛門

平島文治

水野對馬守

稻本阿波守

檢使

折を考へよき嫁あり、聲も正敷有りと語りぬ、宗古

夫は然るべし、萬端半右衛門に頼入よろしく御身に

任せ侍るとて喜悅しぬ、左あらはく能くうけ給はら

むとて、五六十日宗古が家へ來らず、宗古はいかゞ半

右衛門被致候哉、久敷音信なし若みまかりし事もか

たと案じ煩ひ、家へも人なんと越し侍れど、前住ぬ

る家は住まず、知らぬ人のかはり侍る、いよく心

元なく過しに、六十日斗經て半右衛門來り、數々の

物語りして、扱兼々仰の如くよき嫁有之姑へも語り

侍りぬ、先にても一段とて悦びぬ、さらは結納越さ

るべしと申、宗古差當いかゞと思へとも、半右衛門

けしきいなみもあらは打果すべくも見ゆる、宗古心

に思ふやう、結納は互に聲の家、しうとの方も能聞

て、互に内證を知り合ふ事、天下に通事たるに、さ

もなく結納唯今越れよとの事、扱々心得なく、殊に

宗古といはれし者、卒爾に嫁取りしなんとの沙汰

も耻し、又いなみもならず、奥に入内方にかくと

云、此上は是非なし、嫁をとりてから又は此すへ家

を潰すといふとも、宗古の家運是迄なり、我又半右

衛門久々入魂し龜末の者と思はず、萬事頼入其許次

八木十三郎

御徒目付

伴勤七

小知藤右衛門

村山金三郎

伊藤新六

御小人目付

六人

五人

右之通より外此場へ出候役人無御座候

卯八月廿三日

○祇園可音物語

半右衛門は大石氏の家來なり、大石忠臣を離して、正戸寺院にして忠死の後は離散して沙汰止みぬ、茶屋宗古斗らす半右衛門浪人にて入魂して、五六年内外むつましく語り侍る、或時宗古嫡子に嫁取り度おもひ侍れども、歴々は聲のいたみ、大名の末娘、旗本公家はらも私事なればこし侍るべし、併内所ののそみは筋ある者の娘嫁に致し度と折々語りぬ、半右衛門尤なり、よろしき事あれかし聞立つべしとて、

第と云しは無念なり、是非なき事ながら半右衛門に
随ひ申さんとて、のし一把杉原二帖へ半右衛門に
渡す、半右衛門請取一段めて度結納是にて萬事事
濟、明後日御婚禮有べし、明日道具越し申べしとて
歸る、宗古いよ／＼案じ、歸路に人付見せぬ、半右衛
門家に歸り、御姫様今日結納持參致し侍ると悦ぶ
聲聞ゆ、物見の人もあやしみ、宗古にかくと告げ
ぬ、扱翌日や、たそかれになれば、道具數々に長
持三十棹、其外數多にて人數三百人にて夫々上下着
たるおとなかしづき半右衛門重の人として來りぬ、
宗古昨日の結納疎かなるにかわり、美々しく燈し百
程丸の内に二つ鷹の羽付たる紋提灯燃し來りしゆ
へ、おどろき俄に夫々申付懇應致し壽き、扱々半右
衛門に祝詞越したるとも取らし、其外にこそとらす
べし、しかしさしつけこしたらは、しなとるまじと
て、道迄釣り臺にかす／＼鳥目壹人に三百文の積り
重立たる人へもこがね送り侍るに、半右衛門じぎ申
皆々は日雇にて侍る、今日雇侍るに日用の心に叶
ひ侍る程とらせぬ、御心入過分とて返しぬ、宗古
前とは違ひ道具數々越したる事男はいか／＼と案し

ぬ、内儀思ふやう、定て宗古家は代々分限とて人も
知りぬ、盜人の同類にせんとてまひ越したるか、又は
今夜忍び入爲に長持に人を入れて越したるにやあら
ん、重き長持明て見ん、まづ／＼用心然るべしと
て、突棒などにてかためぬ、重き長持合ひ鍵にて
明見れば夜着二つに底に掛硯二つあり、重き四五百
兩も入たると覺ゆ、いよ／＼今の長持斯なん有りけ
れば、宗古いか／＼と思ひぬ、翌日祝言とて夫々の役
人ちまたよりも人集り待居る、宗古みめあしかりし
俤ならば玄關にておろし返すべし、乗物玄關にてお
ろすべしとて申付侍りしに、鉄箱一つ挑灯二つ乗物
に半右衛門下女三人付來りぬ、玄關にておろし、是よ
り御越しと申ぬ、綿ほうしもと奥へ通りし姿類ひ
なふけたかく、なまめきたる事いふに及難し、宗古夫
婦安堵の思ひをなし、別してめてたしとて半右衛門
も悦び、婚姻の禮式整ひ半右衛門歸りぬ、宗古いよ
いよケ様成るにしうとめの事知れず心元なし、定
めて今夜は舅の方へ歸るべしとて人を付越しぬ、
寺の内を通り前の家にかへり家の廣々敷座敷もあ
り、前に物見したる遠ひなき家なれば、何卒して家

の近くへ寄見んとて、勝手の壁の際に穴を明けて伺
ひ見るに、半右衛門殊の外悦び、さて一段の首尾
なり、皆々酒呑めとて悦び寺の住持をよび酒なんと
振舞ひ返へし、召遣ひも心よけに寝入りぬ、半右衛
門も上下給のしめの儘にて寝入り、夜の入つ時分と
思ふ時、半右衛門起き召仕を呼、夜や明ぬ起よ／＼
と呼べとも、宵の酒にてねこみて起す、半右衛門打
火取出し、打付け燈明燃し位牌に向ひ拜禮し、私御
姫様を御預けゆへ空敷御供をも仕らす、無念ながら
今日迄存命しぬ、もはや年月の大望遂げ思ひ殘す
事なし、いさは迄なり述、押肌ぬき刀抜き心よく殉
死しぬ、物見の者おどろきささき召仕も騒きさまよ
ひぬ、物見の者歸り宗古にかくといふ、宗古おどろ
き嫁に問ひ侍りしに、よめ扱々不便に侍れども兼々
左様の心底なり、耻かしながら私は大石内藏介娘な
りとなげきぬ、宗古半右衛門が忠義を感じ、其寺
の内によきにとふらひ、住僧も忠義を悲しみ法事な
んとておさめぬ、かくの如く上ミ直ければ下義な
りと云ふ言ふの葉に叶ひ侍るとなん。

寶永六丑四月上旬開書なり。

藤枝外記變死
天明五巳年十一月晦日

出羽守殿榮阿彌を以御勘定奉行え

高四千石 藤枝外記
右外記變死に付知行上り候間可被得其意候

武州埼玉郡八ヶ村高三千石余

御代官布施彌一郎御代官所え入

相州三浦郡貳ヶ村高千石余

同江川太郎左衛門え入

○與清濱臣和歌狂歌

文化十二乙亥三月六日天晴和暖筋遠御門の外通船屋
敷高田與清松の屋にて曾我物語を讀んとて、午の刻
過る頃行く、惟園岸本由豆流も來れり、兼々約せし
山本正臣申の刻まで來らず、あるじ酒を進めぬる
に、如亭天民松郷など來れり、けふは天氣よければ上
野の花見んとて天民松郷惟園など俱して上野に行、
道にして清水濱臣にあへり、ともなひて清水の元な
る松原に遊しきて酒汲、天民對花不飲花應笑と云句
を出せり、予是に就て一止干戈二百年と云句をつく、
試に起句系句をつくべしと云に、天民五雨十風春暮

天五風十雨を五雨十風とは 予班荆無處不開筵と付て絶句とせり、天民云、結句のことくしきには此起句にあらされは連続せずと自讃せり、や、有て天民はあすの曉此地に花を見る約あればと辭し返れり、松の屋濱臣惟園松郷ともに蓬萊に入て酒をのみ物喰ひ、あたり近き唄婦をよぶに、樂といふもの來れり、此女歌を乞

らくくくと世を渡るへき瑞相は予耳か大きく色氣たつぶり松の屋

濱臣松の屋は和歌の事につきて近來不和なるよし、けふは花の本にゆくりなく相見へしかは、中直りせんにはおの／＼おのはしめをくらべて、大なる方を勝と定めんと興しければ、歌ひめに糸ひかせ惟園を角力の行司立ものにして扇を開て左右を合せしに、濱臣のもの太くたくまじきに勢ひを添て出しければ、人々の目を驚かせり、松の屋もおさ／＼おとるまじきか勢ひなくなへ／＼として出せしかは劣りて見ゆ、人々めてくつかへりてとよむ事になん、鳥羽僧正など書る繪巻物見る心地して古代なる戯れ、今の世には有かたくなん覺へし。

松の屋の松茸よりもさゝなみや

志賀の濱松太くたくまし
と心のうちに思ひ侍り、酔心地のまゝかたまに乗りてかへりぬ。

○近衛左大臣の歌

文化十二乙亥五月 近衛左大臣殿より日光の山の梅櫻を押花にして 御臺所に參らせらるゝ連

旅衣分つゝ行は梅櫻

春は山路にまた残りけり

御返し

旅衣かゝる山路に梅櫻

君かためにそ猶残りけり

御臺様よりは水戸より螢を取寄せ玉ひて送らせらるゝとて

珍らしき光ならねと時をしる

淺茅かやとの螢也けり

御返し

言の葉に玉さへ添て贈り越す

螢はやとの光也けり

同年同月近衛左大臣基前公田安へ被爲入候とき御相

伴白川老侯の山田安に二御當座の歌

近衛殿

なみならぬ深き恵みを池水の

心隔ぬまといひにぞしる

樂翁定信

漣の糸の今も絶さて千代の數

返して結ふ契りとぞ思ふ

○うんすんかるた打方

第一 うん 五枚 布袋 福祿壽 大黒 恵比壽

達磨

第二 一す ん 五枚 唐人の黒冠するもの皆すん也

第三 一そした 五枚 異國人のこときもの 二枚不足

第四 一ろはい 五枚 飛龍のこときもの 一枚不足

第五 一こ し 五枚 武者の如きもの腰をかけし體

さりと云もの一枚不足

第六 一馬 六枚 共に馬に乗る體也

第七

一花

九枚 棒の先に花の付く體也るはいに花より打出す一枚不足

一ぐ る 九枚 太鼓の模様付也ぐるのうん太鼓に達磨余は是に准す

一おふる 九枚 壽也前同斷如此者おふるのうんは恵比壽也前同斷

一こつぶ 九枚 寶包みの如きもの也こつぶのうんは布袋也

一劔 九枚 利劔のもよふ也劔のうんは福祿壽

一劔 九枚 利劔のもよふ也劔のうんは福祿壽

都て丸きものは數すくなきをよしとす、長きものは員多きをよしとす、惣數七十五枚内四枚不足

打方は先札を合せきり交て、三人にて打は惣札の内より壹枚取て是を中へ置、跡を三人五枚つゝ順に配り、末に成壹枚か貳枚餘りたるを別

にのけ置、是は捨にして用ひず、扱初に壹枚取て置きし札、譬へはぐるの六なれば則三人のもの何もぐるの付く札を人に見せず取よけ置、是其番の來しものと云ひて尤大事にすへきもの也、是は惣してうんすんの順によりてうんにく

るの付けるのは第一番のよきものにするゆへ也、ぐるをとりわけ仕舞、夫より打かゝれり、第四番のろばいに花の付しを持し人より打始る也、打初ると云はろばいに花の付し札をもたぬ人先何にても手にある軽き札を兩人とも出す也、さて貳人出し札たとへは花の三を壹人出し、壹人は劔の三を出すときは彼のろばいに花の付し札ある者の手より長きは數多きをよしとすれを打て手前へ取、其五の札を上にて置て膝の前には劔の五置なり、夫より右にすはりし次の人又打也、其打方はみな同じ、何れにても長きものは數多丈にて取、丸きものは數少きにて取なり、夫より段々札少なくなれば、彼の初に除け置しぐるの付たるを出して打也、是はぐるとうには勝まけなければも外の札は續く物なし、其打さすと云事有り、さすとは壹人人物鳥か虫の類を以て伏せ置、其次の人唯の札を出すは捨と云ひて、初手より捨てしもふ也、劔の札などにては逆も取事ならず、今壹人は手に有處のうんより馬迄の給の付たるを以てさす也、向ふの人第六番

めの馬を指せは、此方にて其より上の五番めのこしをさして取る也、其順にてうんを指せは是に勝るものなし、かやうにして皆取仕舞、一番多く札を取し者勝となる也、其札の取方指方に大に上手下手ある事なり、又最初壹枚取おくれ、若しうんより馬迄の札なれば余りよき物ゆへ益なき事なれば、又願より五枚つゝも取て切り直し、其中より壹枚置く事も有り、又棒の五丸の五丸の四棒の六にて取る也、又棒の九九の四取處也。

又古き書付添壹枚有之うんすんそうたきり馬虫右の外は棒はあれとも數多き方へ取申候丸きものは數少き所方へ取申候残りをおきと申候おきに御座候虫を持し者より打出申候おきは互に伏せ候て指申候おきをたかひに指候ても人の付候方へ取申候人にもをきにて御座なく候へは丸きものにても棒にても其時々のおきの方へ取申候何れにても繪の付次第互に指にて勝負致し候

○享和四年大小
享和四年二月十九日
收元文化

大小 米千俵有内壹俵は太郎稻荷へ奉納殘米九百九十九俵享和四に除して小の月を得二四九又大の月奉は跡先夏は未秋はなかに冬は殘らす。

○宗門の訴
同年正月未築地門跡御堂へ京都より百五拾人斗り來り訴ふ、宗門の事なりと云、脇坂淡路守掛りにて頭取の者入牢せしゆへ漸事鎮りしと云ふ。

○越後一本木温泉錄
文政三庚辰年八月越之後州一本木温泉碑越後國頸城郡有地曰一本木新出温泉其水發妙光山高田城主神原遠江守改命工鑿地以延温泉以文化十三年丙子秋九月而成衆民賴焉其地南障群山北臨大海蓋一郡之勝賞也銘曰五材運行一本之椎木生火其水斯煩有取乎佛温湯可伏遠近歸之以浴以沐百痼可除群黎可育天之所關永賜景福

文政庚辰仲秋 江戸 南畝大田覃撰
民草をめぐむころの一本木
もゝのやまひも除く温泉
蜀山人

○武州揚尾宿敵討

文化元子年三月十三日夜七つ時

討手 武州高麗郡高萩村田安御領 富五郎
敵 武州川越赤尾村出生無宿 林 子廿五才

右武州揚尾宿旅籠屋清右衛門宅にて討申候此處は御代官淺岡彦四郎支配所也富五郎父庄左衛門は戌年御代官伊奈友之助支配所川越大塚野新田にて林藏爲に討れたる也。

○大傳馬町煙管屋娘怪異
文政三庚辰年七月六日に大傳馬町升屋と云煙管屋の娘、無筆なるが祐天上人の靈のり移り給ふとて名號を書す見るに

南無阿佛修佛 祐天 丑
と書し、彌陀の二字を書替しはさすかに佛號を憚りての事と思はる、茂林寺守額の類なるへし、予に歌を乞ふまゝ書て遣す
祐天の乗移りたる名號の

光りを身たの二字にこそしれ
通町の紙屋にて唐紙二本ばかりひさぎしと云、娘快

氣して後其事を問に知らず、本より物書く事なし、又祐天寺へ承り合けるに、あの方にて何のかわる事なしといふ。九月九日に忽然として髪脱落せしと云

○白氣雲出

享保四年子二月十七日四ツ時頃南西より東北に當りて白き撫雲出る、天半をかへしさまめつらし、雲より朝日のもれ出しけしき去年五月五日の夕へよりけやけき方也。

○文政庚辰年の流言

文政三庚辰年二月、此頃の諺に、いつも御わかひと云詞流行也、但此頃の諺は西城にて御痘瘡ありしゆへ、御側のもの皆赤き服を着たり、いつもお赤ひと云しに始るとぞ、御醫師部屋にて云出せし由、尤此語は全浙兵制附録日本風土記等に千首萬歳の千春萬歳の華蓋は云々、長比少年の通國俗語也、又木挽町芝居四月はめ詞に、いつもお赤い酒きけんといふ。

○大火手紙の文

文化三寅年三月四日大火之時
以火札致頼焼候先以其御地御火門中被成御捕彌

御半焼之山大變至極奉損候次に此方火内何も無夜着辻々能在候乍恥かし御心細思召可被下候扱々此火鯛幾口数々火の子一袋不祥之至に御座候得共時節到來候に任せ身上痛み候猶以期火面之時候向後貧乏

寅三月四日

牛町

火之元兵衛

江戸町右衛門様

人々遊給へ

○長鬚會

文化十癸酉年五月江戸芝愛宕山にて長鬚會あり、會主は秋田信濃守侍醫大關大中此者遊歌好にて遊歌社中にて大關所々鬚有る老父を集め、傍ら書畫をも興行致候處、人情は皆同じ事にて、定てみなじ、むさき事ならんと存候や壹人も参り不申候由、此日揮筆候ものは新橋の狸源十郎斗と申事なり、鬚一ト筋ツ、取て愛宕山へ埋め棹を立る由の事也と、西久保光明寺雲寶上人の咄し也。

芝愛宕山開帳本尊將軍地蔵 五月某日長鬚會
催主大關大中所詠歌一首

七十に三とせの花を咲そへて

又な、空の月を詠めん

○田安御殿のくせもの

文化元子年三月末田安の御屋形殿の御居間近く忍ひ込候者有之召捕候處田安新組の由御居間の庭に居候間何者と答候へは松平源介と名乗りし由塀を越へ逃んとせしを添番の者捕へし由直に町奉行へ引渡せしとぞ。

○樽屋與右衛門頼滅

文化十一甲戌年十二月廿九日曉町年寄樽屋與右衛門於淺草別莊頼滅自裁せし共云同日夜淺草西福寺に内葬翌年乙亥正月十四日の夜ひそくと葬式有之觀光院信譽不退信士樽氏去十二月廿八日に西福寺へ参り役僧眞我と申者へ金十五兩附屬致候由祠堂金の心か外に山の手に住候僧にも金五兩頼み遣し又は晦日には歳暮寺参り可致と申 御宮へは参詣不致候由其翌日曉頼滅也眞我は樽氏の知己にて殊の外力を落し當正月十四日葬式濟候て翌十五日頼滅致し候由奇事と云へし徳本上人十念の席へ樽氏も三度参候得とも間違候て樽氏へ十念を授不申由此外色々奇事有之妾宅も所々に有之

田原町に住候元よりの妾おみつ年頃貰ひし衣服金貳百兩を持出賦金の償ひにせんと願ひしを、市令も奇特の事也とて金をは取上衣服は其まゝに返し被下しとぞ、薬研堀の妾おこんは生れ付き嫉妬深く、一夜にても來らされはやかましく云しか、此事起りて衣服調度悉く隣家富本豊前太夫か許へ預しに、隠密の者は是を聞て即時にみなく封印を付、金七百兩も上え上りし由、餘りに衣服夜具迄も隠し仕舞しゆへ其夜は貸夜具をかりてねしといふ。

因是道人

大樽酒盡小樽愁、爲過歌聲蝶舞休、三十餘年春不絶、始知人世有凉秋。

五 山

樽倒千人笑。樽起千人擧。一顰迎一笑。誰是置樽人。

○繪本太閤記絶板被仰付
文化元子年五月十六日繪本太閤記絶板被仰付候趣大坂板元に被仰渡江戸にて右太閤記の中より拔出し錦齋に出候分も不殘御取上右錦齋書く北川歌麿豊國なと手鎖板元十五貫文過料のよし繪草子屋えの申渡書付有之。

○御代官御下金

文化十二乙亥正月御代官え御下ケ金書付寫	一金貳千兩	寺西	一金三千兩	大岡
	一金貳千兩	重田	一金六千兩	阿久澤
	一金六千兩	江川	一金四千兩	鹽谷
	一金四千兩	多羅尾	一金三千兩	吉岡
	一金六千兩	川崎	一金七千兩	男谷
	一金壹萬三千兩	竹垣	一金三千兩	岸本
	一金三千兩	吉川		
六萬兩				

○御勘定奉行より村觸
文化元子年九月廿八日御勘定奉行より村觸
鐵炮 壹挺 但玉目二匁八分

右者田安領處武州多摩郡二股尾村百姓藤兵衛預居候處當七月廿七日夜被盜取手掛りも無之由に候條右鐵炮當時所持之者及見聞候は、鐵炮は勿論其者共不取迹様其所に預置右を役所へ早々可申出候若隠し置外より顯れ候に於ては當人村役人共急度可申付者也。

○留守居御仕置

文化十二亥年正月諸侯留守居五人共風聞不宜候旨に付役義取放し國許へ可遣旨被 仰付牧野備前守殿御差岡大目付井上美濃守申渡

立花左近將監留守居

西原 新左衛門

伊達遠江守同

櫻本 逸平

相馬 同

岡田 半右衛門

此外二人名欠

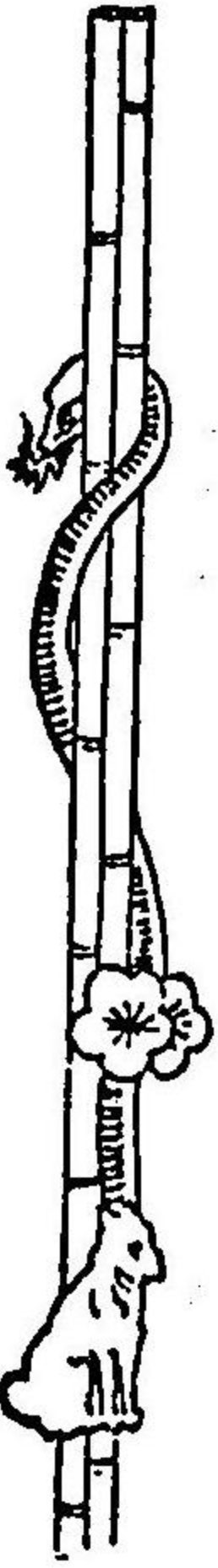
○佐渡御廻米燒火

同年五月朔日佐渡より御廻米を積候船伯者の沖を過候時雷なりニツまで船の中に落しかは即死二人其外怪我人多く御廻米は悉く燒失しと云。

○龍虎梅竹の杖

文化十二乙亥年四月廿五長嶋老侯増山河益六十壽筵に

て珍敷杖有之唐物にて龍虎梅竹の形を彫たる古き杖也尤壹本にて彫申候



○御神忌濟殿中文第

文化十二乙亥五月日光二百年御神忌濟

朔日	御對顔	二日	御返答
四日	御能	六日	御能
七日	蹴鞠	十一日	管弦
十三日	御能	十四日	舞樂

○中山大納言一件
寛政五寅年三月七日

評定

正親町大納言殿

尊號御内意一件取斗不行届并此度下向之上御尋有之處失體之義不束之取斗御役柄別て不行届之義被 思召候依て逼塞被 仰付候旨

議奏

中山前大納言殿

尊號御内意一件取斗不行届此度下向之上御尋有之處不束之御答并輕卒成取斗其外失體之義に候

義共不埒に被 思召依之閉門被 仰付候旨
右寛政五丑年三月七日於江戸月番御老中戸田采女正宅同席列座松平越中守殿被仰渡候高家并三奉行大目付列座

但即日傳奏屢敷引拂禪宗青松寺え罷在二兩日中に發足被致候様是又被仰渡候

訂半日閑話卷之九

○狐狸要鍼醫

東都日本橋有一醫者、稱大場、檢校善鍼術、一夕有人、齋肩與來要之、昇至一官家、老婢出接、延之房闈、長廊透迢、可數十步、如病者有狀、就而捫腹、則毛蒙茸矣、醫驚而怪、放爲失手者、而觸其面則獸噪也、始省非人類也、因任其請、下鍼於腹、及唯者各五十、醫戰栗請歸、乃與送歸舍、無復他異、蓋狐狸識鍼術之妙、誘以治其疾者、寛政七年事。

○移梅得鯉

書院板谷慶意、文化癸酉仲夏移栽盆梅、根有一物色黑頭之爲鯉魚、掉尾揚鬣、怪投之水、則圍々焉、恐是蟄龍、放之赤坂門東城池、此樹七八年前豫松山侯所賜者。

○老媪入室

東都二番街、大番衛士某家婦坐一室、忽有老媪、踰牆而下、徐而就階、面貌可惡、手足太瘦、婦愕然云、汝何爲者、曰、飢甚、敢來乞食、曰、所嗜者何、

曰、不心擇也、所惡者抹香耳、既而上床、扼婦喉、婦發聲呼婢曰、持抹香來婢目不見媪、謔詛不進、婦叫愈急、乃燒香、媪失其貌、婦幸得免。

○畦雲道の記

畦雲道の記は誰人の作れるといふ事を知らず、寛文九年己酉三月三日に伊勢國を立て武藏に下り、其明年の五月に又西國へ歸れる程の道の記なり、其人元は江戸に生れし人の國の守に付て伊豫に行、亦十五年過て守につきて故郷に來れるよし見へたれば、仕官の人にて然も賤しからぬ程の人と知らる、惜むへし其姓名の詳かならざる事を、一日道の傍の書賣る處に求め得て、讀て古をしたふ心限りなし、過にし年を數ふれば今年百七年に及へり、斯いふもいつしかの時か昔しとなりてん。

安永四年乙未如月朔夜燈下に記しつ 朋阿彌陀佛

○千首和歌草

松蔭日記作者

藤原町子文

少將君千首和歌讀ませ玉ひける頃、自らも御題給は

りぬるに、いてや山の井のくみしらぬみちにしあれといひ侍らんもさすかにて、心はつくは山しけき言の葉も分見まほしければ、ひとつふたつひつ、けて十はたもいをと數へ行まゝに、しのたの杜の千枝の數みちぬれば、今は下葉の露のおき所なくて、天照らすおほん神にやおさめ奉りてましとおもひ侍りぬるを、まつ此のせもの大なこんの君の御許へ遣はしたるに、左は院のみかとへ奉りなは奉納の心さしにも何かはとてなん遂に奉り給へり、かけまくも賢しき御心には賤しきをも棄させ玉はぬならし、こよなうゑいかんありて頓て官庫に納るへきみけしきになんと傳へ玉ふ、かしこさも恥かしさもいはん方なし、斯て大納言の君東へ下向の序てかゝるめいほくのいさゝかするし侍らぬ事せちに申侍るに、かへり玉ひて後奏し玉ひけんかし、亦く仰事有て千首の中宜しき歌五十首おまへにて撰させ玉ひ、女の歌には珍らしく殊更に感せさせ玉ふといふ事を、新大納言の御つほねより奉書をもて傳へ玉へり、今そ何につゝまんから衣かへすゝあふきても尙かしこかりける事なりけり、昔し女の歌の世に聞

ふる例し伊勢小町なとをはじめて、さまゝにおほかめるを、みつからおほけなく思ひかけしにはあらて、月光の折にふれたる情見すくさぬ斗は見にくき人のゆへをまなひていよゝをのれを知らすとか濱千鳥跡とゝむへきふしもあらさめるをおもへすかすみのほしの春の光をうけて、谷の下草世にあらわれよもきかもとの虫の音、雲の上まで聞へ上つれば、遂に呉竹のよを經てくちすあめなかくつち久しく止らん事まで誠にはこやの山の月あまねき御代にあひ、千とせの松の色かへぬ木かけに隠れししなりとそ、時に寶永はしめのとし霜月中のこゝぬか藤原の町子かしこまりて是をしるし侍りぬ。

千首 朱點の題は勅撰五十首なり

立春霞

立そむる春のしるしの色みへて

霞ほのめく四方の山の端

折梅

心なき風にちらはと思ふより

おしみて手折梅の一枝

岡早蕨

百草はまた色わかき岡の邊に

折とるはかり燃る早蕨

見花

立なれて猶見るからに花もまた

あかぬ心の色やそふらん

關花

戸さゝねと往來とめてあふ坂の

はなや關もる春の旅人

禁中花

八重にまた今一しほの色そひて

雲井に匂ふ九重の花

殘花

春深みみとりをむすふ木隠れに

一花残る色も珍つらし

暮春鐘

入相の鐘ひききてとまりぬ

春の日數もけふそつきぬる

雛卯花

白妙に見るもくまなき卯の花の

まかきは月の光ならねと

人傳郭公

ほととぎす我待かねし一聲を

人傳にさへ聞もうれしき

曉時鳥

いつも聞く鳥の音ならて曉の

空にめさます山ほととぎす

夕時鳥

ほととぎす物思へとやたそかれの

雲のまよひに鳴すて行

橋五月雨

けふいくかふるの高橋水こへて

わたり兼たる五月雨の空

七夕霧

まれにあふ星のちきりの中空を

立な隔てそ天の川きり

庭萩

吹風のそよと音する夕より

秋をまつしる庭の萩はら

夕虫

人はこぬゆふへもおのが名に立て

他にたへすまつ虫の鳴

山月

半天に見るかけよりも雲分て

いつるにあかぬ山の端の月

聞掃衣

聞わひぬ秋もふけ行夜もすから

あはれ礎の風の音つれ

菊露

年々に咲そふ菊の上露は

千々の形見の花の數かも

尋紅葉

秋の色にこゝろを深く染しより

山の紅葉を尋てそ行

九月盡秋

明てまたきのふの夢と覺ぬらし

今よひ一夜の秋の名残は

野霜

露に見し草葉は枯ていつしかに

おく霜深き野邊の淋しさ

瀧水

吹おろす風のこほりのむすほれて

みたれもやらぬ瀧のしら糸

田氷

淋しやあせこす水も此頃は

氷にとつる冬の小山田

夜千鳥

深き夜の月かけさえて浪かけに

しはなく千鳥聲の哀さ

夜網代

更る夜の闇路にまよふ身を知らて

守やはかなき宇治の網代木

松雪

千代こめて猶幾としやふりぬらん

積るかうへの雪の松か枝

除夜

更て行としのおいまき夜の程に

またくり返し春をむかへん

寄月戀

わすれめや名残りは袖に有明の

月に見送る人の面影

寄雲戀

頼ますようはの空なるかね言は

人の心の末のうきくも

寄雨戀

ふらは降れこよひの空も頼まれす

人のこゝろの秋のむら雨

寄夕戀

かならずと契りも置ぬ此くれを

まつははかなき心ならひと

寄水戀

底意なくおもふ心をいはずとも

岩井の水の汲てこそしれ

寄砂戀

つきせしな濱の眞砂の敷よりも

わかうき水につもるおもひは

寄柱戀

名残猶身にそふもうきまき柱

たちはなれぬる人の面影

寄卷戀

美やましおしのもう音のことゝはに

寄鷺戀

つかひはなれぬ中の契は

物おもふわか姿とや夕まくれ

寄拔麻戀

よしや人ひく手あまたの大ぬさも

われによるをのあらは頼ん

澗橋

生ぞめて枯せぬ種や橋のはの

色さへふかき谷の下陰

名所野

分行ん董摘にしむらさきの

ゆかりのふかき野邊の萩原

羈中河

おもひ出る隅田川原の鳥の名に

都の空のいと戀しき

山家木

門の杉軒はの松も陰そひて

猶奥深き山の下庵

田家秋

○甲州古鐘銘

甲斐國牧庄法光寺

奉鐘施鐘一口

建久二年辛亥八月廿七日

從五位下遠江守源朝臣義定

又云建治元年乙亥十二月八日

願主比丘尼新阿

當修理大勸進沙彌性光

建武三年丙子三月廿七日

重修理大勸進僧都清尊

貞治五年丙午十二月廿七日

大工道全

○橘千蔭文

橘千蔭か許へ曲庵といひし人か河漏を送りける折の

消息の返しに

さらしなや實に衣更の名にしおふおばすてならぬそ

はきりをしはらくみねは我心なくさめかねつ、きの

ふしも寺へまうつる日なりしか、ひるのあつさに堪

かねて夕さりつかた出行て寺に至れば、腹もはや空

しくへりて、かへさには人しけからぬ茶漬屋へ立も

秋なれや門田の稻もかりそめに

賤か手業のいとまなき頃

閑居懷舊

おもひ出る何をか更に偲ふらん

我よもきふの宿の昔しを

獨懷舊

哀をも知る人あらは忍はるゝ

むかしをせめて語りあはせん

寄浦述懐

人なみにあらぬわか身のもくつにも

願ひをかくる和歌の浦波

元服

こむらさき初もとゆひに行末や

さかふる君か御代につかへん

加茂

まもれ猶めくみも深き鴨川の

ひろき流にすめる諸人

寄鄙祝

民も猶君か千とせを仰くらし

鶴の郡の貢きさへけて

寄らんとおもへとも、天王すゝみ金比羅の腕のほり物まるはたかぬならびをればおそろしく立も寄られず、衣手のひたるき腹を抱つかへりて見れば、おもほへずおやつこさまの父君より寒さらしなをぞ玉はると聞に、心もうき立てやかてうして五六はい唯ゆめのことかきこみてくへは食ふほと、其味の世にたぐひなく覺へつゝ、やゝ人こゝちつきて後、御せうそこを披き見て、かの曲庵の目鼻をどのたまふことのねもころさそれかゝんとそそはきりをかきこむよりもいと安し、御屋の名の曲庵のまかりなりにもそはきりのきりく書てたてまつるべし、といへるされことこの長歌をぞよみてやりける中に、心ゆかぬふしの見へたるは深くおもひめくらさぬわさなればなるべし松屋叢話三篇

○宇都宮鐵卒都婆

下野國河内郡宇都宮驛淨土宗清嚴寺鐵卒都婆



八慈白蓮一時間 支母者四恩之先也已孝者炳現阿字素先圖 三之忌景營卒都婆之治鑄禪智俱入金剛緯 聖容等利先妣之菩提則作召入如來寂靜智 菩提速生九品之御臺乃至百行之源也因茲當一十彌陀之種子三尊之

正和元年壬子八月日孝子此下名ハアルヘシカ消シテ甚シクレバ不考諸佛之昭覽早前六起之法界平等利益敬白

高一丈八寸六分廣一尺厚二寸重五百斤爲七母十三回所鑄也

自正和元年壬子八月至文化八年辛未八月正當五百年

正和時花園院御宇人皇九十四代鎌倉將軍守邦親王同執權北條平高時宇都宮城主藤原公綱〇〇音イノ異體也

梵文ノ書ハシメニ用ル例也飛音カリリ銘文ニ彌陀ノ種子ト云シハ是也三尊者阿彌陀如來觀世音菩薩大勢至菩薩各七消字考素光下ノ色如來下ハ寂字是檢眞言宗菩提心論考苦不明姑爲滅

字數梵文二字漢字百廿七是ヨムヘキト察スヘキトナ

リ其他最下ノ文字若干知ルヘカラス

正寫を造る説

夫石碑の古きは多けれとも、此鐵の卒都婆と云はまればなる物ぞかし、去れば珍らしとて、遠近より當寺に詣て見る人多し、則是を寫すあり、或は寫を乞もあり、又遙に聞て中立を以て求めて賞玩する事、年々に隨て彌増れり、是古鐵の鑄佛と銘の文字の秀雅なるに依るものなり、されども其寫す處は只下の銘文のみにて、佛像以上に及ばずあれは人毎に恨とせり、其故は高さ一丈に餘れば寫す業成難し、抜き倒さんにも長うして大に重ければ輒からず、若倒すとも三尊は高く鑄出しなれば寫し難し、強て寫さんとすれば紙を押破り、況や正面摺寫の法唐紙に水をそゝくゆへに、高低のあるものは其功を遂難ければ、此業に馴れし人といへども終にならして思ひ止る事なりけり、抑此卒都婆を造りし趣意は三尊を旨とせり、然るを銘文のみうつして佛を寫さずしては本を措きて末のみを得しと云ものなれば、本意にあらす、去れ共詮方なければなり、然るに今年年回の因みを幸ひとして、若干の人力を用ひ足代を設けて、

ぬき上横さまに安置して是を寫す、去れ共初めは佛の面相獸の如く形は影に似たり、又は蕙草の様にして正體はなかりけり、然るを心を用ひ紙を費して多くの日數を経て漸く佛の眞形を寫し得たり、實に思ひを勞し工夫を盡せり、本紙を見ん人等閑におもひ玉ふべからず、常には如此する事能はず、時を得されは寫し難ければなり、切文字消て讀め兼しも此度考て記しぬるに付て、此小圖を作れり、其古雅なる事は正の寫を見て知るべし、佛者は禮拜し好事の人は銘文の奇逸を愛すべけれ下略

岩齋逸人誌

十三世晃阿運英和尚回向也

右一枚摺の書物清嚴寺より出るよし、今歲乙亥五月友人岸本権園、日光山に詣てし序に清嚴寺に行て此碑を見しか、南蠻鐵の古色よろしき由、此寺に正面摺の本有やと尋しに、宇都宮傳馬町弓削田屋某と云ふもの墨本を好みて所持すべしと云、寺僧のいふに任せて右の家にて一本を得しと云六月六日所聞

○大石主税刀

西御九御筒頭森山源五郎様より御實名愛久澤六郎直孝盛

成へ被下候御文通之内左之通珍敷御座候間寫上申候

大石主税刀之事委細承度候是は四谷鮫ヶ橋上に居候大番服部富藏と申仁所持にて御座候野翁兄相番にて在番にて素讀杯おしへ世話も致遣候人故雛形の事申遣候得者随分認可差越候元來木曾路を登り候節本山と申立場にて古金棚にさらし有之候を相番竹川内記と申候者金子貳兩にて調其夜泊にて人にも見せ彼是致評議候處何れも半信半偽にて決し難く在番一年立て江戸へ下り御腰物方へ遣し研上たれば見事の物に成たり本阿彌始關の類なるへしと申たる山銘被平行安此咄を御先手篠本初負開て何心なく泊りし時組與力に咄候處與力之内幸田彌五右衛門は射手なれば稽古日に弟子に咄し候處門弟之内竹内八郎と云者松平近江守殿附にて是を聞て甚床しかりて某元來藝州之者にて四代已前は大石と續柄の者にて候掛川も元加古川と申處藝州に有之本藏と申者安藝守家來にて内藏介と其頃近續之者にて候其刀哀れ正眞なるへし一覽仕度物にて候と云たる由此咄しより右刀主税刀に決着致し候事に御座候得者右本山立場に至極古き白鞘物

のて鞘もわれて有之候夫ゆへ拵へは一向存不申候刀に雛形象眼のもやう其内申遣候中ゴニ

此度道途爲儀別贈一腰

大石主税殿

揖川本藏源行國

と有之候金の位は至て宜敷見申候相番其其時の評議も此位の金を遣ひ候程にてよもや山師拵事には有之間敷候されとも此刀かやうに零落して木曾の立場へ出るも合點ゆかすと申候にて皆致不審候乙亥七月朔日池田鈔軒より

○萬事吉兆之圖説

夫畫圖の奇異を發し祥瑞をあらはし邪を避け災を息む事今古擧て數へ難し、抑萬事吉兆の圖の來由を尋るに、唐の太宗の時諸國疫癘はやりて人多く滅す、大一名醫に命して良藥を施すといへとも驗るしなし、一夜夢中に神人を見る、即此圖なり、漢の代に避邪の圖とて用ひしに大抵似たりとて、巨莊と云ものをしつて畫しめ、讚辭を冠せしむ、事不詳合和合王福日追太平錢の二句を傳ふ、關河奥内に畫符を掛けて災厄を免れ、區衛門戸に押て疫癘を除しとかや、爾後端午に是を掛けて艾を懸るに等す、所に聖頭にかけ置は避邪の徳すみやかな

りと云傳ふ、元祿中長崎の譯者揚氏なる者所持せしを、寶永の始井上河内守縁あるを以て送る、河州老臣なる神戸空に賜ふ、其後に同藩の醫永井兵悦に授、後谷中徳則に贈る、其子知剛讓受て次男直三郎に與ふ、此時知剛自筆に記せし來由文虫はみて詳に見へす、今其幸ひに残れ處々を察知して是を記す、直次郎後に高山家の義子となる、養家に齋來て秘藏となす、今重右衛門盛親と名乗て橋府に奉仕す、然るに安永年中一橋殿に披露せしかば、かゝる珍らしき圖畫のいと福をまねき禍を除く例しあれば、珍重すへき物なりとて、松本主税峯盛に命して模寫せしめらる、峯盛は畫家常川峯信か孫也、其頃一橋の館にめて度事重り、殊更天明改元の年、かしこけれと令大君とあふき奉り、西城に移らせ給ひしは、此圖畫表莊のなれるより程近き事なれば、一方ならずもてはやし給ふとぞ、憚有事ながら、世の異説を止むか爲是を記す、それは寛政八年十二月神田橋の館にて、池魚の災ひにかゝりければ、文化五年八月野々山包弘六郎右衛門に命せられ、再び是を寫して奉るへきよし、かの盛親して仰せ事つたへさせしか、

包弘は兼て峯盛か筆意を學ひし者也、則盛親か所藏の一軸を模寫し、包弘もおなじ御うちにさふらんとも、同寮の職にて表方につかふまづれば、盛親して奉めしとなん、其年の暮に今一橋殿宰相に進み給ふ、ひとへに此圖の効驗にもやといと、珍重し給ふ、其頃より盛親か家に在し漢土より傳來の一軸は、深く秘して他見をゆるさず、又包弘か模筆を求めて是を藏す、拜見を乞もの有れば是を披見せしむとぞ、又田安の督の殿よりも命せられて寫しを奉り、是より後は包弘か我にも一幅の寫を留て秘藏とす、其頃玉蘭夫人君より越前侯の夫人貞姫若仰あつて寫を參らす、たまたま望ある人あれ共館にひめ置玉ふ圖畫なれば容易にうけかはす、是よりさき伊賀守藤原定保今左京亮肥前守佐野の義行は從來懇ろに交る人々なりとて懇望にまかせて寫し送りけるか、此ふたりこそ他に書送れる事のはしめなり、はたしてふたりとも程なく撰舉せられ、大衛將をへて郎中令に撰まれける也、實にも此奇特ならめとぞ聞傳へたる人々懇望する事日夜に増長しければ、今は崇信する人々に幸福を治く布む、又廣大の利潤通理の美德ならめと望めるに

從ひ寫し與ふ、去れと百幅を限におもひこめつ、絹地ならては寫さしと定めしも心ある事なり、此神像の服色を陰陽和合に表して其黄に定めしは義行か拙考を用ゆ、さて其百幅を求し人々の性氏には、先福井の中將の君、おなしく少將の君、津山侍從の君、郡山侍從、安部丹波入道、若狹守松前常廣、遠江守桑原の盛倫は速に水の職に進む、淡路守岡野知憐、下總守太田の資源、又根岸九郎兵衛も此圖を得て先鋒の任に昇る、水野中務、菅沼主膳なども忽祥瑞を得たるとぞ、川口源右衛門、大河内善左衛門、阿部勘左衛門、田中市郎右衛門、小笠原平兵衛など望に應し寫し送る、館に仕ふる際は各望に任せて與へしか、或は昇進或は貨祿を得るもの十に八九に及へり、包弘か一族新參中にも兵庫は病災をまぬかれ、一家和順の奇瑞あり、數馬源右衛門丸山勝五郎又おなし、利右衛門は俸祿忽に加増を賜る、其外坂昌永全壯寺法印船橋大宮司木下川の淨光寺杯みな切意に求しゆへに書送たるか、餘姓名別籍に記し留たれば爰に略す、すへて己巳四月五十幅に至る、庚午の今日迄百幅に及しと聞ゆ、去るか中にも館の局袖岡より

傳へて一幅を寫し進す、これはやことなき尾張との奥深き玉たれの中にと、められけるとぞ、又二條左府治孝公よりも老臣河野隼人正して命せられ、久留米の少將よりしも人して望れける、斯く迄ひろまりわたりけるを聞し召れしにや、今年十一月凌雲院大僧正の許より二幅を求めらる、其一つはおほけなくも宮のうち止め給ふべきあらましと聞へたりしかは、包弘か筆の冥加ともいはん、然るに世上に聞及ひ崇信し又は玩ひもの、やうに心得るも有之、畫工をえらます胡亂に書出し、或は猥に梓に上していかめしく來由を附し、人の耳目を偽る、斯さまの疑惑を興さしめ、又異論を傳へ、杜撰に神道釋氏の利益奇妙の瑞相を唱へ、祭禮の式などを教にするものすくなからず、依之甚正しき來由を記し怪有の說話を禦ん爲、事實を述よと理想に號を得たる加賀亭の主人、予かはやしよる徳化をかうふりたるものとて求めるをいなみもせず、蕉中館の南窓の許にありの儘をちひれ筆に記るす、時文化七年の冬十又二月中の五日

佐野肥前守
表行なり

從五位下ふちはらの朝臣

此筆記は猥に人に見せんとにもあらず、加賀亭珍藏の摹寫自筆の一軸に添置き、子孫に傳へて清き事を知らしめん爲のみなれば、憚ある事もあらさず、子孫も是を知らは秘して卒忽の過もあらし、又他に此類有とも夫を破らん用意にもあらず、億説を聞て議論を發し來歴をとふ人に答ふへき手段にはいさゝかまさらんと思ふよしを汲み留て、いろ淺き水くきに染なしけるになん。

○臺灣軍談

臺灣軍談五卷 享保八癸卯清ノ雍正元年ナリ

京

通信作者 上坂勘兵衛兼勝

四條寺町西入町著屋勘兵衛板行ト有
此書康熙六十年ノ事ヲシルシテ詳也、康熙六十年ハ此方ノ享保六年辛丑也、三年前ノ事ヲ如何シテ悉ク知ケル 萍水散人車明序ニ近有海客齋客齋來一書ニ記シ臺灣之變亂ニ甚詳畢今俗解之ヲ以併崎人之所傳直曰臺灣軍記、是ニヨリテミレハ靖臺實錄ノ如キモノニ長崎ノ唐館ノ風説ノ書ヲ取合セテ書タルモノナルヘシ。再按 靖臺實錄ヲ本トシ、一二ノ人ノ風説ヲ加ヘ

判

テ書ン物也、結語ハ全用ニ靖臺實錄ニテ知ルヘシ、此後乾隆五十一年ニ又臺灣ニ事アリ天明六年ナリ 平臺部文 平定臺灣述略ニ委シ。

○素觀道人傳

素觀一阿道人別號梅谷住所多梅樹一因晚年自稱梅谷老隱
安永中辭官參禪ヲ好ミ、北越龍泉團稜和尚相州ノ功雲一山禪師ニ承事シ、得旨ヲノ後猶其他ノ知識ニ參シ、經京洛到江州此ニ留ル事三年、寛政ノ初疾ニカ、リ、東都ニ歸リ牛門外若宮ニ草堂ヲ營ミ、是ヨリ參學ヲヤメ交遊ヲ絶テ塵世ヲ忘レ、獨居長養スル事二十余年、此外余年ナシ、古人所謂得旨之後猶名晦迹折脚鑪兒煮野菜一喫大忘塵世二十年二十年消遣舊業融通宿習以自契所證真出塵之徒也梅谷道人又真出塵之徒也、文化甲戌十一月十九日微意ヲ示ス、廿一日化緣人シカラサルヲ知リ、一喝ヲ唱へ使微厚書ニ廿四日寂壽七十。
七十年來、遊戯忘宗、一朝移步、奈落迦中、阿呵々微塵刹土、隨處圓通、
遺言ニアリ、火葬淺草東國禪寺療道人昔日連塔于此

ても夥敷所藏多く御座候と被存候拙も諸寺院畧中虫干を見度候間今に滯留仕候此地も點茶猿樂のみ流行仕候好事風雅の人は稀と被存候藝者はおかしく掛居候もの多く候間一向何方へも尋不申畫家杯は別て俗氣充滿致居候當春は此地の花を尋候是又妙なり併物見高き所にて時々僧俗男女東西奔走致し花ある處は皆々俗地と成申候此地之事は申上候ては不及存候秋涼を得候へは東還之趣向可仕候先は幸便故寸緒を呈候御地鵬齋先生抱一上人南畝董平天民紹真勸齋文晁諸先生及諸雅君へも乍憚宜敷奉願候無程歸府縷々在面啓候拜具

文化十二年乙亥五月中日

汝圭

慶徳民

玄厚様

再斷順時御安勝御保服可被下候他虎生托言上候

○武藏志料長歌並約歌

武藏志料に係てよめる長歌并約歌

白雲のむかふすきよみむさしなる神の御稜威のある中にかはらぬ色やぬは玉の久良岐の郡都筑ならひやつきく〜に多摩にぬき花橋樹を在原より大川のへにさかへとしまの里にうつしうゑ足立新坐つらゝなすあしの入間をかきわきて高麗てふ郡比企こふりま

ひきませす横見なしはた埼玉に大里にさゝかにはをの男衾の引手をたへつかゝなへつ幡羅榛澤のすかのねの那賀をたかやし兒玉なす春の光のむらはふ賀美の御國のちの木の秩父の山にそは立て遠き筭笠のかつしかのまゝのつき橋つきく〜に書集ひたる人その人

つゝめ歌

武藏野のこくちくゝたちこみ分て

ふりにし跡をつはらく〜に

曾古春名盤

○山岡明阿彌文

乙亥九月十二日唐津藩田口氏彌三郎珍書會にて山岡阿彌陀佛自筆の藏書或は奥書ある書數十部を見しまゝに左に抄出し舊を懐ふ具とす

一翁物語

新見傳右衛門正朝入道法入行年八十一歳にて享保十七子年末秋書集られし書なり

此むた書は昔を語らせて聞たる子供たちへかたりて聞せん爲書集めたるなり

むかし〜あつたことさぢ〜と姥ぢ〜は山へ木こり

にいつたとさ

序

きのふと過けふとくらしよはひ八十に及ぬれば七十年以來世上の事見及ひ聞及ひし誠に語るにてはある

一名所和歌

名所和歌一帖外題先考

清穹院様御眞跡也表紙裏軸は先妣智鏡院様御筆也可爲秘藏

伴宿稱凌明

一筑紫記(筑紫宗久が都土産といふもの若此ものなりや)

つくしのき一卷は宗祇ほうしのかき付るものとして百花庵におさめたる冊子もて寫し侍る然るにこのうちを送りきてとふ宿過る時雨哉と云へる句は東土産にも入たりかの記は宗長の筆たるへきよし既に考へ定めぬれば是も又旁疑ひなきにしも侍らねと外にいちしるき印しとすへきものなかんぬればははらく疑はしきをかきて後の知れる人をまつと云

寶曆十年なかつき

とものすくねまつあけ

一宗甫道中之和歌

元和七酉九月廿二日

一隱岐院百首

御製百首和歌先智鏡院君御染筆也凌明初年以古本遂朱技畢俄覺汚墨不敬停止可爲家藏不可出窓外者也

景輔

伴宿稱凌明

發性院殿御筆有

有六十三才筆

文昭院殿御代

岩瀬吉左衛門殿國廻り被仰付候間隱岐國源福寺にて拜見寫之歸府之後後見せられしに依て又寫之

一尋問抄抜摘二帖或人云陸奥會津土津神社所藏往初明和庚寅春騰寫畢

一勅撰名所和歌集上下二卷者大父發性院君之御眞跡也

寶曆八年戊寅夏五月廿五日

蓋簪樓主人山岡俊明謹志

一詠歌大撰一帖先考

清穹院君御染筆也爲家寶不可出窓外者也

伴宿稱凌明

一自讚歌註

明和の比にや有けん御藏のほとりに侍りし事ありし時道の傍にかや筵うち廣げて出爰に休らひなから見れは自讚歌註とて有を人まねに披きて見れば大和國法光寺のものなるを享保の頃かとうつしものせしよしの奥書あるを思ふに浚明かいたまた生れ出ぬ程の事なれば昔しの世なつかしく何か其人もしたはしさに袋のものにうちかへてもてかへり且よみ且めてつかへりて文庫にひめ置ものならし 浚 明

一佐土名所和歌集一帖先妣智鏡院様御眞跡也被爲家寶者也 於出門外は属大不孝者也

伴宿稱浚明

訂增 半日閑話卷之十

○朝鮮國王李佺奉書

日本國王殿下

上年馬嶋遠勞使府越海修聘良荷善意就傳報憑書賢王光承令諸思篤前好隣好之義定切惟慶茲遣近臣顯備賀儀兼修盛禮士宜甚薄愧欠六弊所冀益固鴻基茂膺休社不宣

天啓肆年捌月日

朝鮮國王李 佺

日本國王源家光奉復

朝鮮國王殿下

維時臘天寒氣迫人茲蒙一封書三官使之温訊一團和氣恰如坐春風中予幸統領日城忽達

貴國修禮致賀若干珍產采納感佩繼前烈篤隣交之良意益切忻慰確約兩邦流慶万代敢勿間澗矣伏冀順時爲國自愛不宣

龍集甲子冬十二月

日本國 源家光

訂增 半日閑話卷之九終

朝鮮國王李 佺奉書

日本國王 殿下

逸聞 殿下祥協熊夢篤生令嗣福祐攸暨洪祚可延舊好之義寔切歡抃茲遣近臣顯備賀儀所以彰累世睦睦之義與同大慶者也土宜甚略庸效衰忱惟冀益固邦基茂迓天休不宣 崇禎十六年二月日

朝鮮國王李 佺

日本國源家光敬復

朝鮮國王 殿下

專价云到舊好益深省書具密賀我有祚胤之慶遠修賀儀其所遺方物如數收之禮意之至攸歡猶甚自撰祭文遣价干日光山敬祀 東照大權現呈親筆之大字備寶鐘瓶爐之供何不答其款誠亦可以感謝其交際恭敬之志永以爲好則不亦善乎价還附土物當依別幅被檢取除希亮鑒不宣 寬永二十年八月三日

日本國源家光

朝鮮國王李 佺 奉書

日本國王 殿下

暫聞 殿下新讚令諸尊安海宇克綜洪祚其有交好寔切欣幸茲遣使臣顯備賀儀此實兩國同慶之儀也宜甚

薄聊表遠忱惟冀益恢前烈茂膺休命不宣

乙未年四月日

朝鮮國王李 佺

日本國源 家綱 敬復

朝鮮國王 殿下

三使遙來交敬愈渥開絨乃知慶我繼治國贈其土宜如數相達款情之至也且聘三使於日光山奉祭我會祖皇考廟想其感格足以怡悅猶山舊章共介景福信使還因寄物產當依別幅被領焉余冀淵諒不宣

明曆元年乙未十月日

日本國源 家綱

朝鮮國王李 佺 奉書

日本國王 殿下

聘問之曠今垂世載繼承

殿下紹有

基圖撫寧方城

休聞所及欣登豈已致慶修睦於禮則然肆遣專价用展隣誼不腆土宜仍表遠忱惟冀益敦舊好永膺洪祉不備

丁卯年十一月日

朝鮮國王李 吟
日本國源 家重 敬復
朝鮮國王 殿下
聘問修好書辭通信就審
起居泰寧寔切嘉慶迺今開誕保前緒以固 邦基仍率
舊章爰叙新惟幣儀既多 禮意愈深所以彰兩國交際
之誼益知永世講信之原也聊將土宜附諸歸使惟冀親
睡無遠休祥可期不備
延享五年戊辰六月日
日本國源 家重
朝鮮國王李 吟 奉書
日本國大君 殿下
聘信之贖一紀有余竊聞
殿下讚承
令緒撫寧海宇其有交好易勝攸登茲修故常遂馳使价
致慶修睦隣誼則然土宜雖薄聊表遠忱惟冀勉恢前烈
茂膺新祉不備
癸未年八月日
朝鮮國王李 吟
日本國源 家治 敬復

朝鮮國王 殿下
信使遐臻聘儀寔盛就審
起居安寧嘉慶殊深方今以承詔前諸撫育群黎仍由舊
典斯叙新儀
幣物既厚 禮意且隆乃知敦兩國講信之意而昭奕世
修睦之誼也言將菲品附諸歸使惟冀永誦障好共奉天
休不備
寶曆十四年甲申三月日
日本國源 家治
○蒲生記
秀郷ヨリ二十代蒲生左兵衛太輔貞秀入道シテ智閑ト
云、延德三年八月廿二日將軍義持ヨリ近江國蒲生卿
領堂ノ御書ヲ賜ヒ、文龜三年佐木定頼馬場美濃守カ
馬場ノ城ヲ攻テ然利智閑ヲ頼ム、舞鶴ノ旗ヲ見テ城
ヲ明渡スト云々、蒲生家舞鶴ヲ旗ノ紋ニ付ル事嘉吉
元年赤松滿祐將軍義教ヲ弑セシ時、蒲生下野守秀綱
將軍方ニテ戰テ利ヲ失ヒ、山中ニ入途ニ迷フ處ニ、
鶴一羽舞下リテ秀綱カ旗ノ首ヲツカミ飛、秀綱ニ從
ヒ落ヨトテ難ナク落延タル吉例トテ、舞鶴ノ左ノ足
ヲサケタルヲ紋トス。

○秀綱

下野守

貞秀

延德年中左京大夫ニ任五十歳ニテ入道智閑江州
蒲生郡日野牧中城主八十六ニテ卒 信樂院

秀行

刑部大輔入道誠宗拾
先父而卒

高江

左衛門大夫入道誠眞清
始小次郎 攝取院 佐々木幕下

定秀 藤十郎左京大夫下野守五十歳ニテ入道誠宗智扶軒秀記
ト不和ニテ合戦ス佐々木義賢扱ニテ秀記ヲ掣トス

賢秀 藤九郎 左京大夫

秀順

音羽左馬突
與十郎仕細川家

女子 秀紀室

女女 關盛信室

女子 神戸信盛室

氏郷

○細井系圖

先祖代々三河御譜代筋也

清康公御代ノ頃ヨリ奉仕スト云 先祖三河細井郷ヨリ出

勝宗 細井喜三郎
味方原ニテ討死

勝久 喜太郎
鐵炮頭

金兵衛千七百石
元和六死七十七

正成

五左衛門學政所 部屋住ニテ召出サレテ下總國行分寺領ノ内ニテ二百石下サル其後和州野領ニテ三百石加増父ニ先立テ早世故ニ三百石召上ラル二百石ヲ正信ニ下サル

正信

喜三郎父家督二百石給フ 御小性組勝久死去ノ故正信ヘ二百石分知ノコト勝吉ヘ申然レトモ其義ニ不及正信怒テ時ノ老中ヘ達ス然レトモ不達上聞寛永十一御社參御供ノ節正信ヘ二百石程ノ御合カアリテ都合四百石ノ軍役サントム時ニ青山大藏大輔組也二百石ノ御沙汰ナシ依之御家ヲ退去甲州ニ移居ス天草ノ亂ノトキ板倉重昌カ手ニ屬シ功有後召出サレ四百石下サル御書院番ニ入寛文十四丸御書院番頭トナル同十一死

正永

五左衛門喜三郎 御書院番 名種有 貞享四隱居 正惟 五左衛門 正永子喜三郎 元祿七 御書院番

某 大郎左衛門 正惟男

正勝

内記 正信二男 溟人其子二人アリ松平義行松平真富ニ仕フ

正信三男

正貞

喜太郎 仕備林君 二百俵

某 金三郎 大御番 實正永二男

勝吉

喜八郎 金五郎 金兵衛 兄正盛早世ニ依テ父ノ家督ヲ繼テ千六百五十石 元和六艘炮頭同七年清水御船手

勝武

金五郎 領知如父 御船手 萬治二死

勝行

金五郎 千三百五十石 延寶六 御小性組 同七十八人頭 貞享四御先手 並加増三百石 元祿三死

勝通

金五郎 御使番 千六百五十石

勝仍

二郎兵衛 分知三百石無子

勝吉二男

左二右衛門 千七百石 始二百俵 小十人組 寛永九五百俵御小性組 承應元御先手 同二百三十石清水奉行 延寶二又御先手

正友

成瀬與太夫 五年二百俵 以下 子孫アリ

勝正

惣左衛門 三百俵下サル 貞享元御船手 加三百俵

六郎兵衛

御小性組

惣八

御書院番 弟

智勝

一學 新五郎 彦兵衛 千二百石 延寶六 御小性組

勝芳

左治右衛門 元祿七 御小性組 寶永御使番 享保四御先手

○天野氏證文

頼朝御自筆御判は甲州一亂の初同國南部の建中寺和尚に預置候處其刻御判斗紛失申候日付際よりたち扱被申候 いつものうないとをかけはほうこうたにことなる あいたとをかけ十代よりとも十代いかなるふしきありといふともとかにおこなはるべからずこれは

ふひんとおほしめすゆへなり ぶんち二年七月十日 天野周防土用王丸時代同安藝八郎景光申勢田合戦事親父七郎右衛門尉經顯屬干當御手馳向最前去正月一日到干十一日速日致合戦堅固毎日橋詰於矢倉抽軍忠之條今川五郎入道殿御見知畢其上於軍陣無其隠上者賜御證文爲借後證恐々謹上如件

建武三年七月日

大休寺殿直義判

新田左馬守佐殿元弘合戰所見

天野周防七郎左衛門尉經顯と申子息三郎經政關本合戰事右者元弘三五日經顯經政馳參干片瀬原則奉屈干御手掛破稻村崎之陣迄稻瀬川並前濱鳥居根致合戰忠之處若黨犬居左衛門五郎茂宗小河彦七安重中間孫五郎藤澤男等令討死畢自同廿一日廿二日迄葛西谷之合戰致軍忠畢此等次第御目知之上同時合戰之間新田矢鳥次郎上野國住人山上七郎五郎見知之間就棒證文御注進之上者爲後證欲申賜御證判仍言上如件

元弘三年十二月

御判

一見了

寶篋院殿義詮

去月十五日於三州竹島合戰被疵之吉良左兵衛滿貞所申任せ尤以神妙彌可抽戰功狀仍如件

貞治二年二月四日

御判

天野左京亮殿

上卿久我大納言永德二年七月六日

宣旨天野景隆宜任下野守藏人頭右兵衛藤原氏房奉

上卿久我大納言應永七八月十日

宣旨修理亮藤原秀政宜任安藝守右兵衛藤原清長奉

上卿洞院中納言永和元年十二月五日

宣旨藤原景隆宜任近江守藏人權介藤原景遠奉

遠江國奥山郷三步一信渡地頭職之事爲料所被預置也

早守先例可致沙汰之狀如件

正平十三年九月廿一日

左馬頭御判

天野兵部權少輔殿

遠江國大峯平山犬居村地頭職之事

横地左京亮長連文爲は正平六年就掠給之可遂行之由度々雖被仰下守護人今川入道心省任御事書之旨心省觀應三十三成安塔之間依沙汰に付康曆二十二廿六長連申成料所之處永德二八廿五被止料所之儀畢雖然長連猶以就欲申之去月廿一日有御沙汰之處捨正平御下文は申成料所之間令辨置候至料所之段は既被止其號候間旁可以被閣長連訴訟也此上は可被令領知狀依仰執達如件

至德三年六月廿七日

左衛門佐判

天野遠江入道殿

遠江國笠原庄内上方下郷山衛庄西平村内瀬尻大嶺事爲兵糧料所々預置也守先例可致其沙汰狀如件
應永十六年二月十八日

鎌倉殿

滿兼判

天野左京亮殿

天野下野守景隆申遠江國濱等名村事任證狀等之旨所返謝之者如元知行不可有相違之狀如件

明德三年六月二日

右衛門佐判

雖末相談候尤聊爾啓候自今已後は東可被相通事可爲愼意候爲其態越飛脚候仍黃金式枚越し候委細待口上申付候恐々謹言

十一月十七日

武田晴信判

天野安藝守殿

同 小四郎殿

今度宛行知行之事

遠江國犬居三ヶ所一圓不入不可有相違事
雲奈横川兩郷五拾貫文前々雖爲本知近年此令爲領所候條爲新於忍宛行事
同名七郎何様之以忠節雖企行作今度令出仕其上身

血以爲扶助之條彼父子訴之段一切不可許容事

親類同名前々是又不可有相違事

奥山兵部丞同左近將監并宗山鱒爲新同心是又不可有相違事

右之條々如前々不可有相違者也仍如件

永祿十二年己巳四月十三日

御判

天野宮内右衛門尉殿

御朱印

河根郷五百貫文地爲手長申付上は有無沙汰石川伯者守方へ年貢等如此真可被納之也仍如件

永祿十二己巳年四月十三日

天野宮内右衛門尉殿

今度依令忠節出置本知之事

犬居三ヶ村并雲奈横川都合五百貫文

右出置知行棟別其外爲不入申付候上永不可有相違者也仍如件

永祿十二己巳四月二日

御判

天野宮内右衛門尉殿

同 助兵衛殿

同 刑部右衛門殿